

(菓子屋行)	二十一名			
性行不良	禁止家屋出入	二十八名	男女關係	二十九名
	虛偽中出	二十一名	墮落傾向	二十四名
犯 罪	暴行脅迫	百七十名	喫烟	八十三名
	公物破毀	十六名	窃盜詐欺	十九名

この他、たちの悪いものは数は尠きも文書偽造三、金錢不正行爲、四、質入、六等があつた。

これ等の状況によつても、學生の操守風尙が窺はれるが、學校はこの對策として個人の訓練に重きを置き、一面職員は結束以て躬行示範生徒をして則る處あらしむると云ふ態度で生徒に臨んでゐる様で、ある。家庭との連絡殊に性行不良のもの、注意を要するものは、その父母又は親權者を學校に召喚して家庭と力を合せて極力其矯正にかゝつた。また學校は手を提へて校外取締りなど緊密なる連絡をとつて其矯救にあたつてゐる。

二 訓育問題と校訓校歌 訓育問題は本期より次期にかけての中等教育に於ける中心問題であつた。

各學校も眞劍になつて、其根本策として生徒の性格の通性、また個性を考察し或は社會環境の推移に鑑み其訓陶の功を切實にする様頻りに其陶冶にかゝつた。

また其學校の學風の樹立と校規の振肅につとめた。この反映ともいふべきか、校訓及校歌が申合せた様に各學校に制定せられ、訓育を中心としてかゝつた様子が窺はれる。とも角如何にして訓育の實をあげるかは各學校として重要な問題であつた。

ホ 其他の施設 父兄會、父兄惣代の設置、校外取締りなどまた校外取締りの各中等學校の連絡などもこの期に入つて一層活動してゐる。

4 体育問題と理科教育問題 これは本期の中半、大正三四年頃から特に高調せられた問題である。この問題の提唱の理由は色々あるであらうが、其重なる原因の一として、歐洲大戰の結果從來輸入されたる藥品染料其他種々の器械器具の輸入が杜絶して、吾國は大なる苦患をなめた。偶々國産品を獎勵しても外國品のそれに比べて比較にならぬみじめさに、吾國家は大聲疾呼、科學の研究を絶叫し理科教育の振興を策したるに初まつた様である。體育の獎勵もこの大戰の結果體力の優秀なるものが最後の勝利者たる實際に鑑み體育の振興を高唱力説したる所以であらう。

理科教育の振興に關して文部省訓令第一號(大正七年二月五日)で實驗要目が發布せられ其振作を獎勵した。縣はこれをうけて、三ヶ年の年次計劃で尠なからぬ縣費の支出をして、(文部省の補助費と合せて)一意其興隆を策した。各學校はまづ實驗教材の研究、第一次の設備完成、生徒の實驗等陣容を新にして臨んだ。其實動の高潮に達したるは第七期に入りてからなので次期に叙することにする。

體操科の研究熱の高唱と共に、講習、競技、設備の年次完成、競技の取入れ等大分油がのつて來た。しかし其隆盛を極めて其實績の見るべきに至つたのは次の七期に入つてからの様である。

5 時局と教育 吾國が直接戦争に参加したのは山東の一角に兵を動かした位である。戦争其物は曾つて體驗せる日清日露のそれに比すれば同一の談ではない。しかし前項で述べた通り歐洲戰亂が吾國に

與へた教訓は少々ではなかつた。學問の獨立、體力の優越などは二の次ぎとして、國民精神の高潮、國家總動員、犠牲心の發揮、これ等の實物教育を見せつけられてこれを唯一の精神教育の資料として生徒の教養に膺つた。理科、體育の問題などは前に述べた通りである。

四 教員の需給 本期末大正七八年頃からそろ／＼所謂好景氣が擡頭して來た。事業は各地各所に續々起つてくる、それ等の會社商店にはそれ／＼適當の人を要する、それで中等教員の拉致に目をつけてどん／＼高給を拂つて引張つて行く、物理化學の人は引つ張り風であつた。一面この好景氣につれ、各種の中等學校は新設される。中等教員養成機關が擴張されても、相當の教養期間を要するので右から左へと補充することは出來ぬ。それで某教科に對し若干の修養でもあるといふ人は無資格であるのに拘らず任用して時急を救つた。しかし中等教員拂底の絶頂は次期の前半であつた様である。中學校に限らず縣下中等學校長は資格ある教員の招致には大分頭を痛めた様であつた。

五 各學校狀況

1 熊本縣立中學濟々燬

天草分校獨立と本校寄宿舎の増築 明治廿九年以來濟々燬の分校であつた天草分校は、本期明治四十二年四月一日からいよ／＼獨立して熊本縣立天草中學校と改稱した。尙本燬では四十年五月寄宿舎の竣工で本校の設營方面の仕事は一通り完成した。

内容 一斑

訓育條目の制定と愛歌の作成 本校の前身私立濟々燬時代、生徒教養の主義方針として三綱領を定め造次顛沛これに則らしめ生徒訓育の標的としたことは、私學の昔から縣立の今日まで終始一貫變りはない。尙この三綱領の底徹を圖るため明治四十三年には左の八條目を制定して生徒の訓化に助めてゐる。

〇八 條 目

- 一 清明仁愛剛健の三徳を修め以て人格の完成を期すべし
- 一 光輝ある我費の歴史に鑑み以て愛費の精神を發揮すべし
- 一 孝悌の道を厚うし忠愛の念を長養すべし
- 一 師弟の倫を重んじ學友の信、公共の誼を厚うすべし
- 一 儉素以て己を持し禮文以て其身を修むべし
- 一 規律の習慣を貴ひ向上の志を盛にし發憤以て其業を勵むべし
- 一 高尚純潔の情操を涵養し精確周匝の知能を啓發すべし
- 一 齊整強健の身體を鍛錬し耐久旺盛の氣力を修養すべし

尙ほ學校精神を象徴する愛歌を作成してゐる。吟誦の間生徒人格の修養に尠からざる資料となるであらう。

〇 愛 歌

一 碧落^{ヘチツク}仰げば偉なる哉

渦卷く煙幾百丈

世界一てふ大火山

銀杏城東龍山の

混々盡きぬ白川に

二 往昔懐へば遠き哉

道を講ずる一茅舎

心筑紫の杜鵑

恩命一我費の

三 終始一貫渝らざる

「清明」「仁愛」「剛健」の

ふりさけ見れば碧萬里

宇宙の偉觀清新の

四 あゝ藤肥州の領せし地

無限の惠澤に民浴し

歴代菊池の忠烈は

天地萬象皆わが師

我等の意氣を示さずや

翠を占むる濟々費

宏壯偉大の影うつす」

同心の友集りて

金石透す赤誠の

聲は雲井に聞えてや

無比の光榮銘せよや」

教は知れよ三綱領

三徳之れがもとよなる

朝暾出でんず大海原

景趣はやがて我理想」

あゝ感公の治めし土

流風餘韻尙存す

榮を櫻花と競ふなり

進まん思想の目標に」

井芹覺長の榮譽 明治四十一年三月一日井芹覺長が多年教育に従事して功勞顯著なる故を以て、文部省から金貳百圓を賞與され、尙四十四年十二月四日には帝國教育會から教育功勞者として功牌の贈呈をうけてゐる。これは單に井芹覺長一人の名譽のみならず學校の榮譽とも云へる。

井芹覺長の外遊 大正六年九月七日井芹覺長歐米視察の途に上つた。彼の地の教育其他、文物制度諸

般の視察を終へて翌七年八月十四日歸朝した。覺長のこの視察は生徒教養の上に於て裨益する處尠くなかつた様である。

學校長 本期を通じて覺長は井芹經平であつた。

在職中思ひ出せる點二つ三つ

熊本縣立中學濟々覺長 武 田 雄 三

私は大正五年二月に、高知縣立第一中學校(今の城東中學校)より、濟々覺長に轉任して漸五ヶ年在勤しました。當時の覺長は井芹先生であつて、親しく御指導に與つたのであります。當時濟々覺長にまゐりまして多少目新らしく感じた事が、今でも記憶に存して居りますから、其を少々述べる事と致します。

第一に驚いたのは生徒に喧嘩の多かつた事でした。處罰會議を開いたうちで、喧嘩に關する處分が一番多かつたと記憶します。原因は微々たる感情の行違ひが多いのです。喧嘩をしなくても濟む様な理由許りです。私は何故かう亂暴なのだらうかと不審に思つていました。しまひには慣れて怪まぬ様になりましたが、本人も父兄も又社會も餘り悪い事でない様に考へて居る様に思はれて異様に感じたのであります。尤も學生のこととて、そこはあつさりしたもので、颱風一過何時までも其を根に持つ様なことはありませんでした。

第二、オリンピック式の陸上競技の、未だ今日の如く盛でなかつた時代、殊に熊本は他縣には余程後れて居たのであります。職員の中に餘もり事情に通曉して居ないと見え、運動場の一隅に百米の直線コースを作らうとした時、種々の抗議が出て、曰く少數の者に依つて、廣い場所を獨占するのは、贅澤である。曰く他の運動の防げとな

る。曰く折角生へて居る芝を取るのはおしい。などといつて中々困難でありました。又其生徒か肩から兩腕丸出しの運動服(現今普通に行はれて居るもの)を著て運動をすると、そんな肉体を露出するのは宜しくない、普通のシャツで十分ではないか、こんな服装は宜しく禁すべきだと申します。体操の先生も生徒も其の利を説き又一般に使用せられつゝある大勢を説いても、中々承認の色が見えず、兎に角いやなスタイルだ位に思ふて居たものか多くなりました。スパイクの如きも其の使用を許すには、色々の制限をつけて少數に默認的に放つて置いた様な次第でありました。當時競技に對する考は、單に服装の點だけでも其の後れて居る事か判りますが、私か大正十年に熊本を去つて松江に赴いた時、其の程度が數年後れて居る事を明かに感じました。當時の濟々費否熊本と云つても過言でないと思ひますか、他縣に比して數年の立ち後れかあつた様に思はれます。一般公衆の競技に對する知識、理解も亦然りでありました。此の状態と現在とを思ひ比べると今昔の感に堪えないものがあります。

第三、井芹先生がしきりと、適性教育を高唱せられて居りました。一學年二百に近い生徒であるから、學力、性質、趣味、嗜好、目的、体力等は千差萬別の筈である。文科的の者もあれば理科的の者もある。之を劃一的に課することは甚だ不合理であり、生徒は迷惑であり、能力の發揮を十分にすることが出来ない、宜しく適性の教育を施すべきであると云はれてクラスの編成を、能力の差に依つて四階級或時は二階級に分けて教授せしめられました。優なる者には能う限り其の力を伸ばし、劣なる者には進度の如何に顧慮する事なく、能力に應じた程度に於て授ける事にしました。之が擔任たる教員も亦其の主旨を以て之に臨むといふ事にしました。之れは見識のある遺方で、誠に結構な事でありました。實は當時高知の學校では既に之れを實行して永續しなかつた例があるから私は井芹費長に其の理由を述べた所、教員さへ十分ハマツテやれば、理想はこゝに置かねばならぬと、云はれて斷行せられたが、之れ亦永續しなかつた。其の理由の主なるものは、訓育上面白からぬ種々の現象が現はれて來たのと、教員其の人を得ることが困難であつたと思ひます。然れど井芹先生は尙改善策を種々講ぜられたが、遂に其の實現を完ふ

する事が出来なかつた様に思ひます。然れど我々の理想は全くこゝになければならぬ事と今更の如く痛感するのでありますが、其の困難は依然として困難であつて、なか／＼理想實現の途を發見し難いと思ひます。

第四、濟々費に赴任して目についた事は、焼杉の下駄に洋服手拭を腰にぶら下けて、肩を聳かして、濶歩して居つた事でありました。殊に此の手拭か何となく目さはりであつた。此れか肥後學生の特色かと考へて居つた。焼杉か學校で時々亂足せられると云ふので、之れ亦異様に思ひました。更に自分が湯屋又は紳士の會合の際にも穿違はるゝ事實に遇うて、之は妙な習慣があるなと感じました。一般の人達は此の點に就ては餘り鋭敏でない様である。然し悪習慣だ是非矯正せねばならぬ、其の原因が何處にあるかと考へましたが、之れは單に濟々費のみでない事が判つた。然し矯正せねばならぬ悪弊だと考へ、折角努力して居るか、今に十分矯正が出来ないのを遺憾と致します。かゝる悪習慣があると思ふと、禮儀が中々厚い。其の形式は整はない處があるにしても、中々禮讓に富んで居る之は誠に氣持がよい、之は肥後の美德と考へました。之れは現今でも餘り變りはない様である。それに神社佛閣への参拜は度を過ぐると思はる位、能く行はれて居りまして他縣には餘りよく見受けられない好き現象と感じました。更に肥後獨得と稱する皮肉の輕口、即ちワマカシなるものが盛であつて他縣より來た者は其の眞意を疑ひ實に不快に感じましたが之れは現今大に減じました。時たま、あるにしても人が餘り興味を持たぬと見え、漸次衰へる様であり結構な事でありました。

第五、萬年筆は今でこそ小學の兒童までも所持して、誰れも之れを贅澤品とは考へない、勿論價も頗る安くなくてはおるが然し大正五六年頃には之れを贅澤品扱ひにせられ、學校では之か使用を禁止する旨を屢達した事を記憶して居ります。

運動靴を使用さす様になつた時にも色々議論があり、それをどこに置くか、袋に入れて教室の机の横にかけて置かうと云へば眞赤になつて神聖なる教室に靴を、袋に入れたとは云へ、持ち込むことはケンカラ又斷然しないと怒

號した先生もあつた位でした。

又總ての表簿類が大き過ぎて、机の上のりきらず、取扱ひに不便、従つて仕事の能率が上らない。少くしよ
うとすると五十四萬石だからナールといふ聲が起る位であり、又和紙に一々毛筆で記録する程、概して保守的氣分か
濃厚でありました。

十年前私の濟々費に執務して居つた時と、今日とを比較すると諸種の點に於て變化があり、進歩があります。學
費自体の變化と、社會の推移に伴ふ所の變化とがあります。これは免れぬ所と思ひます。以上は私の在職して居
つた過去の五ヶ年間、特に目に觸れた記憶に存して居つた所を二三述べたのであります。當時の濟々費の生徒の
傾向の一端が判れば結構と思ひます。 昭和、六、九、一五

2 熊本縣立熊本中學校

本校は明治卅七年十月新築校舎成り、更に大正元年十一月講堂を新築し全四年運動場千八百廿一坪の
擴張を爲し、これで諸設備は一と通り完成した。卅七年十月大江の新校舎移轉を機縁とし更始一新の覺
悟で教育實質の進展、特に生徒學業の向上に力をつくした様である。

内容 一班

校訓 凡本校の生徒たるものは教育の聖旨を奉體し、戊申の大詔を恪守し、誠實心を秉り禮敬身を
持し、善を爲すに勇に過を改むるに敏に、己に克ち欲を制し、身體を鍊磨し艱苦に耐忍し、専ら修學に
力め小成に安んずることなく、日夜淬礪し、士君子たるの修養を完うし、國家の忠良たることを期すべ

し。此の志を堅持して移らざる、之を立志を云ひ、此志を實行して倦まざる、之を篤行と云ふ。諸子夫
れ立志篤行以て本校教育の趣旨に副へよ。

衛生設備 知能の發達を圖ると共に、身體の強健を期することは各種の教育皆然りであるが、殊に心
身發達の一番旺盛なるは、初等、中等教育時代にあることは云ふまでもない。そして身体方面はこの發達
期にあるときがまた一番病氣に犯かされ易い。本校はこの方面に深く注意して、學校醫の定期検査の外
毎月一回づ、校醫を出動せしめて、病身又は虚弱なる生徒の診断を爲さしめ其療養にかゝらしてゐる
學校長 本期を通じて野田寛が校長である。

3 熊本縣立玉名中學校

明治四十年三月理化博物教室、圖書教室、銃器室、倉庫、渡廊下便所等の新設及増築が竣工し、同四
十一年三月寄宿舎一棟増築、同四十二年三月生徒控所増築同四十三年四月圖書室増築、大正二年三月運
動場の擴張が行はれてゐる。

校訓及校歌 生徒訓育の資料として校訓及校歌の制定があつてゐる。左に採録する。

○ 校 訓

- 一 忠孝ヲ本トシ公德ヲ養フベシ
- 二 廉耻ヲ重ンジ士氣ヲ振フベシ
- 三 規律ヲ守リ作法ヲ正スベシ
- 四 時間ヲ惜シミ勤勞ヲ尙フベシ

五 體力ヲ練リ進取ニ勇ナルベシ

○ 校 歌

一 菊池の流逶迤として
此處城北の一聖地
其名ゆかしき玉陵に

美田潤し海に入る
小岱山を脊に負ひて
聳えて雄雄し我が校舎

二 校舎の窓ゆ見晴かす
不知火燃ゆる有明の
雲仙嶽は巍峨として

山は二の岳三の岳
海を隔て、眉近く
巨人の如くそそりたつ

三 起てや我が友俊彦が
玉名文化の發祥地
英魂訪へば菩提所に

儒佛の講座これぞこれ
誠忠無比の菊池氏が
今も偉勳の香ばしや

四 嗚呼玉陵の健男兒
尊きき史蹟の化を受けて
一意盡忠報國の

四圍の自然に育まれ
進取剛健氣を負ひつ
思念に燃えて起たんかな

學校長 大正二年八月甲野校長休職となり、同年九月和歌山中學校教諭沼田博雄本校長に任せられた。

4 熊本縣立鹿本中學校

明治四十年度に生徒控問の一部を建設し、大正八年四月物理化學準備室及實驗室が竣工してゐる。

内 容 一 班

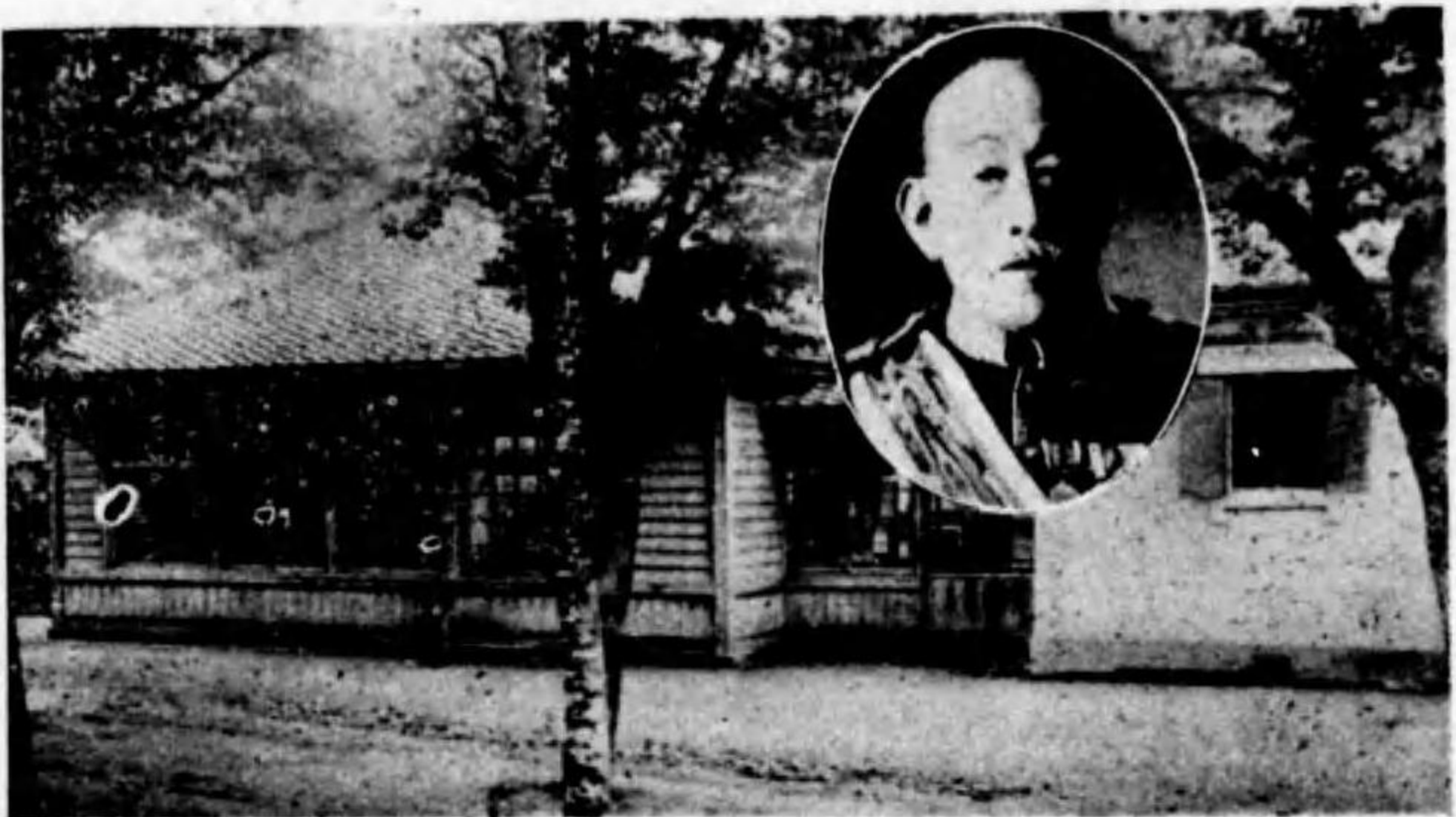
清浦文庫の開庫 肥後が生んだ官場に於ける第一人者、清浦子爵は實に鹿本郡來民町の出生である、郷土愛に満てる子爵は、郷土の俊秀を誘掖することが郷土に竭くす第一義であるとして、圖書館設立の爲め尠なからざる金員を寄附せられた。學校は縣に稟請して本校域内に清浦文庫を建設しいよ／＼四十一年の紀元節をトして開庫式をあげた。其利益に浴する中學生は云ふまでもなく地方人士の享くる効果は鮮少ではあるまい。當該地方文化進展の爲め最も有益なる事業である。

校訓と校歌 校訓と校歌は大正五年正月元旦に制定したも

の全文は

○ 校 訓

第一條 常ニ聖旨ヲ奉體シ堅ク校則ヲ遵守シ身ヲ修メ業ヲ勵ミ以テ人格ヲ大成スヘシ



清浦文庫と清浦奎吾肖像

第二條 秩序ヲ重シ協同ノ心ヲ厚ウシ奮勵努力以テ校風ヲ發揚スベシ
第三條 剛健ナル心身ヲ養ヒ志氣ヲ旺ニシ勇往邁進以テ國家有用ノ材タルヲ期スベシ

○校歌

一、見よや蘇岳の噴煙を
後に兀たる不動岩
八方か岳に旭陽の
譽は我等の血を沸かし
落つるや塵寰雲消えて

向上飛躍の氣慨あり
不屈不撓の默示あり
射すや歴代誠忠の
菊池の川に玉盤の
城北健兒神ぞ凝る
古道正しく胸に滿つ
來者の譏いかにせむ
劍を執りて邪を拂ひ
天の攝理を尊みて
いさや進まむ諸共に

二、前賢既に範を垂れ
我に懿徳の見るなくば
質朴の楯剛健の
山河自然の教訓を
久遠の理想を目さしつゝ

清浦子爵獎學賞 これも清浦子爵の郷土愛のあらはれの一つである。卒業生中、學業優等品行方正の者に對し之を獎勵し一面後進者をして則らしむ精神である。大正六年三月第十五回卒業生の該當者に對し授與された。これが清浦子爵獎學賞授與の始である。

學校長 本期間の學校長は、明治四十二年七月學校長水上浩然縣立八代中學校長に轉じ同月米原繁藏其後を受け、大正四年九月米原校長依願退職となり全月今井精一が其後を襲ふた。

清浦伯爵と鹿中及清浦文庫

熊本縣立清浦文庫

清浦伯爵が肥後獎學會會頭として、或は其他縣教育界各方面に盡されたる御功績は、天下周知の事實であつて、今更こゝに喋々を要しないことであるが、伯爵とその出生地に在る鹿本中學校との關係に就いては之を知るものが比較的少いやうに思ふ。今この事に就いて少しばかり述べて見よう。

清浦伯爵が特に友情に厚く、郷黨故舊を深く思はれ、國家樞要の地位に在りながら常に郷土開發と郷黨後進の誘掖輔導に意を用ひて居られる事は有名な話で、我が鹿本中學校に於ける清浦文庫設立や卒業生に對する獎學費授與などもその一つのあらはれである。明治三十九年十一月展幕のため來民町に歸省せられた伯爵は鹿中に臨まれて全生徒に對して一場の御講演をせられ、圖書館創立費二千圓と伯爵が多年に亘つて蒐集せられた大部の藏書とを提供せられた。これが即ち現在の清浦文庫の濫觴であつて、當時の水上課長は諸有志と共に伯爵の厚志を銜んで之が成立に鞅掌し、四十年秋九月鹿本中學校々庭に着工、越えて明治四十一年二月十一日紀元節の佳日を以て開館式を行つたのである。郷黨の人士が、伯爵の此の美舉に對し如何に感謝し歡喜したかは想像するに難くない。考へて見るに二十年前のこの時代までは、圖書館を設立して後進の育英をなすが如きは、未だ他に多く其の匹儔を見ない所であつて、伯爵の達識には深く敬服し感謝する次第である。その後も伯爵の度々の出捐あり、文庫は次第に發展し大正十一年に至りて移管せられて縣立圖書館となり、今や藏書冊數六千を數ふるに至り、城北の文化發達に偉大なる貢獻をなしつゝあるのである。

又獎學費授與の方は大正五年、當時今井校長の時に之も郷黨の人材養成の意味で始められて、今日に至つたもの

で、毎年数名の優等卒業生を選定して、之に銀時計其他の奨學賞を授與せらるゝものである。考へて見るに伯爵の立志竝に修養の工夫が悉く天下青年學徒の好模範であり、それより與へらるゝ感化亦特筆大書すべきものがあるのに、今又この舉あり。果してすでにこの奨學賞受賞者中より多くの異彩ある人物、有用なる人材を社會に送り出してゐる。

以上述べ来れば、何れも伯爵が郷土を愛し郷人を啓發せんとするの至情に發せざるものなく、かくの如き大先輩を有するは本縣教育界にとつても大なる誇でなければならぬ。

以上はほんの一部を述べたに過ぎぬもので、伯爵は常に鹿中の發展向上に多大の關心を持たれ、鹿中の今日あるを得たるも伯爵の御援助によるものが非常に多い。たゞ予の不文この間の消息を審に述べ得ないことを遺憾とする次第である。——終り——

5 熊本縣立八代中學校

明治四十年九月博物教室卅七坪五合の増築が竣工し、大正二年十月講堂百坪の新築あり、大正八年五月理化實驗室卅六坪の新築が落成してゐる。

内容 一般

地方監督部 生徒訓育の徹底を期するため、地方監督部を定め各地方監督に教諭を配當し上級生を役員とし校外取締りをやつてゐる。唯監督の目を光らすでなくつて、各地方生徒の相談相手となり親切に指導して事故を未然に防ぐといふやり方である。

校訓校歌 本校綱領として左の三徳目を選んである。

忠誠、剛健、進取

云ふまでもなく生徒教養の主義方針である。尙校歌を作成して生徒品性陶冶の資料としてゐる。校歌の全文は水上浩然の寄稿にゆづる。

學校長 明治四十二年廿一日付を以て校長村上俊江山口縣立荻中學校長に轉任、同四月廿七日付本校教諭松野重太郎校長事務取扱を命せられ、同年七月廿九日付を以て、鹿本中學校長水上浩然本校長に轉任してゐる。

八代中學校全景



八代中學自明治四十三年至大正三年學生當時の回顧

養田 胸喜

いま表題の下に執筆が課せられたのであるが、顧みれば最早二十年前のことであり、當時の歴史を資料に徴する時間の餘裕も與へられないのであるから、一般に當時の回顧を現代史に脈絡對照せしめての感想を筆者の狭き思想生活を中心として綴ることを許して頂きたい。

昨年以來不景氣と就職難とのために、殊に中學の入學志願者が急激に減退して、一時大問題となつた入學難、試

驗地獄の訴は自然に聞かれなくなつたが、我々の時代には中學の入學試験のために特に準備の勉強をするといふことは殆どなかつた、少くとも自分はそれを経験しなかつた、また當時高等學校も無試験入學の制度があつたので自分が入學試験勉強といふものは一時在籍した東京法科大学入學の際、それもほんの少し許りやつたに過ぎなかつたのである。

最近全國民的思想感亂に就いて教育改造の輿論方策が朝野から起り、知育偏重が悪いといふことが一齊に指摘されてゐるけれども、實は小學から大學まで「試験勉強」であるためにその知育さへも實になつてをらぬので、統一のない斷片的記憶概念のおぼつかなき殘痕を留むるに終つて居るのが、教育の現状である。それも明治以來父兄も當人もまた教師の側でも學校教育勉強なるものは、後に利益を擧ぐるための「投資」と考へ來つたので、教育の精神は學校から減り去つたのである。學生の赤化、綜合的に「思想國難」といふ最近の事實は決して因なくして生じたのではなかつた。マルキシズムの流行はむしろ外的觸發條件であつたのである。かういふ意味に於いては最近の中學入學志願者の減退といふことは、消極的ながら喜ぶべき現象であるといひ得よう、「試験勉強」以外に眞の教育修學目的の實現が所期せらるるに至らんことを、學制改革運動に關聯して祈念するものである。

我々の中學時代は明治末年から大正初年にかけてであつて、既に四十一年には「華ヲ去り實ニ就キ荒怠相誠メ」よとの長き御言葉ありし「戊申詔書」の御發ありし如く、日露戰爭後の國民的弛緩の連續期で、四十三年にはかの幸徳事件が起つたのであるけれども、國民の風尙は猶 明治天皇の大稜威により日本精神に導かれてをたつたのであつて、自分は國語の先生から乃木將軍に關する作文の言句に就いて誤解からの叱言を蒙つたことを今も印象深く記憶してゐるが、それ程國民精神は猶一般に生動してをたつたので、それは特に 明治天皇御惱重らせ給ひしより御崩御御大葬に至るまでに示されたかの全國民的の宗教的感激と儀禮とに於いて最高調に達したのであつた。二重橋前に土下座して御惱御平癒を一心不亂に祈願してゐる老弱男女の様を示した新聞の寫眞面と、九月十三日未明御靈輦

宮城を出でますを御遙拜申上げた學校々庭の篝火に照された式場の光景は今も鮮かに眼底に残つてゐる。悲しき思ひ出は赤化が大學高等學校から中學小學校にまで波及しつゝある現日本の綜合的「國難」状態により更に強化せらるゝのである。當時ロンドン・タイムスが日本の國運は 明治天皇の御崩御と共に下向せんといつた言葉は悲しくも箴となり、今日の状態を現出したのである。

こゝに自分はいひ次ぐ言葉を失つたので最後に近作の歌數首を添へ、このとゝのはざる一文を閉ぢよう。

悲 歎 述 懷

尊氏の墓石をむちうちちのゝじりし人の思ひもうつしぬなりぬ

尊氏にくみせしやからをかへりみて笑ふ資格ありや今の日本人に

海原をのぞめば悲し大陸をおもへは痛し民のこゝろは

内におごり外にへつらひ國民をさいなみてありまつりごとのつかさらは

み國賣ることをあらはの言葉もていひつゝのるしれものかゝるかゝる世にいづ

あな悲しあないきどほろしこのさまに黙してあらば汝も不忠の臣ぞ

しれものゝ不忠の心いきのかぎりうちてしやまわれらみ民は

み民われらいのちの仇とみ國賣る不忠のやからをうちてしやまむ

七たびも生きかはりてもみ國まもるいのちのいくさ戦ひすゝまむ

皇神のみ祖のみたま天がけり生々世々のいくさをまもれ

うまごらよわれらがいのちをうけつぎて戦ひ戦ひ進め進めよ

道早振神のひらきしきしまの道のおきてをとほに守れよ

天地のむたきはみなき日の本のはいのちにとほにいらなむ

おごそかにたまたざらめや神代よりうけつぎ來たるうらやすの國

六・九・三夜稿

自明治四十年
至同四十四年頃ニ於ケル八代中學校生徒氣風ノ一端

濱 田 淨

八代中學校デハ夙ニ學友區制度ナルモノヲ設ケ、生徒ノ自治ヨリ品性ヲ陶冶シ、風紀ヲ向上セシムルノ方法ヲ採用セラレテ居リマシタ。所謂學友區制度トハ、全校生徒ヲ地方別ニ五ツノ學友區ニ分チ、各學友區ヲ準自治團體タラシメ、五年生カラ部長一名、副部长數名ヲ任命シ、以テ上級生一同ヲシテ部長副部长ヲ補佐シテ、下級生ノ監督並ニ學友區ノ成績向上等ニ當ラシメ運動競技等ニ至ル迄學友區ヲ本位トシテ指導スルノ制度デアリマス。從ツテ上級生自身ハ、監督指導ノ責任上勿論自己ノ行爲ヲ慎マネバナライノミナラズ、下級生ト雖學友區ノ成績ニ就テハ一部ノ責任ヲ分タネバチラズ、斯クシテ學友區間ノ競争ガ激甚トナリ、生徒ノ責任觀念ト競争心トヲ助長シ、舉ツテ自己學友區ヲ愛シ之方向上發展ニ努ムルノ結果ヲ馴致シタノデアリマス。

當時ノ八代中學校ハ本制度ノ黃金時代トモ云フベキ有様デ、未ダ之ニ伴フ弊害ノ見ルベキモノナク、學友區内上下互ニ敬愛シ、一致團結以テ潑刺タル意氣アル一種ノ校風ヲ醸成シテ居マシタ。其ノ頃ノ學友區生徒間ノ友情ト團結ト學友區相互ノ競争トハ、今思ヒ出スダニ涙含マシイモノデアリマス。友情ノ一例ト致シマシテ私ハ約二時間行程ノ處カラ通學致シマシタガ、其ノ途上殆ンド日課ノ如ク、上級生ハ下級生ノ豫習復習ヲ指導シ、同級生亦難解ノ課題等ニ就キ意見ヲ交換シテ相互ノ啓發ニ努メ、又時ニハ上級生ヲ中心トシテ訓話ヤ時事問題ヲ談笑シツ、往復ス

ルト云フ風デ、通學ノ時間ハ少シモ無駄トナライノミナラズ却ツテ運動ト勉學トヲ兼ネタル、貴重ナ時間トナツテ居タノデアリマス。又或時ハ上級生ノ發案ニヨリ、各自カラ文藝作品ヲ徵集シ、之ヲ製本回覽セシメテ切磋琢磨ニ資シタ事モアリマス。尤モ是等ハ全校ノ生徒ガ皆斯様デアツタトハ申サレマセンガ、少ク共私共ノ周圍ノ「グルーブ」ハ斯クノ如クシテ、五ヶ年ヲ經過シマシタ。

團結ガ鞏固デ競争心ガ旺盛デアツタ事ハ、例年陸上運動會ノ二三週前カラ毎夜一里以上ノ暗夜ノ里程ヲ意トセズ、部長指定ノ場所ニ參集シ、全員舉ツテ競技ノ練習ニ加ハルヲ喜ンデ居タ事ニヨツテモ、其ノ一端ヲ窺ハレマセウ。又兎狩ニ敗ケタ一學友區ガ舉ツテ、雪辱ノ意氣ヲ示ス爲メニ、剃髮シタ逸話モアリマス。

右ノ如ク地方的團結ガ鞏固トナツタ爲メ、自然全校生徒ノ協力ヲ要スル運動競技ノ如キハ衰微シ、私共ノ入學前カラ一二學年迄ノ間、縣下ニ覇ヲ唱ヘテ居タ野球ノ如キモ、五學年頃ニ至ツテハ殆ンド衰亡ニ近イ状態トナリマシタ。之ハ學友區制度ノ高調並ニ之ニ伴フ生徒氣風ニヨツテ生ジタル弊害ノ主ナル結果ノ一ツト見ル事ガ出來マセウ併シ全体トシテ愛校ノ精神ハ増進スル共決シテ薄ライダ譯デアリマセン。

濟々費ノ流ヲ吸ンダ殺伐ノ遺風ハ、當時モ尙相當旺盛デ、腕力沙汰ヲ見ル事ハ敢テ珍ラシクナク、弊衣ヲ纏ツテ天下國家ヲ談ズルヲ痛快トスルノ風ガアリ、一年二回ノ服裝検査時以外ハ靴ヲ穿カナイデ通學スル者ガ多ク、現ニ私ノ如キハ銃隊教練ニサヘ草履デ參列スルヲ常トシ、雨天ノ際ハ裸足デ登校スル事モアル有様デアリマシタ。

之ヲ要スルニ、當時ノ八代中學校生徒ハ頗ル蠻「カラ」デアル一方、極メテ質實剛健デ向學ノ精神ニ富ミ、又地方的團結心ニ強ク友情濃カナルモノデアツタト信ジマス。

自明治末期に於ける八代中學校
至大正初頭

水上浩然

余は明治四十二年夏より大正八年秋まで八代中學校に在職せしが、本校は城南地方に於ける唯一の中學校たるの故に、一意教育の基礎を築き、學風の確立を計らん爲め、さかんに代南健兒の鍛錬に努力した。當時本校教諭澤友彦君より『八代船燒温かとい』とは、熊本武士が八代武士を諷した語であるとの話を聞き、猶一層代南人士名譽回復の爲めに、専心國士の養成に向て猛進した。

代南健兒

一、律の雫萩の露、

千山萬壑くどり越え、

はて不知火の海をなす、

速き流の木綿葉川、

螢案雪窓日にむづぶ、

代南健兒の希望なり。

二、竹の園生の身を以て、

錦の御旗翻へし、

南船北馬厭ひなく、

心筑紫の征西府、

文武忠孝日に勵む、

代南健兒の理想なり。

三、白楊亭々天を衝き、

向上進取の意を示めし、

翠柳梟々枝を垂れ、

謙遜辭讓の徳を具す、

白鷺城畔讀書樓、

理想は高く希望充つ。

祖 生 鞭

龍峯之嶽球磨川、

形勝依然轟四邊、

松籟洗心舊城上、

神鈴徹骨古陵前、

身如翠柳低垂地、

氣似白楊高衝天、

螢案雪窓須努力、

龍門誰着祖生鞭、

以上二首は學校教育の精神を叙したもので、校歌として生徒の意氣を鼓舞した。

6 熊本縣立天草中學校

明治廿九年四月熊本縣尋常中學濟々費の分費として生れた天草分費は、羽翼已に成つて明治四十二年四月から獨立することになった。

天草分費を獨立の中學校と爲すために、縣から文部省に稟申した書類に「前文略……………中等教育ヲ受ケンコトヲ志望スルモノ年一年ニ多キヲ加へ現ニ本年度(明治四十一年度)中學校ニ於ケル入學志願者數ノ如キ募集生徒六百四十九人ニ對シ千五百卅八人ニ達シタルノ狀況ニ有之……………云々」これによつても中等教育機關の不足が知らる様であり、天草の獨立が機宜の措置であることが窺はれる。

内 容 一 般

明治四十二年六月生徒心得及寄宿舎規則を制定し、獨立と共に更始一新の意氣をあげてゐる様である生徒心得の三綱領として

- 一 信義ヲ尙フベシ
- 二 廉耻ヲ重ズベシ
- 三 勤儉力行ヲ旨トスベシ

と示し、更に總則第一條に、

本校生徒タルモノハ常ニ教育勅語及戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉體シ堅ク本校教訓ノ旨ヲ遵守シ以テ身ヲ修メ業ヲ勵ムベシ

と規定してある。

天草中學獎學會の組織 天草中學對家庭、中學對小學校の聯絡機關であり、一面中學校生徒の獎勵機關である。今でこそ公立の中等學校も私立學校もそれ／＼後援會とか獎學會とか殆んどある様であるが十餘年前のこの企はなかく面白。今獎學會の全文を採録する。

○ 天草中學校獎學會々則

- 第一條 本會ハ學校ト家庭トノ聯絡ヲ計リ學校教育ノ援護ナスヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ本校職員、生徒保護者及本郡小學校長ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一 會長 一名 但本校長ヲ之ニ充ツ
 - 一 評議員 若干名 但會員ノ互撰トシ任期一ケ年
 - 一 常務員 但會長之ヲ委托シ任期一ケ年
- 第四條 會長ハ會務ヲ總理シ評議員ハ要務ヲ評定シ常務員ハ事務ヲ擔當ス
- 第五條 本會ノ會費ハ一ケ年一圓トシ本校職員及生徒保護者ヨリ徵收ス
- 第六條 會費ノ納入期ハ毎年九月中トス 但シ期限外ト雖モ便宜納入差支ナシ
- 第七條 本會ハ春秋二期ニ開會ス
- 第八條 本會ハ毎年二回（七月末及十二月末ニ於テ）學校ノ狀況ヲ會員ニ報告ス
- 第九條 本會ハ職員生徒ニ對シ別項規定ノ獎勵法ヲ行フ
- 第十條 生徒ニ對スル獎勵發表ハ本校卒業授與式ノ當日之ヲ行フ

- 第十一條 本會ハ生徒ニ有益ナル圖書ヲ購入シテ智識ノ増進及精神ノ修養ニ供ス
- 第十二條 長期ノ休暇ヲ利用シ一部生徒ノ特別教養ヲ本校職員ニ囑託スルコトアルベシ
- 第十三條 本會員ハ本校及本校生徒ニ就テ聞見セシコトアル時ハ其ノ善惡ニ關セズ直ニ會長ニ親展報告ヲナスベシ
- 第十四條 本會ノ事務ハ總テ本校内ニ於テ處理ス

○ 獎勵法規定

- 第一 生徒ニ對シテ
 - 一 優等卒業生
 - 二 二ケ年以上引續キ特待生タルモノ
 - 三 三ケ年以上引續キ精勵證書ヲ授與サレシモノ
 - 四 品行方正ニシテ生徒ノ模範タルベキモノ
 - 五 成績優等ニシテ學資ニ困窮ナルモノ
- 第二 職員ニ對シテ
 - 一 五ケ年以上勤續ノ後本校ヲ去ルモノ
 - 二 十ケ年以上勤續ノモノ
 - 三 教育上特ニ功績アリト認ムルモノ
- 第三 獎勵賞ハ左ノ二種トス
 - 一 徽章（金銀牌） 但生徒ニ授與スルモノ
 - 二 物品 但職員ニハ記念品 生徒ニハ學校要具

學校長 明治四十二年四月一日中學濟々疊教諭藤本友世學校長に任せられ、大正四年九月十四日藤本校長依願退職となり、縣立熊本中學校教諭井島政吉其後を襲ふた。

私 學

1 本期私學概況 本期に新設されたものが三十に及んでゐる。新設数としては餘り少くもない。而して其の中、半数は女子に關するものであること、且つその中には普通教育でなくて特殊の職業指導に關するものが多いことなどは、時勢の反映として面白い。入學準備のための學校は前期あたりから出來て來たが此の期に入つても其の種のもが見當る。斯くて在來の分を合すると六十餘の私學が在つたことになつて本期に於ける私學の貢獻も多大なものである。

例によつてまづ本期新設の私學表及び既設私學表とを併せ掲げて其の大勢を觀、更に其の一部につき別々に簡單に狀況を述べることにする。

第六期新設私學表

名稱	所在地	設立者又ハ校長	所在地ノ位置	教養ノ主ナル教科	設置年月	廢止年月	出身者ノ備考
私立新町女子技藝學校	全市新町一丁目八三	上月 ヨシ	新町一丁目熊木通信局新町倉庫	和洋裁縫	明治四十五年十一月十五日		大正十四年三月齊實業女學校ト改稱(現存)
私立大江修德夜學館	九村大字本一	吉田 寅熊	大江町本九州學院ノ北隣	夜間普通科	明治四十二年十一月廿二日	廢	明治四十四年以後ノ學事統計書ニ見當ラス
私立測量學校	九村北岡一丁目九八	西島 寅彦	○横手町一二八	測量製圖	明治四十四年十月廿一日	全上	(現存)
私立高等實踐女學校	熊本市東坪井町五	中島 直吉		和洋裁縫 簿記、國文、簿記、工業從業ノ必要スル教科	明治四十四年三月十四日	廿二明治四十五年七月廿五日	明治四十二年七月鐵西高等實踐女學校ト合併スルノ學事統計書ニ見當ラス
私立木工學校	全市東坪井町五	井揚 熊喜		工業從業ノ必要スル教科	明治四十四年三月廿一日	廢	明治四十五年以後ノ學事統計書ニ見當ラス
私立明治裁縫女學校(改稱)玉名技藝學校	高瀬町繁根 木二一六ノ二	金栗ミツエ		裁縫	明治四十四年八月十二日	廢	明治四十五年以後ノ學事統計書ニ見當ラス
私立明治實科學校	鮎託郡木莊 村二二七	土山 榮	現在ノ東亞鐵道學校ノ敷地	實業ニ從ヘル者ニトシテ普通科ノ外實業科	明治四十四年十一月廿一日	廢	明治四十四年以後ノ學事統計書ニ見當ラス
私立熊本高等豫備學校	鮎託郡大江 七村大江四七	アール、サイ、イル、ロルト	大江町大江子 飼橋際	中學程度ノ入學準備	明治四十四年八月十二日	廢	明治四十四年以後ノ學事統計書ニ見當ラス
私立九州鐵道電信學校	鮎託郡春日 町五六〇	廣田小太郎		鐵道、郵便、電信、商業ノ必要教科	明治四十四年二月十九日	廢	明治四十四年以後ノ學事統計書ニ見當ラス

名 稱	所在地	設立者又ハ校長	所在地ノ位置	教養ノ主ナル教科	設置年月		廢止年月		出身者ノ重ナル者	備 考
					記 録	實 際	記 録	實 際		
私立淑徳實業女子學校	市内坪井町一七一	志垣 實音			大正二年頃ナリ		大正四年九月八日			

第六期存在の既設私學名

- 林 塾
- 1 第二期の設置
- 2 第三期の設置
- 3 第四期の設置
- 4 第五期の設置
- 鵬 翼 舍 觀象校 熊本獸醫學校 熊本藥學校(改稱九州藥學校) 熊本簿記學校
 - 尚綱高等女學校 熊本女學校 精照學舍 合志義塾 蒼苺學舍 井手學校
 - 熊本英語專修學校 玫瑰女學校 日蓮宗小檀林 止行學舍 熊本數學院 高野裁縫女學校
 - 有働裁縫女學校 猶興館(改稱筑紫學館) 柔遠裁縫女學校 錦城學館 宮地裁縫女學校
 - 坪井女子工藝學校(改稱九州實科高等女學校) 三原裁縫女學校 東亞鐵道學校 壺東女學校 鎮西中學校
 - 東肥女學校 熊本實科學校 英佛夜學校 八代簿記學校 啓成學館 熊本洋服學校 鎮西簿記學校
- (中島直吉經營)

2 九州學院

本院は明治四十三年一月十六日設置の認可を得てゐる。名稱は私立九州學院場所は飽託郡大江村四百七十七番地、設立者は米國人チャールス、エル、ブラウンである。創設費に拾萬圓を見込んである。教養の自的に「本學院ハ男子ニ中等程度ノ普通教育ヲ施スヲ以テ目的トス」とし定員を五百名としてある。大正二年十二月十六日徵兵令の規定による中學校の學科程度と同等以上の學校と認定せられ、大正四年十一月廿九日専門學校入學者檢定規定に依り本院卒業者を中學校卒業者同等以上の學力を有するものと指定せられた。大正五年四月廿四日學則を改正して生徒定員を五百人から五百五十人に増加し外に補習科生四十人をおくことが認可されてゐる。

教養の一斑 明治四十四年八月から毎年夏休みを利用して學校と家族との聯絡をはかる一助として縣内生徒の家庭訪問を行ふてゐる。

大正三年四月校訓を制定した曰く「敬天愛人」。

同四年四月生徒の校外取締のため監護係及主任をおいた。

本校は普通教室特別教室等殆んど遺憾なく完備し、廣濶なる運動場と相待つて縣下公私の中等學校中稀に見る設營である。

學校長 創立より本期を通じて院長は遠山參良である。

九州學院沿革史

九州學院 尾形勝彌

北米合衆國南部福音ルーテル教會傳道局代表者チャールス・エル・ブラウン氏基督傳道事業ノ一部トシテ中等程度ノ學校經營ヲ企圖シ、明治四十三年二月熊本縣飽託郡大江村大字本ニ壹萬坪ノ土地ヲ購入シ全月十九日認可ヲ得テ本學院ヲ設立ス。

同年四月開校ノ豫定ナリシモ、設備完整セザリシ爲メ、一ケ年延期セリ。明治四十四年三月十八日遠山參良氏學院長ノ職ニ就キ、同年四月十五日開校ス。同年四月寄宿舎並ニ雨天体操場落成シタルヲ以テ寄宿舎ノ一部ヲ假教室トシテ第一回ノ入學試験ヲ行ヒ、百二十二名ニ入學ヲ許可シ、第一學年ヲ編成シ、授業ヲ開始ス。明治四十五年四月本校舎建築竣成セシヲ以テ之ニ移リ、第二回入學試験ヲ行ヒ、九十五名ヲ入學セシム。大正二年四月第三回ノ入學試験ヲ行ヒ百參拾參名ヲ入學セシム。同年十二月十六日徵兵令第十三條第一項第二號ノ規定ニ依ル中學校ノ學科程度同等以上ノ學校ト認定セラル。大正三年四月第四回ノ入學試験ヲ行ヒ百十四名ヲ入學セシム。同年同月敬天愛人ヲ校訓ト定ム。同年特別教室ヲ新築ス。同年九月雨天体操場擴張工事竣成ス。大正四年四月第五回ノ入學試験ヲ行ヒ百三十五名ヲ入學セシム。以後毎年百三十五名ヲ入學セシム。以後毎年百三十名宛一學年生ノ入學ヲ許可シタリ全年十一月廿九日專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ本學院卒業者ヲ中學校卒業者同等以上ノ學力ヲ有スルモノト指定セラル。大正五年四月二十四日生徒定員五百名ヲ本科生五百五十名補習科四十名ト變更方認可セラル同年五月五日九州學院財團法人設立認可ニ依リ、本學院ハ神學部ト共ニ財團ノ經營トナレリ。本學院ハ設立當時ニ於テハ單ニ中等程度ノ學校經營ノ計畫ナリシモ、尙進ンデ高等教育ヲ施シ、而シテ基督傳道ニ従事スベキ人物ヲ

養成スルノ目的ヲ以テ神學部ヲ附設スルコト、シ、同年五月十二日專門學校令ニ依リ其設置認可ヲ受ケ同月十八日ヲ以テ授業ヲ開始セリ。大正十四年一月講堂ヲ新築ス。本學院創立者シ・エル・ブラウン氏ノ記念講堂ナリ。同年十一月十八日ヨリ此講堂ニ於テ毎朝々禮ヲ開始ス。昭和三年三月三十一日本科生定員ヲ七百名ニ變更方認可セラル。同年十一月十七日私立九州學院ヲ九州學院ト改稱方認可セラル。昭和六年學院創立二十週年記念スル爲メ圖書館、物理教室、屋内体操場、プールヲ築造ス。

3 鎮西中學校

學則の變更 本期に入りて校舎の増築校地の擴張を行ひ、内は内容方面の充實に力を注ぎたる結果、入學志願者も比年増加するを以て、學則を變更して大正二年には生徒定員六百名とした。

學科教授の方針と体育方針 教育教授の徹底を計るため其方針を左の通り定めてゐる。

- 1 多ク知ランメシヨリモ深ク習熟セシムルコト
- 2 學科ニ趣味ヲ起サシムルコト
- 3 自發的學習ヲ促スコト

体育の向上を計るため左の方針を定めてゐる。

- 1 多數ノ親シミ易キ運動ヲ獎勵スルコト
- 2 規律正シキ運動ヲ選フコト
- 3 浮華驕奢ニ流ルゝ憂アルモノヲ避ルコト

- 4 堅忍不拔ノ氣象ヲ養フニ最モ適スルモノヲ選フコト
5 出費尠キモノタルコト

學校長 大正十年一月福島校長の後をうけ五島法眼が學校長に就任した。

明治末期及大正十年頃迄の熊本學生風俗一斑 (第四期) (野田寛氏談其四)

明治の末期より大正十年頃までを第四期とする。此の間教育機關の擴張は非常に行はれ師範教育では女子師範、第二師範の兩校が設立され、各地女學校が創立され、中學教育に於ては鎮西中學が已に第三期末に於て創立され此時の始めに九州學院が開始され、最近に至つては宇土、御船、大津が相次で設立の運に至り、既設中學に對しても定員の増加學級の増加等其れ其れ行はれ、又實業に於ても菊池に蠶業學校設立されるに至り私立の男女學校も亦多く設立された。

此の期に於て著しい事は生徒の年齢の若くなつた事で、之を第二期の中頃に比すれば平均年齢三ヶ年の差異を見るのである。

學生の風俗に於ては此の期の始めから歐洲戰役の始めまでは假令變遷しつゝあつても大した事はなかつたが、歐州戰亂後は變遷の跡が頗る著しいものがある様である。但し此には初期より今日までを總括的に一覽する事とした。

服装は各校の制服に變化はないが、外套の代りに「マント」を着るものも非常に多く、且つ服の着方も稍整正を欠いで胸を明け、又「マント」を被つて市街を通行する者等も往々見受くる様になつた。又帽章を變形して着用して居るものも間見受けられた。運動服も變更し「ランニング」には袖無の服に鉢巻をする者多く、猿股には派手やかな色合のものを着するものが少なくなかつた。劍道稽古の袴は黒袴が概して多かつた。學用品は著しく精巧となり之を前期に比すると殆んど隔世の感がある。従つて價も安くなかつた。萬年筆の使用者も亦甚だ多くなつた。前期の中頃までは懐中時計を持つものは甚だ少なかつたが、今日反つて持たない者が甚だ少いのである。

運動遊戯に於ては兎狩は非常に衰微して振はない様になり、野球庭球は特に近頃流行して來た。

武育に於ては劍道柔道共に前期と大差はない。教科外の讀書に於ては難解の本若くは大部の書を讀破しようとする風は全くなくなり、なるべく手軽な小冊子を涉獵しようとする風がある。偉人豪傑の傳記を讀むものは無いわけではないが所謂現代「新人」の著作を歓迎し、所謂思想問題に關するものも亦讀まれる様になつた。小説は益々流行し賀川豊彦氏の作特に最も歓迎され、夏目漱石氏の作は無論の事「ゾラ」「モーパッサン」「ゴルキー」「イブセン」「シヨウ」等の翻譯物亦頗る讀まれ、婦人雜誌も亦讀まれる様になつた。

學生の常套語は第三期と大抵同じで試験成績等の語は不斷話頭に上るが性、解放「デモクラシー」等の語も多く使用される様である。志望に於ては軍人志望は著しく減少の傾向を表して來た。五十年間の變遷の跡心を潜めて研究されん事を望むのである。

高等女學校

一 關係法規と本縣

1 學校令改正の要旨 明治四十三年十月、高等女學校令を改正し、同四十四年七月文部省訓令第十

二號を以て高等女學校及實科高等女學校教授要目が制定せられた、實科高等女學校の制は洵とに時代に即する施設と云ふべしである。其梗概は全國狀況の中に記したが、其精神を明治四十三年十月文部省訓令第二十三號で明白に示してあるので之を掲ぐることにする。

○文部省訓令第二十三號

北海道廳々府縣

今般勅令第四百二十號ヲ以テ高等女學校令中ニ改正ヲ加ヘラレ文部省令第二十三號ヲ以テ高等女學校令施行規則ノ一部ヲ改正セリ

近時女子教育ノ進歩ニ伴ヒ實科的各種學校ノ設置ヲ企畫スルモノ漸ク多キヲ加ヘントス然ルニ郡市町村ノ如キ公共團體ニ於テハ之ヲ設置セントスルニ何等規程ノ據ルヘキモノナクシテ不便ヲ感スルコト尠シトセス而シテ從來高等女學校ニ於テハ土地ノ情況ニ應シテ其ノ學科課程ニ斟酌ヲ加フルノ余地ヲ存セサルニアラスト雖主トシテ家政ニ關スル學科目ヲ修メントスル者ニ對シテ末々適切ナラサルノ憾アリ是レ今回ノ改正ニ於テ高等女學校ニ實科ヲ置クコトヲ得シメ其學科課程ニ於テ特ニ裁縫ニ重キヲ置キ實業ヲ加ヘ且ツ土地ノ情況ニ應シ學科目及其每週教授時數ヲ變更スルコト又選科生ヲ置キテ事情已ム能ハサル者ノ爲メニ簡易學修ノ途ヲ開キタル所以ナリ故ニ改正令ヲ實施スルニ當リテハ學科目及其程度ノ選定宜シキヲ得務メテ土地ノ情況ニ適應セシメント期セラレヘシ。

且ツ夫レ女子ノ教育ニ特ニ學校ト家庭ト相俟チテ始メテ其訓育ノ効果ヲ完ウシ得ヘキモノニシテ女子ヲシテ修學ノ爲メ遠ク父母ノ膝下ヲ離シムルガ如キハ訓育上頗ル考慮ヲ要スル所ナリトス是レ從來ノ高等女學校ノ外ニ一般公共團體等ヲシテ單獨ニ實科高等女學校ヲ設置シ又ハ之ヲ高等小學校ニ併設スルヲ得シメ以テ其ノ設置ヲ簡易ニシ地方ノ女子ヲシテ成ルヘク其地方ニ於テ必要ノ教育ヲ受クルノ便ハ得シメ學校ト家庭トヲ密接ナラシメントスル所以ナ

リ然レトモ之カ爲ニ濫設ノ弊ニ陥ルガ如キハ改正ノ本旨ニアラサルコト言フ俟タサル所ナルカ故ニ之ヲ設置スルニ方リテハ須ク地方經濟ノ情況ト教員供給ノ如何トニ鑑ミ施設其宜シキヲ失ハサラシメントニ注意セラレヘシ又新ニ實業ノ學科目ヲ設ケタルハ實業ノ趣味ヲ涵養スルト共ニ女子ヲシテ家業ヲ重シ勤勞ヲ厭ハサルノ美風ヲ失ハサラシメ質素勤勉ノ氣風ヲ養成セシメ中産ノ家庭ニ生育シタル女子ニシテ其主婦タルコトヲ得サルカ如キノ時弊ヲ匡救セントスルニ因ル唯姑ク之ヲ欠クコトヲ得ルコトヲ規定シタルハ畢竟教員ヲ得ルノ困難ト地方經濟ノ如何ヲ顧慮シタルニ因レモノナルカ故其設置ハ成ルヘク之ヲ獎勵セラレヘシ

本大臣ハ各地方長官カ能ク改正ノ趣旨ヲ体シ女子教育改善ノ實ヲ擧クルニ於テ遺算ナカラントヲ望ム

明治四十三年十月廿七日

文部大臣 小松原英太郎

2 實科女學校の特色 實科女學校が普通の高等女學校に比して特異の點は凡そ左の諸項である様である。

イ 高等女學校では土地の情況に應じて學科課程に斟酌を加ふる餘地が甚だ尠なかつた。郡部あたりの子女は高等小學校の教育だけでは物足らぬ。今少し裁縫家事を學修し兼ねて各教科の知識を高めたいたの要望がだん／＼盛んになつたが、前に云つた通り普通の高等女學校では學令及施行規則、教授要目の拘束があつて、其要望に副ふことが出來ぬ。實科の方では土地の情況に應じ學科目と每週教授時數の變更が自由である。これが特色の一つである。

ロ 裁縫に重きを置き、實業科を加へたることも其特色の一つである。普通の高等女學校では裁縫科の教授時數は各學年を通じて每週各四時間であるが、實科では修業四ヶ年制度の學校では一年と二年が

毎週十四時間、三年四年が十八時間となつてゐる、三ヶ年制度の學校では一年が十四時間、二、三年が各十八時間、二ヶ年制の學校では各十八時間である。家事の教授時數も普通の高女から見ると毎週一時間宛多いのである。

ハ 入學のつづかりが便利が多い、二ヶ年制の實科なら高二を卒業して、三ヶ年制なら高一を修業して入學さるゝ便利がある。

ニ 町村立の小學校に併設さるゝ便法もあり、組合立、郡立、其何れにしても、大抵家庭から通學さるゝことは學費の上からも、家庭のしつけの上からも、都市を離れた郡部の子女にとつて、最も調法な學校である。

二 女學校教育に對するの施設

一 女子教育機關の擴張 女子教育の機運將に熟せんとする時、四十三年學令の改正あり、實科高等女學校の制が出たので、本縣では本期中に從來の女學校にして實科高等女學校令によらぬものは、組織を改め課程を改正して昇格し、またこの令發布後實科高等女學校の創設されるものが尠くなつた、女子の嚮學心が大いに動いてゐる際とは云へ、この學令がよく當時の精神に適應してゐることが察せらるゝ。縣も女子教育の振興に關してまづ收容すべき學校の増設に向つて計劃し且つ勸奨した。

今本期以前より設立されて本期に入りたる學校と、本期に入つて創設された學校を設立順に掲ぐるば左の通りである。

明治三十四年	八代高等女學校	全	四十五年	高瀬高等女學校
全	三十六年	第一高等女學校	大正五年	人吉高等女學校
全	四十一年	隈府高等女學校	大正七年	水俣實科高等女學校
全	四十一年	市立高等女學校	全	七年
全	四十五年	山鹿高等女學校		多良木實科高等女學校

2 縣費補助 本期中女子教育の顯著なる教育事象は、實科高女の創設であつた。前表にも見る通り組合立町村立を加ふると本期に入つて増設されたものが七校の多きに及んでゐる。縣はこの新設學校の健全なる發達を計るためには、常に深甚なる提撕と奨勵を怠らなかつた。例へば大正五年の郡市長會議に指示事項中「高等女學校並實科高等女學校教員俸給ノ件」に

女子教育ノ發展ニ伴ヒ郡市ニ高等女學校又ハ實科高等女學校等ノ設置ラルルモノ漸次其數ヲ加フルハ寔ニ慶フヘキ現象ナリト雖モ而モ實績ニ至リテハ尙未タ改善ノ余地頗ル多シ想フニ此等女子教育ノ振興充實ハ因ヨリ設備ノ完否ニ因ルモノアルハ勿論ナルモ教員組織ノ改善ヲ圖リテ優良ナル教員ヲ配置スルハ根本ノ要義ニシテ現下郡市部ニ於ケル女學校刷新ノ急務ナリト信ス此旨趣ニ基キ縣ハ來年度ニ於テ各郡市ニ於ケル公立高等女學校並ニ實科高等女學校等ニ對シ教員給ノ一部ヲ補助シ以テ教員ノ組織改善ニ資スル所アラントス各位宜シク其意ノ存スル所ヲ諒シ教員改善ノ實ヲ擧ケ尙其任免ニ關シテハ將來一層慎重ノ注意ヲ拂ヒ適當ナル方法ニヨリ優良教員ノ配置ニ努メ盛々實際ノ向上ニ勵メラルヘシ

とある。かゝる意味に於て大正六年度より左記の金額の補助を爲すことを内示した。

學校名	補助額	俸給額	玉名實科	五七八圓	五、七八七圓
熊本實科	三三八圓	三、四八〇圓	山鹿實科	四一一圓	四、一〇八圓

菊池實科 六一〇圓 六、〇九八圓
 八代高女 五七七圓 五、七七二圓

球磨實科 一一九圓 一、二九〇圓
 計 二、六四三圓 二六、四三五圓

3 訓令通牒及學校長會

毎年の縣立中等學校長會議に提案さるゝ指示事項又は付議の議題等により縣の中等教育に對する改善振興の態度が窺はるゝこと及び本期の各年度を通じての重なる指示事項、付議の題目については中學校の部で述べておいた。これは云ふまでも無く縣立學校全部を通じての縣の態度である。この外特に女學校のみに關する事項を掲ぐれば次の通りである。

○女子教育ノ方針ニ關スル件

(大正三年縣立女學校長會に於て)

女子教育ノ要義ハ賢妻良母ノ素ヲ養ヒ家庭生活ヲ健實ナラシムルヲ以テ最重要ノコトナリトス故ニ教養ノ方針トシテハ智育ニ過キンヨリハ寧ロ女子トシテノ品性ヲ修メ健實ナル志操ヲ養成スルコト極メテ肝要ノコトナリト信ズ然レドモ時代思潮ノ推移ト共ニ一般ノ女子稍モスレバ空想ニ驅ラレテ不健實ノ態度ニ陥リ徒ニ形容ノ外部ヲ裝ヒテ衷心漸類レントスルノ風アルハ教育上頗注意ヲ要スベキコトナリ
 願フニ國家ノ前途ハ益々多事ニシテ國民ノ奮勵亦格段ナルヲ要スルノ秋ナレバ品性確實ニシテ勤勞事ニ衝ル女子ヲ育成シ以テ家庭生活ノ安固ヲ圖ルハ教育者ノ正ニ努ムヘキノ任務ナリトス各位ハ宜ク地方ノ狀況ニ省ミ其教育ヲシテ社會ノ實情ニ牴牾スル所ナカラシメンコトヲ期シ諸學科ノ教授ニ於テハ一層實用ヲ重シ一面訓育ニ於テモ時勢ノ趨向ニ順應スル教養ニ島メ以テ右方針ノ貫徹ヲ期セラルベシ

○女子の体育研究ニ關スル件

(右ニ同シ)

女子ノ身体養護ニ關シテハ男子ニ比シ一層複雑ナル研究ヲ要スベキモノナルニモ係ハラス其施設一般ニ不充分ナル

ハ頗ル遺憾トスル所ナリ女子ハ心身關係比較的複雑ナレバ体育ノ方法ニ於テモ体操遊戲等ノ單ニ身体ノ鍛練ニ關スル方面ノミナラズ精神ノ療養其他趣味アル運動用具等ニ付適當ナル施設研究ヲナスハ勿論常ニ學校醫ト連絡シテ心身ノ發育調査ヲ行ヒ或ハ身体検査ノ活用法ニ付攻究スル等各個ノ生理狀態ニ適應スル個別的指導ヲナシ以テ体育ノ實績ヲ收メ一面女子トシテノ訓育ト連絡補益スル様特ニ研覈セラルルヲ要ス

○家事教授ニ關スル件

(右ニ同シ)

家事科ハ女子教育ヲ家庭化スル上ニ最モ密接ノ關係ヲ有スルモノナレバ教科書ノ選擇並其取扱ハ特ニ研究ヲ要スベク一般ノ教材及其實習ニ關シテハ宜シク地方ノ實情ニ鑑ミ猥リニ新奇ヲ街ヒテ家庭ノ實際ニ離背スルガ如キコトナク教授ノ結果ハ單ニ知識技能ノ了得ニ止マルノミナラズ形式陶冶ノ根本ニ觸レ以テ將來ニ於ケル家庭生活ノ基礎ヲ確立スヘキ様注意セラル、ヲ要ス

○寄宿舎ノ經營ニ關スル件

(右ニ同シ)

女子教育ヲシテ社會ノ實際ニ適合セシメ賢母良妻ノ素ヲ養ハントスルニハ教育手段ヲ家庭化スルコト肝要ナリト信スルモ一般ノ寄宿舎ニシテ往々母親ナキ家庭ノ如キ感アラシムルハ女子本來ノ教育上頗遺憾ナリトス各學校ノ狀況ニヨレバ寄宿舎ニ收容セル生徒數ハ必シモ多カラスト雖モ炊事場其他一般ノ設備經營ヲ可成家庭的ニ按排シ趣味アル家庭ノ生活ニ親昵セシムルハ右手段ヲ完ウスベキ重要ナル一面面ナリト信ス宜ク相當研究セラルルヲ要ス

○實科女學校ノ教育ニ關スル件

(右ニ同シ)

實科高等女學校ハ各府縣一般ニ盛況ニ向ヘルモ往々設立後間モナク之ヲ廢止シ又ハ教育ノ内容ニ於テ實科ノ性質ニ適ハサルモノアリト聞ク此等大ニ注意スヘキ事項ナリトス故ニ教育ノ内容ニ於テハ諸般實科ノ目的ニ契合セシメ設備其他經濟ノ調節ニ付テハ宜ク地方ノ狀態ニ省ミ教科及其取扱等モ亦地方ノ實情ニ適應セシメテ劃一ノ弊ヲ矯メ

寄宿舎其他一般ノ風紀ニ至リテハ其取締ヲ一層嚴重ニシテ信賴ヲ厚フシ以テ實科本來ノ目的ヲ遂ゲ一面教員ノ選擇ニ注意シテ内容ノ充實ヲ圖リ益々地方ニ於ケル女子教育ノ普及發達ヲ期スベキ様注意セラル、ヲ要ス

○ 實業科教授ニ關スル件 (右ニ同シ)

女子ヲシテ園藝ノ趣味ヲ有タシメ又ハ一般ノ實業思想ヲ發達セシムルハ單ニ其知識ヲ得ルノ利アルノミナラズ女子ノ形式陶冶ニ於テ最有効ノコトナリトス然レトモ稍モスレハ普通學科ノ重要セラル、結果往々輕視スルノ嫌ナキニアラズ特ニ注意セラル、ヲ要ス

尙大正五年一月の縣立中等學校長會に於て大正五年度の教育施設計畫を示したる内(中等教育に關する一般事項は中等教育の部に述べて略す)女學校に關する分を抄録すれば

○ 教育計劃ニ屬スル女學校分

高等女學校

實科高等女學校ノ改善

イ 職員組織ノ改善

ロ 其特色發揮

ハ 學校施設ヲ地方ニ適合セシムル事

女子ノ體力増進ニ關スル件

女學校長會

を擧げてゐる。兎も角根本案を定め、之を年次計畫によりて遂行せんとする縣の態度が窺はれる。

その他優良教員の招致、教育能率の増進、訓育問題、體育問題等は中學校の項で略述したるを以てここには略する。ただ時局に際し特に女學校に要望せし事項は克く戰時事變に對する女子教育上の眞諦を道破してゐる様である。

○ 時局と教育

(大正三年九月三十日女學校長會議に於ける報告)

時局ニ對スル教育上ノ注意ニ關シテハ相當措置セラル、コトト信スルモ今回ノ時局ハ事態頗ル重要ニシテ帝國將來ノ發展ニ關スルコト甚大ナリ女子ハ男子ト異ナリ奉公ノ任務自差別アリト雖モ至誠ヲ捧ケテ報國ノ實ヲ學クルニ至リテハ決シテ異ナル所ナキハ勿論ナレバ事變ニ際スル女子ノ本分ヲ了得セシメテ愛國ノ忠誠ヲ效サシメ特ニ女子ノ訓育資料タルベキモノハ此際周密ニ調査シテ之カ徹底ヲ圖リ尙戰亂ニ伴フ國際關係其他社會各般ノ變轉等教授ノ材料タルヘキモノハ用意ヲ周到ニシテ諸學科ノ教授ニ應用シ以テ教育上ノ實効ヲ收メラルヘシ。

三、女學校教育の實際狀況

本期間に於ける女學校教育の實際狀況は、中學校の部で述べたのと大した變りはない様である。公立の女學校は前期までは縣立一校郡立一校に過ぎなかつたが、本期に入りて七つの實科女學校が創設された。(市一校(郡部六校)女子教育側から云つたら、本期は學校擴張時代とでも云つてよからう。學校の建築設備職員組織等尠なからざる力が注がれてゐる様である。創立も日淺く内容方面の充實には充分の力を傾ける餘力がなかつたのであらう。もつとも創立の古い學校ではそれ／＼の研究施設もあつた様であるが、縣の女子教育の實動として共通的事實を語る資料は乏しい様である。

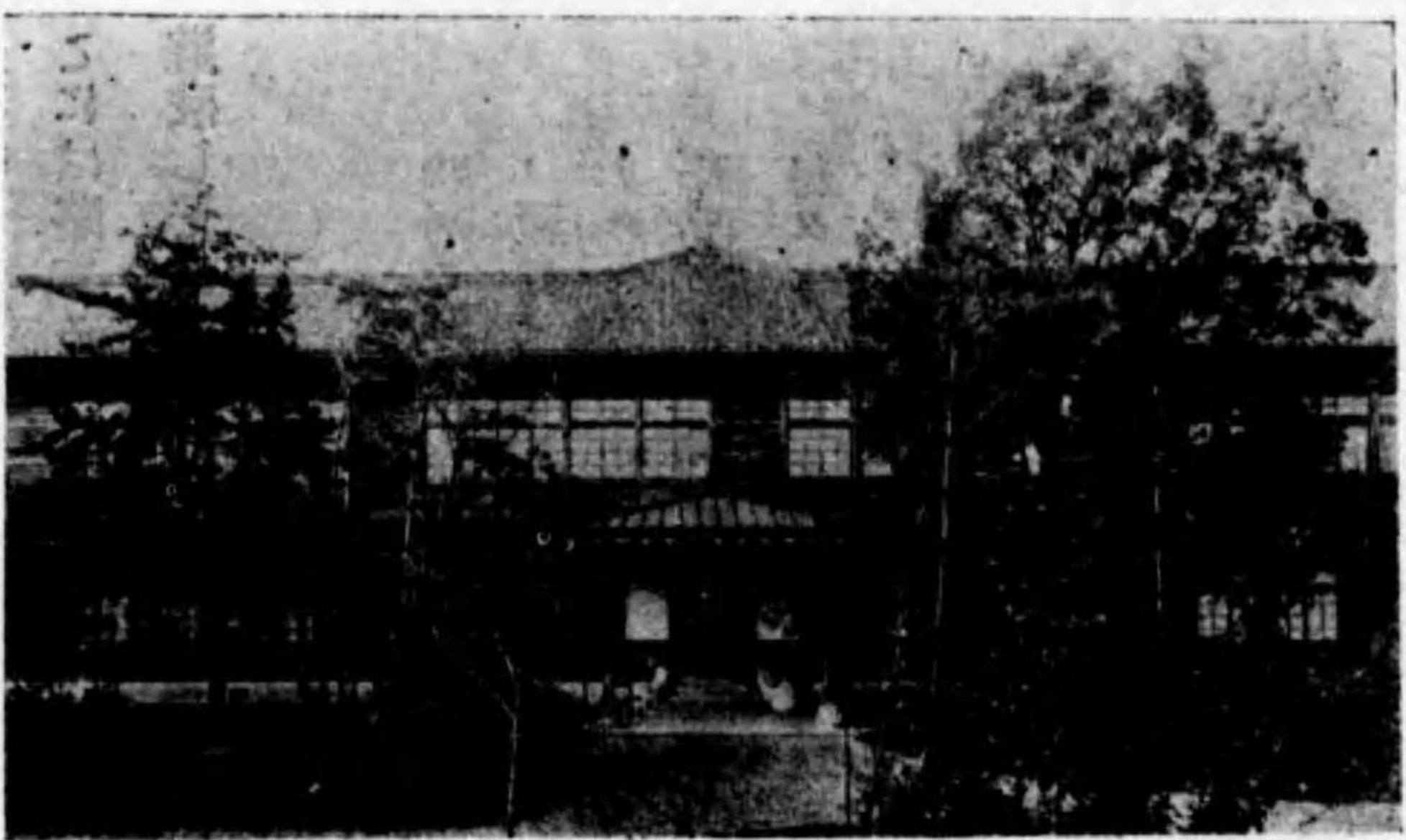
訓育状況中の中等學校の部でのべた「中等學生の長短」「現往四ヶ年生徒懲戒調」「躰育問題」「時局と教育」「訓育問題と校訓校歌」「教員の需給」等、計數的のものは女學校も、この中に計上されて居り。また以上の各項は事情を一にするので各別には書かず、女學校もくもめて述べたつもりである。

四、各學校狀況

1 熊本縣立高等女學校

學則の改正 明治四十一年二月補習科を設置して其修業年限を一ヶ年とし、生徒の定員を五百五十名とした。同四十一年九月裁縫及教育科の時數を改正し、四十二年三月英語科を隨意科として新に手藝を加へた。四十三年の三月補習科を一部二部に分けてゐる。第一部は精深なる程度に於て高女の各教科を學修し第二部は實科の學習を主としてゐる。

明治四十五年三月學科目課程を一部變更し、また特待生の制を廢してゐる。その他大正四年同七年の改正は學科目程度教授時數一部の改正であつた。



熊本縣立高等女學校

校舎の改築 明治四十四年四月から校舎が改築さるゝことになつた。それで元の新町の商業學校跡を假校舎に充て、大正二年五月八日改築の新校舎が落成したので、いよく當日移轉した。大正四年度中温室約三坪の造營をしてゐる。

學 校 長 大正四年十二月十四日學校長會田由義病死、同五年四月十四日一谷源八郎學校長に就任。

2 玉名郡立實科高等女學校

明治四十五年三月廿五日玉名郡立實科女學校として玉名郡彌富村大字岩崎に設置を認可されてゐる。これが縣立高瀬高等女學校の前身である。

諸設備 明治四十五年四月玉名郡高瀬町外七ヶ村組合より寄附したる千八百七十七坪の校地と、九十坪五合の普通教室、二十七坪の裁縫教室、二十八坪の寄宿舎、八坪の炊事場、九坪の生徒便所、四十坪五合の廊下を利用して授業を開始した。大正二年八月三百七十五坪同五年三月三十一坪の畑地を購入して敷地の擴張を爲し、同年三月家事裁縫作法の教室百三十六坪が新築されてゐる。

内容一般教育綱領の決定 本校教育要領として書きものにしたものがある。本期に於ける本校教育のたてまへと、教養の骨子がわかるやうだから採録する。

本校ハ中等又ハ中等以上ノ國民タルベキ女子ニ必要ナル高等普通教育ヲ施シ善良ナル妻タル婦女ヲ養成スル所ナレバ本校職員タルモノハ土地ノ狀況ニ應ジ適切ナル教育ヲ施サザル可カラズ因リテ左ニ常ニ必得ベキ綱領ヲ舉示ス
一 風紀ノ振肅ニ務メテ善良ナル校風ヲ作興スベシ

- 二各學科教授ノ内容ヲ充實シク本校教育ノ本旨ヲ貫徹センコトヲ期スベシ
- 三女子ノ教育ハ特ニ學校ト家庭ト相俟チテ始メテ其ノ効果ヲ完ウシ得ベキモノナレバ常ニ其ノ聯絡ヲ密接ニセンコトヲ圖ルベシ
- 四實業ノ趣味ヲ涵養スルト共ニ家業ヲ重ンジ勤勞ヲ厭ハザル美風ヲ養成シ他日一家ノ主婦トシテ遺憾ナカラシメンコトヲ期スベシ
- 五圓滿ナル常識ハ人ノ妻タリ母タルモノ、最モ肝要トスル所ナレバ常ニ其ノ養成ニ務ムベシ
- 六本校ハ創業ノ際トテ諸般ノ施設甚バ不完全ナレバ教具ノ如キ成ルベク自作ヲ以テ之ヲ辨ジ克ク困苦缺乏ニ堪ヘ協力同心事ニ當リ以テ他日ノ大成ヲ期スベシ
- 尙同時ニ定メラレタル生徒心得大綱左ノ如シ
- 本校生徒ハ他日中等以上ノ國民トシテ良妻賢母トナルベキモノナレバ敬戒其ノ徳ヲ修メ勉勵其ノ智ヲ研キ攝養其ノ身ヲ健ニシテ以テ完全ノ婦人トナルベキヲ期セザルベカラズ因テ左ニ恪守スベキ要件ヲ舉示ス居常拳々服膺シテ忽忘スル勿レ
- 一本校生徒タルモノハ教育ニ關シ下シ賜ヒタル勸語並ニ戊申詔旨ヲ奉体シテ優良ノ婦人タルコトヲ期スベシ
- 一長上ヲ敬シ朋友ニ信アリ卑幼ヲ慈シムベシ
- 一禮儀ヲ重ンジ廉恥ヲ尊ヒ自己ヲ重ンズベシ
- 一貞淑勤勉以テ己ヲ持シ溫良恭謙以テ人ニ接スベシ
- 一身体衣服居室ノ不潔ヲ戒メ眠食勞逸ヲ適度ニシ健康ヲ保チ精神ヲ快活ニスベシ
- 一務メテ常識ヲ養ヒ他日一家ノ主婦トシテ遺憾ナカラシムコトヲ期スベシ

學校長 明治四十五年四月本縣師範學校教諭太田岩之助學校長に就任、大正二年十二月太田校長休職

となり大正三年一月東京府立第一中學校教諭加惠軍喜其の後をうけた。

大正三年頃より全十一年頃までの高瀬高女の學生 氣風と教育傾向

加 惠 軍 喜

今の縣立高瀬高等女學校の大正三年頃と云へば、創立後間もない玉名郡立實科高等女學校である。而して同校の開校が明治四十五年であるから、それより大正十一年頃までとすると、即ち創立後十箇年餘りの間となり、予の同校在職中の殆んど全體であるから、思出の一端をしるすこととした。

この間の十箇年は大體から之を前半期の創業時代と、後半期の完成時代とに別ち観ることが出来る。予が同校長に補せられたのが大正三年の一月で、既に開校後一箇年餘を経てはゐたが、未だ内外共に充分に折合ひが着いてゐなかつたと云ふのは、初代の校長は病氣の爲めに約半歳も執務が出来なかつた爲めと、外にありては學校の存立上兎角の議論が世間一部の間にあつたことである。それは當初同校の設立説と相對抗して、農學校の設立説があつた郡會は非常な難關を経てやつと女學校に決定したものであるから、當時尙稍々もすると農學校復活問題が擡頭せぬとも限らぬと云ふ不安を感じざるを得なかつた。

さて難産ではあつたが幸に同校が生れ出て、開校の準備となり以前廢校となつてゐた玉名高等小學校の、極めて粗末な跡を之に充當し、學校長以下職員も任命されたが、今度は肝腎の入學志望者が尠いので職員達は入學生勸誘に駆け廻はり、漸く豫定の學級編成だけは出來て授業を開始するに至つた。而して翌年第二回目の生徒募集期にも駆け廻はり勸誘をしたが、前年と同様人員充實を見ることを得なかつた。斯くて學校は方針を變へて、駆け廻は

り、勧誘など全然打切るのみならず、入學試験を行ふことにした。其の結果は在校生徒の歡びは云ふ迄もなく、志願者は反つて著しく増加した。其の翌年に至りては幾何かの落第者を見るに至り、それより逐年入學志願者の激増となつた。この頃から所謂學校の完成期で、校地は擴張され、校舍は改修増築され、大正九年四月には組織を變更して玉名郡立等女學校と稱し、生徒定員も二百四十名から一躍四百名に増加し、志願者は將に募集人員の約三倍に垂んとする世間稀れに見る盛況を呈するに至つた。

さてこの間にありて特に記すべきは、生徒氣風の成立であつた。その未だ學校の振はざるや、第一外觀の美とてなく、生徒は無試験入學であり、而もその頃までは田舎學校を避けて熊本市内の女學校へ出づる者も尠くなかつた。従つて生徒の中には幾分肩幅狭い感じを抱いてゐた者もあつたに違ひないが、併し美はしき校風の基礎は斯かる環境に置かれたことによつて、その大を成さしめたと思ふ。敏感なる若き女性の胸には熱烈なる愛校心が燃えた。彼等は學校の地方化と、勤勞主義とを標榜した教育方針を能く理解して、農園に肥田子も擔ふた、桑園に荷車も曳いた、心なき外の笑ひも外に觀て、眞劍に自重自奮した。この雰圍氣中に彼の美はしき質素勤勉の氣風は自ら醸成されたのであつた。

今や、縣立高瀬高等女學校は其の内容外觀共に縣下屈指の學校として、その校風も特筆すべき幾多の美點を有することであらう。若しこの中に如上の氣風を認め得るならば、それはこの過去に於ける經緯を見逃してはならぬと思ふ。

3 鹿本郡町村組合立山鹿實科高等女學校

明治四十五年三月十八日文部省の認可を得て、明治四十五年四月より開校した。創立の際は熊本縣鹿

本郡山鹿町外十七ヶ町村の組合立である。それで學校名も熊本縣鹿本郡山鹿町外十七個町村學校組合立山鹿實科高等女學校と稱してゐた。

女學校の設立は鹿本郡年來の輿望であり、鹿本郡役所では數回其設立につき研究し、後には調査委員を設けて研究したが、經費の點で常に行き惱みとなつてゐた。ところが時の郡長郡視學が連日額を鳩めて研究した結果何等負擔の増額をなさずして容易に實施し得る成案を得た。これはこの計劃をした當時の鹿本郡視學古閑功の寄稿で詳細をつくしてゐるので、それにゆづることにする。

中等程度の學校の創立、それ／＼生みの惱やみがある。然るに山鹿高女の誕生は極めて順調に極めて合理的に、しかも負擔の増加も無くして、容易に出來上つたことは、當事者の慘憺たる苦心が酬ひられたものとして、又當時の教育情勢を知る資料としておもしろい。

大正二年三月隨意科として第四學年に教育科を同三年五月第一、二學年に地理科を加設した。

大正二年十月寄宿舎、食堂兼割烹室一棟を増築してゐる。

本校創立當初の名稱は熊本縣鹿本郡山鹿町外十七ヶ町村學校組合立山鹿實科高等女學校であつたが、大正二年九月熊本縣鹿本郡町村學校組合立山鹿實科高等女學校と改稱し、更に大正四年八月熊本縣鹿本郡町村組合立山鹿實科高等女學校と改稱した。

學校長 明治四十五年四月一日鹿本郡視學古閑功學校長に任せられた、本期を通じて古閑が校長である。

縣立山鹿高等女學校創立情況

古 閑 功

山鹿高等女學校ハ明治四十五年四月鹿本郡山鹿町外十七箇町村學校組合ニ於テ創設セラレ大正十二年四月ヨリ縣立ニ移管セラレタルモノナリ創立ノ概況左ノ如シ

山鹿町外十七箇町村學校組合ニ於テハ高等小學校ヲ設置スル目的ヲ以テ其ノ事務ヲ共同處理スル爲組織セラレタルモノニシテ當時組合内ニ山鹿、來民、米野岳、廣見ノ四箇ノ高等小學校ヲ經營シ來リシガ同郡ニハ既ニ來民町に縣立中學校ノ設ケアリテ男子ノ中等教育ヲ受クル者ハ便宜ヲ得シモ女子ノ中等教育ヲ受クル者ハ熊本市ニ出ツルノ外ニ途ナク一般ニ不便ヲ感シ居タリシガ時恰モ文部省ニ於テ實科高等女學校令ヲ發布シ明治四十四年四月ヨリ實施セラレ、ノ機會ヲ得タルヲ以テ當學校組合ニ於テ大ニ之ガ設置ノ必要ヲ認メ調査委員ヲ設ケテ之ガ調査ニ從事セリ當時ノ學校組合管理者ハ鹿本郡長沼安治氏ナリシガ沼郡長ハ此ノ實科高等女學校設置ノ下調ヲ新任(明治四十四年七月着任)ノ鹿本郡視學古閑功ニ命セリ依テ古閑郡視學ハ組合内ノ各町村ヲ一應巡視シ小學校教育ノ實際ト町村ノ實力トヲ調査シ之ガ畫策ヲ立テタリ即チ本組合ニ於テ女學校ヲ設置セントスルニハ先ツ其ノ先決問題トシテ從來ノ組合立高等小學校ノ存廢如何ヲ決スルガ急務ナリト信ジ是ヨリ本組合立ノ高等小學校ハ二ヶ年ノ後悉ク之ヲ全廢シ各其ノ町村ノ尋常小學校ニ併置スルノ方針ヲ確立セリ而シテ山鹿町來民町大道村岳間村稻田村内田村ノ六ヶ町村ハ直ニ明治四十五年度ヨリ高等科併置ヲ實行スルトセバ現在ノ四高等小學校ニ於ケル學級總數二十二ナルモノガ十學級減ズルコトトナル尙其ノ内山鹿高等小學校ニ於テハ現在七學級ノモノガ四學級減ジテ三學級トナリ四教室不用ニ屬スルヲ以テ之ニ實科高等女學校ヲ置キ三學級(一年ヨリ三年マデ)ヲ募集シ其ノ校地校舍校具ヲ使用セバ女學校

ノ實現ヲ見ルハ極メテ容易ナリ即チ明治四十五年度ニ於ケル當組合豫算ハ總額壹萬三千參拾六圓ニシテ内町村分賦額ハ九千七百拾九圓ナルガ之ヲ六ヶ町村併置實施後ノ縮小シタル高等小學校組合費豫算案總額八千七百八拾參圓中町村分賦額六千五百七拾六圓ニ比スレバ實ニ參千百四拾參圓ヲ減ズル譯ナリ依テ此ノ輕減額ニ女學校生徒ノ授業料收入豫算額千四百參拾圓ヲ加フレバ四千五百七拾參圓トナリ更ニ縣費補助八百圓ヲ計上スレバ五千參百餘圓トナレルヲ以テ實科高等女學校ノ經常費ハ優ニ支辨シ得テ組合町村ハ全ク負擔ヲ増加セズシテ女學校ヲ設置シ得ル計畫ナリ依テ沼郡長ハ該案ヲ調査委員ニ示セシニ委員ハ名案ト稱シテ即決直ニ組合會、町村長會ニ諮ラレコトヲ請求セシニ由リ郡長ハ早速組合並組合町村長會ヲ開キ之ヲ提案セシニ何レモ總テ贊成ヲ表シ滿場一致協議相整ヒ直ニ組合規約變更ノ認可ヲ受ケ從來ノ高等小學校ノ外ニ實科高等女學校及實業學校ヲ設置スト其ノ目的ヲ擴張シ(但實業學校ノ設置ハ數年間延期スルコトヲ得ト定メタルガ是ガ大正四年四月ヨリ創設サレタル現在ノ鹿本農業學校ナリ)愈文部省ニ實科高等女學校設置ノ申請ヲ爲ス運ビニ到達セリ是實ニ四十五年三月七日ナリ斯ク時日切迫セルヲ以テ古閑郡視學ハ沼郡長ノ委任ヲ受ケ申請書ヲ携帶シ文部省ニ出頭セシガ普通學務局ニ於テモ頗ル名案ナリトノ讚辭ヲ得三月十八日付ヲ以テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ豫定ノ如ク四月ヨリ開校セラレタル所以ナリ

4 菊池實科高等女學校

本校の前身は明治四十一年七月廿日に設置の認可を得たる菊池女學校である。設置出願の添付書類に小學校卒業後尙一層高尚なる教育を受くることを希望するものが年と共に續出するが、當地方には、それを收容すべき教育機關が無いので、大多數は見すゝ廢學の不幸を見る。さりとて高等女學校の如き

も俄かにに強ふべからざる事情にあるので、各種學校として女學校を設立し、學術に偏せず技藝に泥まず、土地の事情に適應する健全なる主婦を養成する學校を作りたいたの趣旨であつた。

菊池女學校として明治四十四年三月廿五日まで教育を續けてゐたが、文部省は全國の女子教育の實情に鑑みて明治四十三年十月高等女學校令を改正して實科高等女學校の制を加へた。それで學校組合では菊池女學校廢止の手續をして、新に菊池實科高等女學校設置の願を爲し、明治四十四年三月廿七日認可を得てゐる。學校の性質が變つたので、元の菊池女學校生徒は凡て編入試験を受け菊池實科高等女學校に收容された。

菊池實科高等女學校



學科、生徒等 菊池郡隈府町外十一ヶ村の組合立たることは菊池女學校の時と變りはない。四十四年四月に學則を定め本科専科の二つをおき、本科は修業年限三ヶ年専科は二ヶ年とし生徒定員二百八十名とした。大正二年に定員を三百二十名に増加した。

校歌の制定 訓育の一段として大正四年校歌の制定をしてゐる。菊池公の流風餘韻吟誦の間に薰化感孚の効尠くなかつたであらう。

- 一、亂れし御代に身を捨て、
君に心をつくし湯
流れを酌まぬ人もなし』
旭照りそふ櫻花
- 二、宮居霞にとざされて、

のどけき心清き色 持てよと我に教ふなり』

三、高き薫りを身にそへて 霜に傲れる白菊の
折れす撓まぬ精神もて 學ひの業をいそしまん』

校長の異動

自明治四十一年九月	竹中彦次郎
至全 四十二年十二月	
自全 四十二年十二月	元松直忠
至全 四十四年七月	
自全 四十四年八月	菊池郡視學志水三郎學校長事務取扱
至全 四十四年十一月	久保哲哉
自全 四十四年十一月	

菊池女學校創設の狀況

竹中彦次郎

菊池高等小學校の女兒逐年増加し、明治二十八年男兒と分離して女子部を置く。三十一年別に校地を選び、文部省の設計に依り、建築用材は組合町村有山林より良材を伐採して、特に製材したるものを用ひて新築したり。只遺憾なるは、此の工事が縣の設備準則發令前に係り、棟の高さに於て依るべき標準なかりし爲折角の良材を得ながら天井低く、採光其他不便尠からぬ點であつた。併し翌三十二年、該建物の落成せし當時に於ては、他に比類なき壯麗の校舍にして世間は、將來高等女學校設立の前提なりと噂せり。

新校舍に移轉したる職員生徒の悦は論外として父兄の喜殆ど絶頂に達し、向學心を刺戟する事深刻を極め、毎年

開催の落成記念式の盛大なりし事、父兄の狂奔せし様、今日より考ふれば實に不思議に思ふ程なりき。三十四年始めて生徒に着袴せしむ。三十六年獨立して菊池女子高等小學校となる。

明治三十九年度より、二ヶ年程度の補習科を置く。是より先、本校に女學校附設の計畫を立てしも町村組合規定變更の難關を経ざれば不可能なり。四十一年に至り、辛ふじて菊池女學校を附設するに至り、學則は總て高等女學校に準じたり。翌年は早校舎の狹隘を感じるに至る。恰好し、男子高等小學校の校舎、改築新に就れるを以て之と入替る事となり、本科の外二ヶ年程度の技藝専修科を置けり。四十三年、本校を廢し、菊池女學校始めて獨立す。翌四十四年に實科高等女學校となり、専修科は専科となり、大正九年菊池高等女學校となり、専科は廢せられる。十一年には縣立に移管せられて、隈府高等女學校となり、以て今日に至つた。

菊池女學校教育狀況

大正二年ヨリ
同九年頃マデ

久保哲哉

私が始めて菊池の地を踏み深く感ぜしは菊池氏の光輝ある歴史、女學校は菊池古城下なること、菊池人士の敦厚素朴等の點であります。それで該地方の女子教育も先づ此等を根幹と致しました。幸ひ同僚諸氏の協同熱心、生徒の溫順質實、組合當局、地方士女の指導援助により入學志願者は次第に増加し、殊に大正三年頃より選科生（二ヶ年卒業）年々に減少して、本科生（四ヶ年卒業）やう／＼増しゆけるなど、地方士女思想が進歩せる一證であります。寄宿舎を設けて裁縫教室の寄宿舎兼用を廢し、音楽室を他に移して家事實習室とし、蔬菜の栽培を努めて料理實習及寄宿生食用の材料としました。以前より行はれ居たる毎朝夕、校門出入の際、菊池神社に對する敬禮を一層嚴守し時々遠足を兼ねて附近なる菊池氏の舊跡を巡りて往事を語り、四年生は最後の修學旅行として豫て毎月積

立てたる貯金を基として伊勢太廟に參拜することとし、体育、質素、輕便などの點より服裝を一定し各種の方面に利便を得ました。組合十三ヶ町村共有山林中に記念林を設定し杉檜を植ゑて學校基金の一助に充てたるが十數年後の今日相當價値ある山容を形づくつた事と思ふ。卒業生も七百名に近く大多數は家庭の人となりて内助にいそしみ、一部は高等教育或は裁縫、手藝の専門學校其他の學校に進める者ありて何れも着實の風あり。斯やうに卒業生の數も増したので應分の寄附金を募りて寄宿舎に近く記念館を建て同窓生及其他各種士女の會合にあて又各町村に於て同窓會を開き師弟相會して一日の懇話をなし、相互の和親を結び知見開發の一助となりました。斯くして菊池女學校は菊池實科高等女學校と改まり、大正九年菊池女學校となるなど徐々に進展の行程をたどりましたが私の不徳短才なる終に何等記すべきなきは忝愧に堪へない所であります。

5 下益城郡立實科高等女學校

現在の縣立松橋高等女學校は其前身下益城郡立實科高等女學校として大正七年三月廿八日設置の認可を得、同年四月一日より開校してゐる。修業年限四ヶ年生徒定員二百名である。

設置認可と同時に下益城郡南部高等小學校の敷地並に校舎を下益城郡立實科高等女學校として使用し同年四月十八日付を以て鹿本中學校教諭山本秀雄が第一代の學校長に任ぜられた。

6 八代郡立高等女學校

學則の改廢 大正二年二月十日補習科を廢止してゐる。希望者が尠いからであらう。大正三年四月か

ら定員を二百六十名に増員した。

校舎の増築等 明治四十二年三月理科教室の増築落成、同四十三年二月割烹教室の増築竣工、同四十四年九月寄宿舎新築落成、大正四年三月校地の擴張をしてゐる。

學校長 明治四十四年五月三十日校長宮地欣吉休職、同年六月十二日熊本縣立八代中學校教諭松尾敬吾校長に就任、大正七年五月四日松尾校長依願免官となり、同年同月同日付で熊本縣視學鹽野進が其後を襲ふた。

7 球磨郡立實科高等女學校

本校は大正五年三月廿二日球磨郡立實科女學校として球磨郡人吉町字麓町元組合立人吉高等小學校跡に設置認可を得てゐる。女子教育の進展につれ小學校教育のみでは安心されぬとして、進んで今一層高心教育をと要求するものが年一年に多くなつてくる。殊に熊本を去る遠隔の地、熊本遊學もなか／＼六ヶしいので一層必要があるとして出願してゐる。修業年限は二ヶ年生徒定員八拾名とし、教科目は修身、國語、數學、家事及理科、地歴、實業、裁縫及技藝、體操の八科目となつてゐる。

大正六年三月學則一部の改正をした。それは總則の第一條に婦徳を養ふことを目的とすと、教養の方針を明にしたること、教授時數の變更、授業料が五拾錢から七拾錢に増額しただけである。

大正七年四月實科高等女學校令による實科高等女學校に組織を變更し球磨郡立實科高等女學校と改稱し

修業年限四ヶ年定員二百名とした。

學校長の異動 大正五年四月球磨郡長福井茂一學校長事務取扱を命ぜられ大正六年五月梅田廣次學校長に就任、大正七年十二月長崎に轉し東京高師訓導田嶋眞治其後を襲ふた。

球磨郡の女子中等教育

人吉高等女學校教諭 犬 童 信 藏

我が球磨郡の汽車開通以前の女子教育は、只尋常四年卒業後人吉及び多良木（其以前は人吉のみ）に在る高等小學校（四ヶ年）の課程を終るのが精々で、夫れも私共の高等小學校卒業の際には明治廿七八年頃四七名中女子は僅に三名と云ふ有様であつた。尙夫れ以上女子の中等教育を受けるには、遙々球磨川を下つて熊本の大江女學校か尙綱校、或は遠く鹿児島方面に極僅少——年々四、五名位？——の者が遊學する位であつた。明治四十一年に八代人吉間の汽車の開通によつて多少其數が殖えた様であつたがそれでも年々十名内外であつたらうと思ふ。所が大正四年には高等科が尋常小學校に附設されたについて人吉の高等小學校は廢校となつた。それで何うしても郡内に中等程度の女學校を建てたいと云ふので大正五年四月郡立の實科女學校（二ヶ年）が出来たのである。尙以前から男子の中學校を建てねばならぬと云ふ説はあつたが、男子は家庭を離れも女子程は心配がないと云ふ所からこの女學校が先きに建つたのである。所が二ヶ年程度では不足であると云ふので大正七年四月から四ヶ年程度の實科高等女學校となり、又上級學校入學志願者には數學、英語などの不足不便があると云ふので大正十年四月から普通の高等女學校となり、尙又大正十二年四月から郡制廢止によつて縣立に移管されたのである。従つて名稱も、熊本縣球磨郡立實科

女學校、次に、熊本縣球磨高等女學校、次に現在の熊本縣立人吉高等女學校となり、定員も百名より二百名、現在では四百名となつて居る。

然るに我が球磨郡は地勢上、上下に別れ上球磨地方即多良木町を中心とする地方にも女學校が必要であると云ふので、さきに組合立の多良木實科女學校が出来、現在では縣立に移管されて二百名定員の熊本縣立多良木實科高等女學校となつて居る。

尙女學校卒業後進んで上級の學校に進むものも追々と多くなり、裁縫、家事の實科方面、國語漢文英語などの文學方面、或は醫學、藥學、體育等の各種専門學校に入學する者も年々兩校を通して十數名に及んで居る様である。

又裁縫家事等の補習の目的から人吉高女には一ヶ年修業の研究科を設け、其志望の者を收容して居る。

此の人吉の設立された女學校は最初は農家、商家の子女として充分に實業趣味(郡農業商業を養成し其知識技能を修得せしめ且つ裁縫家事の方に力を注いで其時間數も非常に多かつたのであつたが「實科」がとれて普通の高等女學校に組織が變る際などは、父兄の一部では「裁縫家事等の時間が減つては困るから、自分の娘は女學校には入れずに仕立屋に通はせよう」などと云つて居られた方もあつた。一時實業方面を閑却された傾向になつたのが、今日になると又昔に還つて特に此の方面に力を注ぐやうになつたのは所謂「歴史は繰り返す」で自然の要求とは云ひながら面白い現象である。

8 熊本市立實科高等女學校

明治四十四年四月十三日設置の認可を得てゐる。高等小學校を卒業したる者に對し尙進んで他日一家の妻女たるに必要な教養を爲すためにと云ふ目的で市内手取本町熊本女子高等小學校に併置された。

徒定員百六十名、修業年限は二ヶ年であつた。

學則の改廢其他 明治四十五年二月、教科の加設と從來隨意科であつた商業科を必須科とし、これがため教授時數に多少の變更があつてゐる。更に大正四年には圖書と唱歌が加設された結果當然教授時數が變更された。

本校は四十三年の女學校令實科の二年制による編制で高等小學校卒業者及これと同等以上の生徒を收容することになつてゐる。高等小學校に併置してゐるので、其入學等も氣易く學校長も兼任となつてゐたので訓育方面にも餘程都合がよかつたのに違ひない。殊に實業科に商業を加へて必須科としたるなど能く實情に適した措置と思はるのである。當時熊本市には公立の高等女學校としては今の第一高等女學校があるのみであつた。それで入學志願者は第一高女に殺到して志願者の三分一位しか收容しきれぬ状態であつた。この市立實科の設立は第一は設置の目的にある通り一家の妻女たる修養が出来るのみならず、一面には入學難を緩和する爲にも都合がよかつた様である。

學校長 創立の明治四十四年四月熊本女子高等小學校長河田竹生、市立實科女學校長を兼任し、四十五年三月河田の退職の後を有吉半祐兼任し、大正七年四月有吉宮城縣師範學校に轉任したので、其後を是石慶次郎がうけて、本期を終つてゐる。

1 私立尚綱高等學校

明治卅二年四月高等女學校令による組織の變更を爲し本科の修業年限四ヶ年補習科一ヶ年とし速成裁縫科を技藝專修科と改めた。同卅六年から技藝專修科の年限を二ヶ年に改められてゐる。

兩女史の光榮 明治三十五年十月陸軍特別大演習が熊本の地にて舉行され 明治天皇親しく御統監遊ばされて第六師團司令部が大本營に充てられた。この時同校女教師岩間惠美、大津山壽は大本營に召されて、御衣を謹製する光榮を荷ふたのは單に兩女史の光榮と云ふべきでなく、また學校の面目である。

學校長 前期からの内藤校長が引つゞき學校長である。

2 大江高等女學校

明治三十三年講堂が新築され三十七年には竹崎校長記念館が設立された。竹崎校長永年の苦心と其の功績を如實に物語る様である。



尚綱高等女學校

明治四十年校歌が制定された。左に採録する。

校歌

- 一 かしこ阿蘇やま、霞に聳え、こゝ託麻原、かげろふの立つ、
ところ占め得て、わか草の花のいろいろ。
- 二 花のいろいろ、色かわれども、さすが年月、この花園に、
深き根さしのあとしるく、おなじかをりよ。
- 三 おなじかをりのその花びらに、園の春風ゆたかに載せて、
あまつひかりの照らすまゝ、とこしへまでも。

校長 明治三十八年三月竹崎校長易簣し同年九月福田令壽が其後をうけて學校長に就任した。

3 星山高等女學校

本校の前身は大正三年三月廿四日設置の認可を得て飽託郡花園村九百八拾三番地に設立したる私立和洋裁縫星山女學校である。設立者兼校長落水キヨ。設置の要旨は一家の主婦としてまた一面獨立自營に必要な知識的技能を養成することを目的とすとしてあり、課程をミシン部、和服部に分ち修業年限各一ヶ年滿十四才の女子を收容することになつてゐる。課程表をあくれば左の通りである。

○ 學科課程表

ミシン部		和服部	
學科目	課程	學科目	課程
修身	人倫道德ノ要旨並ニ作法	修身	前全斷
國語讀方	講讀	國語讀方	全
全綴方	普通往復文	全綴方	全
全書方	楷行草	全書方	全
算術	四則、比、分、例數	算術	全
ミシン裁縫	洋服類全部	和服裁縫	和服ニ關スル全部
計	三〇	計	三〇
	三六		三六
	毎週教授時數		毎週教授時數

本校は大正六年十一月一日から私立星山實踐女學校と改稱した。

第五節 高等教育

甲 全國狀況

一 高等中學校令の制定 明治四十四年七月に勅令を以て新に「高等中學校令」を公布した。高等學

校に就ては明治廿七年「高等學校令」を制定し、専門學科を教授することを本体とし、帝國大學に入學する者のために大學豫科を置くことを得るものとしたのであるが、其の後の實狀は自然と後者の方が主となつた狀況であつた。

之等の狀況に鑑み今回の新制度は、中學校を修了した者に對し更に精深なる程度に於て高等普通教育を爲すを以て目的とした。其の他それ／＼改正された點があつて明治四十六年四月一日より實施の筈であつたのが都合により無期延期となり、遂に大正七年十二月再び新に「高等學校令」が定められて前令は實施を見ずに終つた。大正七年の「高等學校令」は實施は翌八年からであつた關係上詳細は次期の所に述べることにする。

二 各學校狀況 本期に於ては専門學校が或は創設せられ、或は組織變更されて其の數を増した。以下各種高等教育機關の狀況を簡單に述べよう。

1 高等學校及大學 高等學校では明治四十一年第八高等學校が名古屋に設けられ、大學では明治四十年に東北帝國大學が仙臺に、九州帝國大學が福岡に設けられ、更に暫くして大正七年北海道帝國大學が創められた。

2 専門學校 専門學校は随分多數設立せられた。當時の盛況を概覽することが出来るやうに校名と設立の時とを表示して見よう。

設立年	校名	所在地
明治四十年	私立明治專門學校	福岡縣
	私立東京齒科醫學專門學校	東京
明治四十一年	私立關西學院	神戸
	私立豊山大學	京都府
	私立臨濟宗大學	京都府
	鹿兒島高等農林學校	鹿兒島
同 四十二年	私立日本齒科醫學專門學校	東京
	京都市立繪畫專門學校	京都
	私立帝國女子專門學校	東京
	千葉高等園藝學校	千葉縣
同 四十三年	新潟醫學專門學校	新潟縣
	富山縣立藥學專門學校	富山縣
	私立九州藥學專門學校	熊本縣
	小樽高等商業學校	北海道
	米澤高等工業學校	山形縣
	秋田鑛山專門學校	秋田縣
	上田蠶絲專門學校	長野縣
	仙臺高等工業學校	宮城縣

同 四十五年	私立同志社女學校專門部	京都府
	私立日本醫學專門學校	東京府
	私立大日本武德會武術專門學校	京都府
	私立東京女子醫學專門學校	東京府
大正 三年	私立高千穂高等商業學校	東京府
	東京高等蠶絲學校	東京府
	京都高等蠶絲學校	京都府
大正 四年	桐生高等染織學校	群馬縣
大正 六年	成蹊實業專門學校	東京府
	大阪藥學專門學校	大阪府
	大阪齒科醫學專門學校	全
大正 七年	東京女子大學	東京府

乙 本縣狀況

一 概 說 明治三十六年三月專門學校令發布以來本縣の高等教育は漸次進展しつゝあつたが本期に入つて益々盛運を呈した。第五高等學校を始め、熊本高等工業學校、熊本醫學專門學校、稍々遅れてゐ

た藥學校も専門學校令に依つて設置せられることになつたので高等専門學校が四つ揃ふことになつた。斯くまでに築き上げた學校當局の努力並に縣民の後援はまことに多大なるものがあつた。

前期に於いて工學部と醫學部とを分離した第五高等學校は稍々さびしさを感じないではなかつたが純然たる高等學校として益々内容の充實を見た。しかしどちらかといへば本期は極めて無事平穩にして變化に乏しい時代であつた。唯大正六年入學者選抜試験規程が改正されて各高等學校共通的になつたことと、本期の末葉大正七年十二月に高等學校令に大きな改正を加へられ、高等教育の目的本義を明瞭にしたことは一大刷新といはねばならぬ。

前期の終りに於いて第五高等學校より分離した熊本高等工業學校は新校舎の設備成りて愈々活動舞臺に入つた。本校は性質上時勢の影響を受くることが最も多いのであるが、當局の爛眼よく時勢の變化を洞察して學則を改正し時代適應に努め斯業の指導に任ずることを怠らなかつた。殊に本期の終りに至り電氣工學科を増設して内容充實を圖つた如きは著しい事例である。又明治四十四年四月附屬工業夜學校を附設して篤學の青年教育に資し斯學の普及に努めたことは記憶すべき事蹟である。

前期に於いて早くも専門學校として起つた熊本醫學専門學校は本期に入つて著大なる發展を見せた。縣は年々多額の補助を交付して着々設備の完成を圖ると共に教授の海外留學の道を講じて研究の途を開いた。此の物的施設と人的啓發とによつて本校は益々價值ある發展をなし醫學専門學校として天下に稱せらるゝに至つた。

本期に於いて最も眞剣に努力を拂つたのは蓋し藥學校であらう。同程度の他校は悉く専門學校として昇格して居るに比し本校は未だ依然として一段低度の學校としてのまゝ本期に入つたのである。學校當局はこれを最も遺憾とし或は學則を改正して質の向上を圖り或は縣費の補助を請願して設備の完成を期し、明治四十三年一月愈々専門學校として認可を受けた。藥學教育の爲に悦ばしいことであつた。其の後本校は徵兵猶豫の特點を得、卒業生は學士の稱號も認可せられ今や他の専門學校とくつわを並べて振興の機運を醸成した。

以上の學校に對して縣民の拂つた犠牲は實に多大であつたが又これに對しこれ等の學校が本縣高等教育のために貢献せる成績はこれに報ゆるに十分であつた。

二 第五高等學校

1 本期の概況 前期は醫學部の分離や工學部の獨立などあつて多少の波瀾を免かれなかつたが本期に於いては眞に坦々たる進行を見せた。唯々其の間に於いて法令の改正等に依つて着々として教育内容充實し次第に質の向上を見ることが出来たのは本校として慶すべき一大事實である。校風益々盛んにして本縣教育の中心として聳立せしことは素よりいふまでもない。茲に同校の沿革概要をここに轉載して本期間の概況を記さう。

○ 第五高等學校沿革略

(同校要覽に據る)

四十年六月本校規則第十一章中寄宿料一學年金七圓ヲ八圓ニ増額シ及其分納額ヲ改正ス同月文部省直轄諸學校官制ヲ改正セラレ教授ノ次ニ生徒監ヲ加ヘ生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補シ教官ハ生徒ノ教育ヲ掌リ生徒監ハ生徒ノ訓育ヲ掌ルコト、ナレリ同月本校職員定員中教授廿五人ヲ廿七人ニ助教授六人ヲ七人ニ改正セラル八月本校規則第四章中新入學生徒ノ宣誓ニ係ル條ヲ削除ス九月本學年ヨリ第一部乙種(文科)一組(生徒四十五人)増加セラル十月新教室一棟ヲ新築ス

四十一年三月文部省告示第七十八號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試驗規程ヲ廢止セラル隨テ選抜試驗ハ本年ヨリ各高等學校別ニ之ヲ行フコト、ナレリ同月文部省令第九號ヲ以テ大學豫科入學者ノ資格ヲ定メラル同月本校規則第四章入學ニ關スル條項ヲ改正ス同月本校職員定員中教授廿七人ヲ卅人ニ改正セラル十一月文部省ヨリ十月卅日下シ給ヒタル詔書ノ謄本ヲ下付セラル十二月發動機室寄宿舍集會室各一棟ヲ増築ス

四十二年四月本校職員定員中教授卅人ヲ卅三人ニ助教授七人ヲ八人ニ改正セラル同月文部省令第十一號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試驗規程ヲ定メラル七月本校規則第二章第四章中改正ス八月銃器庫一棟ヲ新築ス九月本學年ヨリ第二部甲種(工科)一組(生徒四十二人)ヲ増加セラル同月新教室ヲ二階建ニ改築及増築ス

四十三年三月勅令第六十七號ヲ以テ本校職員定員中助教授八人ヲ三人ニ改正セラル五月文部省令第十一號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試驗無試驗檢定規程ヲ改メラル六月本校規則第二章第二部課程表附記中ヲ改正ス九月生徒控所一棟ヲ新築ス十月圖書教室一棟新築ス十二月本校規則第二章學科課程中ノ條項及各部課程表並第一部課程表附記中ヲ改正ス

四十四年三月本校職員定員中教授卅三人ヲ卅五人ニ助教授三人ヲ四人ニ改正セラル五月本校規則中授業料一學年金參拾圓ヲ參拾五圓ニ増額シ及其分納額ヲ改正ス九月化學實驗室一棟ヲ新築ス

四十五年五月本校職員定員中教授卅五人ヲ卅六人ニ改正セラル

大正二年六月本校規則中入學料金壹圓ヲ參圓ニ改ム同月勅令第八十三號ヲ以テ本校職員定員中教授卅六人ヲ卅五人ニ改正セラル同月學校長職務規程ヲ改正セラル七月本校規則中寄宿料一學年金八圓ヲ拾圓ニ増額シ及其分納額ヲ改正ス八月本校規則第三章休業日中神嘗祭ノ次ニ天長節祝日ノ一項ヲ追加ス十月學校長兼教授松浦寅三郎依願本官並兼官ヲ免セラレ文部省督學官吉岡郷甫學校長兼教授ニ任セラル十一月本校規則第五章中ニ明治卅四年ヨリ同卅八年ニ至ル間ニ於ケル本校元工學部卒業者ハ第五高等學校工學士ト稱スルコトヲ得ルノ一條ヲ追加ス同月本校規則第五章第卅三條ニ追試驗ニ關スル一項ヲ追加ス

大正三年四月文部省令第八十號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試驗規程第五條修業部類中ヲ改正セラル六月勅令第百廿四號ヲ以テ文部省直轄學校ノ名譽教授ニ關スル件ヲ公布セラル

大正四年五月本校規則大學豫科第二部課程表並同表附記中每週授業時數ヲ變更シ同年九月ヨリ實施ス但第三年ニ在リテハ今後二ケ學年間ハ仍ホ従前ノ規程ニ依ル八月文部省直轄學校名譽教授ノ待遇ニ關スル件ヲ公布セラル九月寄宿舍北寮ヲ移築及改築ス十月廿六日 天皇陛下ノ御眞影ヲ下賜セラル同日生徒集合室一棟ヲ移築ス十二月廿七日同月十日教育ニ關スル御沙汰書ノ謄本ヲ下付セラル同月本校職員定員中教授卅五人ヲ卅七人ニ改正セラル

大正五年六月御眞影奉安所(職員生徒寄附)竣成ス八月寄宿舍南寮ヲ移築及改築ス十月廿一日 皇后陛下皇太子殿下ノ御眞影ヲ下賜セラル十一月三日立太子禮奉祝式ヲ舉行ス

大正六年三月書庫及体操教官室各一棟ヲ新築ス同月校内ニ狹窄射擊場ヲ設ケ狹窄射擊ノ教授ヲ始ム四月文部省令第四號ヲ以テ高等學校大學豫科入學者選抜試驗規程ヲ改正セラル隨ツテ選抜試驗ハ本年ヨリ各高等學校ヲ通シテ之ヲ行フコトナレリ五月陸軍射擊場ヲ借用シテ實包射擊ノ教授ヲ始ム

大正七年十一月事務所ヲ改築ス十二月勅令第三百八十九號ヲ以テ高等學校令ヲ改正シ大正八年四月一日ヨリ施行セラル

2 諸規則 本期は内面的に向上進歩せる時である。それは法令學則の改正に依つて其の一般を窺ふことが出来る。年次を追うて其の重なるものを示さう。從來は高等學校入學の程度は單に尋常中學校卒業程度に依る」とあつたのを明治四十一年三月文部省令第九號に依り入學者の資格を次の如く改め進學者の道を開いた。

高等學校大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且体格検査ヲ受ケ之ニ合格シタル者タルベシ

- 一 中學校ヲ卒業シタル者
 - 二 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者
 - 三 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ノ指定ヲ受ケタル者
- 但シ其學校ノ入學ニ限り指定ヲ受ケタル者ヲ除ク

入學志望者試験規程に就いては沿革概要にも記したやうに屢々改廢があつたが其の詳細の事を省き茲には其の一二を述べておく。明治四十三年五月文部省令第十一號を以て中學校長の推薦したものに限り無試験檢定に依り募集人員の五分の一以内に限り入學を許可することに規定した。此の無試験檢定法は入學志望者に對して一大衝動を與へた。更にこれに大改正を加へたのは大正六年四月であつた。從來各高等學校に於いてそれ／＼募集して來た方法を改めて、各高等學校共通的に入學者を選抜することになつた。今左にこれを掲げておく。

○ 高等學校大學豫科入學者選抜試験規程

- 第一條 選抜試験ハ各高等學校ヲ通シ入學志望者ノ數入學セシムベキ人員ニ超過シタルトキ之ヲ行フ
- 第二條 各高等學校ニ入學セシムベキ生徒ノ概數、選抜試験ニ關スル細目及出願ノ手續等ハ文部大臣之ヲ告示ス
- 第三條 選抜試験ノ學科目ハ中學校ノ學科目(法制及經濟、實業唱歌ヲ除ク)中ニ就キ文部大臣之ヲ選定ス
前項ノ試験ハ中學校卒業ノ程度ニ據ル
- 第四條 選抜試験ハ各高等學校ニ於テ同時ニ之ヲ行フ
- 第五條 入學志望者ハ其ノ入學後修業セントスル部類及入學セントスル高等學校ヲ指定スヘシ
指定スベキ部類ハ左ノ如シ

第一部甲類	法政經濟科	英語ヲ主トスルモノ
第一部乙類	文政科	英語ヲ主トスルモノ
第一部丙類	法政法律科	獨語ヲ主トスルモノ
第一部丁類	法政法律科	佛語ヲ主トスルモノ
第二部甲類	工科	
第二部乙類	理科	
第二部丙類	農科	
第三部	醫科	

入學志望者ハ志望ノ類(同一部内ノ類ニ限ル)及志望ノ學校ニ箇以上ヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ志望ノ學校ニ就キ各其ノ志望ノ順位ヲ定ムベシ

第六條 入學ヲ許可スベキ者ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム

一 高等學校ヲ通ジ各部毎ニ其ノ部ニ入學セシムベキ人員ノ總數ト同數ノ人員ヲ試驗ノ成績順ニ依リ選出ス

二 前號ノ場合ニ於テ試驗成績相同シキトキハ抽籤ニ依ル

三 前號ニ依リ選出セル人員ニツキ試驗ノ成績順ニ依リ第一部又ハ第二部ノ志望者ニ在リテハ本人ノ指定スル第一ノ志望類ニ基キ第一ノ志望學校ニ第三部ノ志望者ニ在リテハ本人ノ指定スル第一ノ志望學校ニ配當ス

四 前號ノ場合ニ於テ試驗成績相同シキトキハ抽籤ニ依ル

五 第三號及第四號ニ依ル配當ノ結果本人ノ指定スル第一ノ志望學校己ニ滿員トナリタル場合ニ於テハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二ノ志望學校ニ配當ス

六 前號ノ場合ニ於テ試驗ノ成績相同シキトキハ抽籤ニ依ル

七 第五號及第六號ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル第二ノ志望學校己ニ滿員トナリタル場合ニ於テハ更ニ其ノ第三以下ノ志望學校ニ就キ第五號及第六號ニ準シ配當ス

八 第一部又ハ第二部ノ志望者ニ在リテハ本人ノ指定スル第一ノ志望類カ志望學校ニ於テ悉ク滿員トナリタルトキハ更ニ本人ノ指定スル第二以下ノ志望類中缺員アルモノニ之ヲ配當ス其ノ方法ハ第三號乃至第七號ニ準ス

九 本人ノ志望スル類及學校悉ク滿員トナリタルトキハ入學スルコトヲ得ザルモノトス

前項ニ依リ配當ノ結果又ハ事故ノ爲メ入學者ニ缺員ヲ生シタルトキハ入學スルコトヲ得ザリシ者ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス

第七條 第一高等學校ノ第三部ニ於テ獨語ヲ以テ選抜試驗ノ外國語トナス者ニ限り入學セシムル場合ハ前條ノ關係ニ於テ之ヲ一ノ部ト看做ス

第八條 前二條ニ依リ決定シタル入學者、學校及部類ハ官報ニ掲載シ且ツ本人ニ通知ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治廿七年勅令第七十五號に依つて布告せられた高等學校令は、久しく我が高等教育の統制をなして來たのであるが、大正七年十二月五日、勅令第三百八十九號を以て之れを廢止し、新に時勢の要求を汲んだ高等學校令が發布せられた。本令は先づ高等學校の目的を明確にし、確實に教育の本義を擱んだもので、現行法令の基礎をなしてゐる。本期は此の法令の大修正を以て終りを告げ實質的向上の實を明にした。

○高等學校令 (大正七年十二月五日) 勅令第三八九號

第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニカムベキモノトス

第二條 高等學校ハ官立、公立又ハ私立トス

第三條 高等學校ヲ設立スルコトヲ得ル公共團體ハ北海道及府縣トス

第四條 私立高等學校ハ財團法人タルコトヲ要ス 但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其

ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第五條 前條ノ財團法人ハ高等學校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等學校ヲ維持スルニ足ルベキ
 收入ヲ生ズル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス 但シ其ノ基本財産ノ額ハ五十萬圓ヲ下ルコトヲ得ズ
 基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國際證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシテ之ヲ供託スベ
 シ

第六條 公立私立ノ高等學校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス

高等學校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第八條 高等學校高等科ヲ分チテ文科及理科トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノタメニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス
 專攻科ヲ卒リタル者ハ得業土ト稱スルコトヲ得

專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得 但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ其ノ
 限ニ在ラズ

高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者、尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ
 文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者、中學校第四學年ヲ修了シタル
 者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ、第七條第二項ノ高等學校ニ在リ
 テハ專攻科ヲ除キ六百人以上トス

第十四條 高等學校ニ於テハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ學級ヲ編制スベシ

一學級ノ生徒定數ハ四十人以上トス

第十五條 高等學校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ學科目ノ種類ニ從ヒ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教
 授スルコトヲ得

第十六條 高等學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス 但シ文部大臣ノ
 定ムル所ニ依リ免許狀ヲ有セザル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等學校教員免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學退學及懲戒、授業料入學料等ニ關スル規
 程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八條 公立及私立ノ高等學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第十九條 文部大臣ハ公立及私立ノ高等學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲナスコトヲ得
 第二十條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外高等學校ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ高等學校タ
 ルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五號高等學校令及高等中學校令ハ之ヲ廢止ス
 舊令ニ依ル高等學校ハ之ヲ本令ニ依ル高等學校トス

前項ノ高等學校ニハ當分ノ内第十三條ノ規定ヲ適用セス
高等學校大學豫科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス

三 熊本高等工業學校

1 本期の概況 本校は前期の末、明治三十九年三月愈々獨立したのであるが、本期に入つて次第に盛大に赴いた。明治四十一年七月には新校舎に移り第三回の卒業式を挙げた。後に附屬工業夜學校を開設して、正式の學校教育を受け得ざる篤學の青年を迎へたことは特筆すべきことである。又一面には屢々學則の改正をなして教育内容の充實を圖つた。斯くて本校は著々として向上の一路をたどりつゝ進んだ。今左に本校の沿革略を記して變遷の概況を示さう。

○ 明治四十年六月 勅令第二百四十七號ヲ以テ本校職員定員中教授十四人ヲ十六人ニ改正セラル
七月 第二回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。九月 從來ノ學科主任規程及監督教官規程ハ之ヲ廢止シ科長及監督教官規程ヲ制定ス。物品會計細則ヲ制定ス。同月 實驗工場製作品依頼規程ヲ制定ス。同月材料強弱並分析試驗依頼規程ヲ制定ス。

○ 明治四十一年三月 勅令第六十九號ヲ以テ本校職員定員中助教授八人ヲ十人ニ改正セラル。七月新校舎ニ移轉ス。
四月第三回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。十月圖書閱覽規程ヲ制定ス。四月校醫服務規程ヲ制定ス。

○ 明治四十二年三月閑院宮殿下本校へ台臨アラセラル。四月校舎新築落成式ヲ舉行シ續テ三日間公衆ノ觀覽ヲ許ス。
四月 天皇、皇后兩陛下御眞影並教育ニ關スル親署ノ勅語ヲ拜戴ス。七月第四回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。九月文部省令第二十二號ヲ以テ各學科ノ學科目及其程度ヲ改正セラル。十月本校規則ヲ改正シ選科生ニ關スル規則ヲ

追加ス。十一月入學手續中身体検査及証明書ノ一部ヲ改正ス。

○ 明治四十三年二月入學手續中願書差出期限ヲ改正ス。三月勅令第六十七號ヲ以テ本校職員定員中助教授十人ヲ六人ニ改正セラル。六月生徒制服規程ヲ改正ス。同月生徒校外實習心得ヲ改正ス。七月第五回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。

○ 明治四十四年三月本校規則ヲ改正シ一學科目ノ呼稱ヲ改メ生徒處分ノ罰目ヲ増シ授業料ヲ増額シ附則ヲ改ム。四月校長工學博士中原淳藏九州帝國大學工科大学教授ニ轉任シ後任トシテ教授川口虎雄校長ニ任セラル。六月附屬工業學校夜學校ヲ開設シ同時ニ同規則ヲ制定ス。七月第六回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。四月生徒修學旅行規程ヲ制定ス。同月附屬工業夜學校細則ヲ制定ス。八月生徒制服規程中帽章ヲ改正ス。九月附屬工業夜學校主事規程ヲ制定ス。十一月生徒制服規程ヲ改正シ外套ニ關スル條項ヲ削除ス。同月入學手續中入學志願者ノ身体検査期日並ニ檢定料納付方ヲ改正ス。

○ 明治四十五年 五月勅令第三百三十號ヲ以テ本校職員定員中助教授六人ヲ八人ニ改正セラル。七日第七回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。八月文部省令第一號ヲ以テ各學科目及其程度ヲ改正セラル。十月本校規則ヲ改正シ生徒ヲ學生ト改ム。同月級長規程ヲ改正ス。同月事務分掌規程ヲ改正ス。同月生徒制服規程ヲ廢止シ新ニ學生服務規程ヲ制定ス。十一月非常心得ヲ改正ス。同月宿直規程ヲ改正ス。同月巡視夜警心得ヲ制定ス。同月本校規則ヲ改正シ休業日ヲ改ム。

○ 大正二年四月本校職員服務心得ヲ制定ス。同月附屬工業夜學校細則中聽講生ニ關スル事項其他ヲ改正ス。六月勅令第百八十三號ヲ以テ本校職員定員中助教授八人ヲ七人ニ改正セラル。七月第八回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。八月本校規則ヲ改正シ休業日ヲ改ム。十二月本校規則ヲ改正シ元第五高等學校工學部規程ニ依ル本校卒業生ノ稱號ニ關スル條項ヲ追加ス

同月本校規則ヲ改正シ優先選拔ヲ行フ範圍ヲ明カニシ入學志願者ノ出願手續ヲ改ム。

○大正三年一月文部省令第四號ヲ以テ採鑛冶金學科課程表中火藥學ノ學科目ヲ増加セラル。同月巡視給仕小使及常夫規程ヲ改正ス。同月入學手續ヲ改正シ主トシテ入學志願者ノ身体検査ニ關スル條項及入學願書ノ書式ヲ改メ同時ニ身體検査法ノ提出ヲ要セサルコト、セリ。二月寄宿舎ヲ開ク。同月寄宿舎寄宿料徴收規程ヲ制定ス。同月寄宿舎學生通知手續ヲ制定ス。三月被服給與規程ヲ改正ス。同月職工規程ヲ改正ス。七月第九回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。同月附屬工業夜學校規則ヲ改正ス。八月附屬工業夜學校細則ヲ改正ス。九月學生生徒修學旅行規則ヲ廢止ス。

○大正四年一月職業規程ヲ改正ス。同月文書處理規程並文書編纂細則ヲ制定シ同時ニ從來ノ文書配付及處理細則ヲ廢止ス。二月學年開始期變更準備ノ爲メ學科課程ヲ臨時變更シ四月ヨリ實施ス。七月第十回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。十月寄宿舎寄宿料徴收規程ヲ改正ス。四月

天皇陛下御眞影ヲ拜戴ス。十一月文部省令第十七號ヲ以テ各學科目及其程度ヲ改正セラル。同月本校規則ヲ改正シ主トシテ學年開始期ヲ改ム。同月入學手續ヲ改正ス。十二月學生服裝規程ヲ改正ス。同月勅令第二百三十六號ヲ以テ本校職員定員中助教授七人ヲ八人ニ改正セラル。

○大正五年三月第十一回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。四月本校開校十周年記念式ヲ舉行ス。五月被服給與規程中地質制式ノ一部ヲ改正ス。六月入學手續ヲ改正シ主トシテ入學志願者ノ願書其他ノ書類提出期ヲ改ム。同月入學志願者身体検査標準ヲ改メ不合格トスル中ニ色盲ノ一項ヲ加フ。十月
皇后陛下並ニ皇太子殿下御眞影ヲ拜戴ス。

○大正六年三月第十二回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。八月大典記念館使用規程ヲ制定ス。十月職工規程並ニ巡視給仕小使及常夫規程ヲ改正シ兵役關係者ニ對スル給與上ニ付改ム。同月材料強弱並分析試驗規程ヲ改正シ鑑定ニ關スル事項ヲ追加ス。十二月文部省令第十四號ヲ以テ電氣工學科ヲ増設セラレ同時ニ各學科目及其程度ヲ改正セラル。同月本校規則ヲ改正シ主トシテ増設ノ電氣工學科ニ關スル規則ヲ追加ス。

○大正七年三月第十三回(工學部以來)卒業式ヲ舉行ス。四月學生服裝規程ヲ改正シ電氣工學科ニ關スル事項ヲ追加ス。七月勅令第二百八十六號ヲ以テ本校職員定員中教授十六人ヲ十八人ニ助教授八人ヲ九人ニ改正セラル。同月學生服裝規程ヲ改正ス。十一月入學手續ヲ改正シ入學試験ノ方法ヲ改ム。

○大正八年一月事務分掌規程ヲ改正ス

2 諸規則 明治三十九年三月獨立當時制定せられた規定は前期に掲げた通りであるが社會の進運

に従ひて漸次改正を加へられた。今順次改正の要點を明にしよう。先づ本期の初頭即ち明治四十二年九

月文部省令第二十二號を以て學科目及び其の程度について改正を加へた。左に其の要點を掲げる

イ 土木工學科に於いて建築材料の一科を省き新しく工業用金屬、電氣工學の二科目を加へた。

ロ 機械工學科に於いて製造冶金學を廢し新に工業用金屬科を置いた。

ハ 採鑛冶金科に於いて地質學を廢し土木工學の一科を加へた。

ニ 倫理學は元時間數不明なりしを毎週一時間と確定し道德教育の確實に行はれんことを期した。

尙ほ第四條の次に左の一條を加へて教育團の擴張を圖つた。

第五條 各學科ノ學科目中ニ就キ專修セントスル者ハ撰科生トシテ二箇年以内在學ヲ許スコトヲ得。

明治四十四年六月本校は社會一般篤學の青年に對して一大福音を傳へた。それは附屬工業夜學校の開設である。時の校長川口虎雄が文部大臣に請願書を提出して此の企畫を遂行したのであつた。

此の附屬夜學校開設と同時に施行した規則は現行のものとは多少異なる所があるけれどもこれを掲げて

學校の目的とする所及び教育内容の一般をうかがふことにする。

○ 附屬工業夜學校規則

(明治四十四年六月五日制定)

第一條 熊本高等工業學校附屬工業夜學校ハ工業ニ關スル簡易ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二條 修業年限ハ二ケ年トス

第三條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トシ各學年ヲ左ノ三學期ニ分ツ

第一學期 自四月一日 至七月三日 第二學期 自七月四日 至十二月二十四日 第三學期 自十二月二十五日 至三月三十一日

第四條 休業日ハ左ノ如シ

日曜日 本校創立記念日 四月十七日

夏期休業 自六月二十一日 至九月十日

大祭日 春期休業 自四月一日 至四月七日

冬期休業 自十二月二十五日 至一月七日

第五條 學科目授業時數ヲ定ムルコト左ノ如シ

但授業時間ハ午後五時以降ニ於テ適宜之ヲ定ム

第一學年

修身、英語、數學、應用力學、圖學、測量、土木工學、機械工學、特別講義、實習設計及製圖

第二學年

修身、英語、應用力學、土木工學、機械工學、採鑛冶金學一般、電氣工學一般、特別講義、實習設計及製圖

圖

每週授業時數ハ十七時間トス

但特別講義、實習設計及製圖ハ主トシテ定時間外ニ之ヲ課ス

第六條 各學年ノ課程修了ハ該學年中平素ノ勤惰及學業ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第七條 第二學年ノ課程ヲ修了シタルモノニハ卒業證書ヲ授與ス(書式ハ之ヲ略ス)

第八條 入學ハ每學年ノ始ニ於テ中學第四年修業ノ程度ニ依リ檢定ノ上之ヲ許可ス

但時宜ニ依リ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第九條 入學ヲ願フモノハ入學願書及學業履歷書ニ檢定料金貳圓ヲ添ヘ之ヲ差出ヘシ

第十條 授業料ハ一ヶ月金壹圓五拾錢トス

但七、八兩月ハ之ヲ徵收セス

第十一條 授業料納付期日ハ毎月十日、十一日、十二日ノ三日間トス

但期中ニ休業日アルトキハ之ヲ順延ス

前條ノ授業料ハ校長ノ見込ニヨリ其一部若クハ全部ヲ免除スルコトアルヘシ

第十二條 既納ノ檢定料及授業料ハ何等ノ事由アルモノ之ヲ返付セス

第十三條 病氣其他ノ事故ニ依リ三ヶ月以上修業シ能ハスト思料スルモノハ父兄連署ノ願書ヲ差出シ許可ヲ得テ該學

年間休學スルコトヲ得

但病氣ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

前項ノ休學中ハ授業料ヲ免除ス

第十四條 左ノ諸號ノ一以上ニ該當スルモノハ之ヲ除名ス

一、校規命令又ハ訓諭ニ背キタルモノ

四、授業料ヲ納付セサルモノ

二、成績不良ニシテ成業ノ見込ナキモノ

五、生徒タル本分ヲ失ヒタルモノ

三、欠席夥多ナルモノ

第十五條 工業夜學校生徒ニハ本校規則第十六條、第十七條、第二十三條ヲ適用ス

第十六條 所定學科目中ニ就キ特修セントスルモノニハ聽講生トシテ入學ヲ許スコトアルヘシ
聽講生ニハ本規則ヲ準用ス
但檢定料ハ之ヲ徵收セス

附 則

第十七條 本規則ハ本年七月四日ヨリ施行ス
第十八條 本規則施行ノ際私立熊本工業學校生徒ニシテ入學ヲ願出ルモノハ檢定ヲ行ハスシテ相當學年級ニ編入ス

○ 附屬工業夜學校細則

(明治四十四年七月廿六日制定)

第一章 課程及授業時間

第一條 學科課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

學科目	第一學年			第二學年		
	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期
修身	四	四	四	四	四	四
英語	五	五	五	四	四	四
數學	五	五	五	四	四	四
應用力學	二	一	二	五	四	四
圖學	一	二	二	二		
測量						

學科目	第一學年			第二學年		
	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期
機械工學				一		
土木工學				三	三	三
探礦冶金學一般				二	三	三
電氣工學一般				一	二	二
計	一七	一七	一七	一七	一七	一七
特別講義						
實習設計及製圖						

但修身ハ當分ノ内隨時之ヲ課ス、特別講義、實修設計及製圖ハ定時間外ニ之ヲ課ス
第二條 授業時間ハ毎日午後六時三十分ニ始メ同九時三十分ニ終リ土曜日ハ八時三十分ニ終ル

第二章 入 學

第三條 入學ノ期ハ毎年四月上旬トス
但時宜ニ依リ臨時補欠募集ヲナスコトアルヘシ
第四條 入學ヲ許スヘキ者ハ入學檢定及身体檢査ニ合格シタル者ニ限ル
第五條 入學檢定ヲ分チテ無試験檢定及試験檢定トス
第六條 無試験檢定ハ中學校、工業學校其他本校ニ於テ適當ト認定シタル學校ノ卒業生ニシテ當該學校長ノ證明シタル者ニ之ヲ行ヒ其他ノ志願者ニハ試験檢定ヲ行フ
第七條 無試験檢定ハ出身學校在學中ノ操行、學業ノ成績其他ノ事項ニ就キ考査スルモノトス
第八條 試験檢定ハ左ノ學科目ニ就キ之ヲ行フ

- 一 英語、譯解(第三、第四讀本ノ程度)書取
- 一 數學、算術、代數(二次方程式)、平面幾何(圓ノ終)
- 一 國語、時文ノ解釋、作文 (本章第九條以下及第三章省略)

大正元年に至つて本校の學科目及び程度の上に多少の改正を見た。先づ從來倫理とありしを修身と改め實踐教育の實を擧げんと試みた。次に實修に重きを置いたことは著しい點である。例へば土木工學科に於いて測量實修の二科を新設して毎週六時宛を課した如きは大なる進歩である。第三に最も著しい改正を見たのは採鑛冶金學科である。本科は大部分を改正し時勢適應の途を講じた。此の事は左に掲ぐる新設科目の増課を見れば明かである。

化學分析、測量實修、鑛物及岩石識別、採鑛及撰鑛實修、試金術、試金及冶金實修、家屋構造、製圖

大正二年四月には從來明確でなかつた附屬工業夜學校聽講生に關する細則を明示した。左にこれを記すことにする。

○ 附屬工業夜學校細則 (大正二年四月改正)

第四章 聽講生 (他ノ條項畧ス)

第十四條 聽講生ヲ分ツテ二種トス
 甲種 本夜學校ガ特ニ指定セル左記ノ學科目ヲ專修セントスル者

學科目 一學年	每週教授時數			摘要
	第一學期	第二學期	第三學期	
圖學	二	一		
測量	一	二	二	
土木工學	石工學	一		土木事業志望者專修
	道路	一		土木事業志望者專修
機械工學(機械製作法)	二			機械事業志望者專修
應用力學(材料)				機械事業志望者專修
採鑛冶金學(採鑛學)	一	一	一	鑛山事業志望者專修

但土木及鑛山事業志望者ニハ特ニ測量ニ重キヲ置キ機械事業志望者ニハ特ニ圖學ニ重ヲ置ク
 乙種 自己ノ選定セル學科目ヲ特修セントスル者

第十五條 聽講生ニシテ本夜學校ノ指定若クハ自己選定ノ學科目ヲ修了シ其成績良好ナル者ニハ修了證書ヲ與フ

大正三年一月文部省令第四號を以て採鑛冶金學科に「火藥學及實修」の一科目を加へた。大正三年八月には附屬工業夜學校細則中聽講生に關する條項を改正した。即ち次の通りである。

○ 附屬工業夜學校細則

(大正三年八月改正)

- 第十二條 聽講生ニ特修ヲ許スヘキ學科目ハ本夜學校所定ノ工學ニ屬スルモノヲ主トシ兼テ之ニ關聯セル學科目タルヲ要シ普通學ノミノ聽講ハ之ヲ許可セス
- 第十三條 聽講生ノ入學資格ハ別ニ定メサレトモ時宜ニ依リ學業、身体及操行等ニ就キ檢定ヲ行フコトアルヘシ
- 第十四條 聽講生ノ入學期ハ學年ノ當初若クハ特修學科目ノ講義開始ノ時期ニ限ル
- 第十五條 聽講生ノ在學期限ハ特修科目ノ終講マテトス
但再聽講セント欲スル者ハ更ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 第十六條 聽講生ニシテ特修學科目ヲ修了シタルトキハ願ニ依リ試驗ノ上其成績ヲ考査シ證明書ヲ與フルコトアルヘシ

(他ノ條項略ス)

大正四年に至り大きな改正を見ることになつた。今回の改正に依つて校外實修を認めたことは顯著な條項と言はねばならぬ。即ち第三條を左の如く改めた。

熊本高等工業學校各學科ノ學科目及其ノ程度ハ左ノ如シ 但シ必要ノ場合ニ於テハ實習時間又ハ休業時間ニ於テ校外實習ヲ課スルコトアルヘシ

尙ほ土木工學科に於いて鐵筋混凝土、水力學及水路の科目を新設したことも著しい進歩と言はねばならぬ。併し今回の改正の中心點は機械工學科に有する。新設の科目を一覽すれば如何に著しい改正であつたかが察せらる。これを左に掲げて見よう。

力學及圖式力學、材料強弱學及實驗、機構學、水力學及實驗、水力機械、熱力學及熱機關實驗、蒸汽機關、瓦斯石油機關、機關車、鑛山用機械、紡織機、製造冶金學、

更に大正六年十二月文部省令第十四號に於いて電氣工學科を増設したことは明かに時代の要求を物語つてゐる。茲に本校規則の中電氣工學科に關する學科目及其の程度を表示しよう。(他の條項は略す)

○ 熊本高等工業學校規程

(大正六年十二月八日 文部省令第十四號)

第二條 熊本高等工業學校ノ學科ハ土木工學科、機械工學科、採鑛冶金學科及電氣工學科トシ電氣工學科ニ第一部

第二部ヲ置ク

第三條 熊本高等工業學校各學科ノ學科目及程度ハ左ノ如シ(電氣工學科以外ハ省ク)

電氣工學第一部

學科目	第一學年			第二學年			第三學年		
	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期
修身	一	一	一	一	一	一	一	一	一
英語	四	四	四	三	三	三	二	二	二
數學	五	五	五	三	三	三			
物理學	三	三	三						

英 語	修 身	學 科 目		第一學年每週教授時數			第二學年每週教授時數			第三學年每週教授時數		
		第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期	第一學期	第二學期	第三學期
四	一	第一學期	第二學期	三	三	三	二	二	二	二	一	一

電氣工學科第二部

計	兵 式 體 操	工 業 經 濟 及 工 業 簿 記	家 屋 構 造	應 用 電 氣 化 學 及 實 驗	應 用 化 學	冶 金 學	電 氣 機 械 試 驗 法
三九	二						
三九	二						
三九	二						
三九	二			講義 二	三	二	
三九	二			三二	三	二	
三九	二			五二	三	二	
三九	二	二	二	六二			一
三九	二	二	一	六二			一
三九	二			九二			一

電 氣 機 械 試 驗 法	電 信 、 電 話	蓄 電 池 、 電 氣 鐵 道	計 電 氣 機 械 圖 設	發 電 機 及 實 驗	交 流 理 論	電 氣 磁 學 理 論 及 實 驗	機 械 工 學	應 用 力 學	礦 物 學	化 學 分 析	化 學
						講義 六三		二	二	七	四
						六四		二		八	四
					一	六四		二		七	四
			實 驗 三	實 驗 八	二		三			三	
			二	三	五		三			三	
			二	三	五		三			三	
二	一	三	三	八							
二	一	三	三	九							
二	一	三	三	一							

蓄電池、電燈、電力 電氣鐵道	計電氣 法及機械 圖設	發電機、電動機、變成 器及實驗	交流理論	電氣磁氣學 測定法	機械製作法及實修	熱力學及熱機關	水力學及水力機械	應用力學 圖式力學 材料力學 機械學	幾何畫法及機械製圖	物理學	數學
				講義 六三	講義 三二	一		一	講義 六二	三	五
				六四	三一	一		二	五二	三	五
			一	六四	三一	一		二	五一	三	五
	講義 五一	實講 九三	二			六	一	三			三
二	五一	九三				五	一	四			三
二	五二	九三				五	三	四			
三	六二	九二				二	二				
三	六二	九二				二	一				
三	一八	九									

電信電話	電氣器具構造	電氣機械試驗法	製造冶金學	家屋構造	工業經濟及工業簿記	特別講義	兵式体操	計
							二	三九
							二	三九
							二	三九
							二	三九
							二	三九
							二	三九
					二	二	二	三九
					二	一	二	三九
					二	一	二	三九

附則

本令ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

3 職員及生徒 職員としては勅令に依つて屢々定員の改正はあつたが其の外特別に記すべきことはない。唯校長川口虎雄は明治四十四年以來本期未まで歴任し本校の創業の大任遂行のため努力を續け校

運を盛大に導き確固たる基礎を築いた功績は著大なものである。

生徒のことについては簡單ながら前期に記した通り次第に其の数を増し本期の始め即ち明治四十一年次の卒業生數四十六名大正四年次卒業生八十五名、大正八年次には百二名といふ風に、年次を追うて増加の勢を示した。而して實著な修學振りを示して一步步地盤を固めつゝ進んだ。

四 熊本醫學專門學校

1 本期の概況 本期に於ける本校は前期築きし基礎の上に起ち、設備漸く充實し名聲次第に世に著はるゝに至つた時代である。

明治四十二年に至り、本校は多額の縣費補助を受けて狹隘なりし手取本町の地より本莊村の現位置に移轉し、愈々校舍設備の充實を期し大正元年に落成した。明治四十二年八月十一日同年本科卒業生より「熊本醫學專門學校醫學士」の稱號を得るに至り、卒業生は茲に輝しい資格を得ることになつた。大正二年十月七日知事赤星典太の時再び縣費の大補助を請ひ、翌三年七萬五千圓縣費補助交付の指令に接した。かくて醫學校としての設備も次第に整ふに至つた。

縣は更に一步を進めて實質の向上を期し頻りに教授の外國留學の途を講じた。教授亦奮勵して研鑽これ努め相率ゐて博士の學位を得るに至つた。此の内外の熱誠は教育實績の上に多大の影響を及ぼし生徒の實力次第に加はつた。大正五年十一月九日私立熊本醫學校創立以來滿廿年にあたるを以て二十週年記

念の大祝典を行つた。

爰に改めて特記すべきは大正四年十月に 天皇陛下の御眞影、大正六年二月に 皇后陛下の御眞影を拜戴し、私立學校として無上の光榮を荷つたことである。又明治四十二年十二月に文部大臣小松原英太郎、大正五年五月に文部大臣高田早苗、大正五年十二月に子爵加藤高明、大正六年十一月に子爵清浦奎吾、大正七年五月に侯爵細川護立の臨校を得て、光榮を添ふると共に校内の活氣益々加はつた。

これより先明治四十四年十月陸軍衛生部生徒大正三年十二月海軍々醫部生徒の教育を依託せられ、又中には清國人等の入學をさへ見るに至つた。斯くして本校は名實共に備はり、次第に醫學校としての優位を占め醫科大學の前身たるに恥ぢざる情勢にまで到達した。

2 經費 本期に於いて最も重きを置いたのは設備の方面である。故にこれに要する經費の稔出といふことについては、學校當局として少からざる苦心を要した。從來縣費補助として年に約五千圓宛の交附を受けて來たが、これは明治四十二年に至つて打ち切られた。併し茲に新に本年より向ふ五ヶ年間に亘り、校舍移轉新築の費用として七萬圓の補助を受くることになつた。然るに學校當局としては尙ほ不足を感じて、別に學校收入の増加を計り、合計拾參萬圓を以て工事に着手し、完成を見たのは大正元年であつた。當時の補助申請並に指令の全文を掲げて事情を明にしよう。

○補助申請書

抑モ本校ハ明治三十年以來年々若干ノ縣費補助ノ下附ヲ蒙リ醫學教育ノ道ニ力ヲ盡シ三十七年ニ至ル迄ハ二百四名ノ

卒業生ヲ出シ縣下並ニ國家ニ向テ幾分カ貢獻スルトコロアリト信ス明治三十六年專門學校令ノ實施セラル、ヤ我縣ノ當局者ハ本校ヲ以テ必要ナル教育機關ト認メラレ專門學校令ニ準シテ醫學校ノ發展ヲ圖ルヘキコトニ獎勵ヲ與ヘラレ設備費トシテ三千四百九十二圓十三錢ノ臨時補助費ヲ下附セラレ更ニ縣立病院ヲ生徒實習用ニ使用スヘキコトヲ許可セラレ年々生徒ノ増加シ學校ノ進ムニ從テ一ケ年宛ノ補助金ヲ累加セラレ一昨々年度以來ハ五千三百九十九圓八十三錢ノ補助金ヲ下附セラル、ニ至レリ私共設立者並ニ教授ノ任ニアルモノハ此當局者ノ御趣旨ニ感激シ奮テ改善ノ道ヲ圖リ明治三十六年度ニ於テハ臨時下附金三千四百九十二圓十三錢ノ外ニ從來學校ノ貯蓄ニ拘ハル二千圓餘ヲ投シテ校舍ノ修繕解剖教室ノ新築器械ノ購入ニ資シ明治三十七年ニハ縣立病院內ニ五十坪ノ講堂（此金額二千五百五十圓）ヲ建築シテ之ヲ縣有財産ニ寄附シ尙明治三十八年ヨリ卅九年度迄ニハ理化學ニ要スル器械生徒閱覽ニ供スル書籍並ニ教室ノ擴張閱覽室ノ創設ノ爲メ金五千二百餘圓ヲ投シ四十年ニ於テハ生理器械二千五百圓衛生細菌學教室並ニ講堂坪數約八十坪此金額四千六百圓ヲ縣立病院內ニ建築シタル等只管本校ノ改善ニ努メタル結果明治卅七年一月ヲ以テ專門學校令ニ由リテ設置スルコトヲ許サレ同年五月徵兵令第十三條ニ依リ認定ノ件ヲ認可セラレ三十九年六月ヲ以テ醫師免許規則ニ依リ指定スルノ件ヲ告示セラレ私立醫學校トシテハ少カラサルノ特權ヲ得ルニ至レリ之レ畢竟縣當局者ノ獎勵補助宜シキヲ得タルガ爲メニシテ私共本校ヲ見ル決シテ一個ノ私有物タルノ觀念ナク宜シク縣民ト共有スヘキモノナルヲ覺悟シ獻身的ニ本校ノ經營ニ從事シ經費ヲ節約シテ新築シ得タル校舍等ハ之ヲ縣有財産中ニ寄附スルノ手續ヲナセシ次第ナリ然ルニ今度本校ノ經費タル僅カニ二萬圓内外ニシテ此限アルノ金ヲ以テ如何ニ節約ヲ加ヘタレバトテ内外ノ改良ニ資スルヲ得ス今ヤ本校ノ一大欠點タルハ第一ニ校舍ノ不完全ニアリ元來本校舎ハ舊病室ヲ假用シタルモノニシテ百人乃至百五十人ノ生徒ヲ入ルベキ教室ニ應用セントスルニハ不都合モ亦甚シト云フベシ之ヲ以テ年々數千圓ノ修繕費ヲ支出シ種々ニ改良ノ方法ヲ圖レドモ教室ノ狹隘ナル採光ノ不十分ナル通氣ノ不良ナル音響ノ透徹シ難キ管ニ教授上ニ差支アルノミナラズ實ニ學校衛生上ニ有害ナルモノニシテ殆ド村落ノ小學校ト雖モ本校ノ如キモノハ稀

ナリ之ヲ以テ文部當局ノ巡視セラル、毎ニ校舍ノ不完全ヲ指摘セラレ加之ス學生ノ増加ニ伴ヒ實習教室ノ如キハ全ク狹隘ナルガ爲メ余儀ナク時間ヲ延長セサルヲ得ザルノ不便アリ今日ノ場合校舍ノ根本的政策トイフコトハ一時モ忽ニスベカラサルノ大問題ニシテ區々タル小計畫ハ放棄シテモ此一大改革ヲ斷行セザレバ文部省ノ指定ヲ受ケタル專門學校ノ責任ヲ盡ス能ハサルモノト自覺スルノ外ナシ然ルニ建築ノ費用タル莫大ニシテ約十五萬圓ヲ要スヘシカ、ル莫大ノ費用ハ迎モ一私立學校ノ支出シ得ル處ニアラズ故ニ百方苦心計畫ノ結果別紙土地購入校舍新築ノ費用八十萬圓ニ節約シテ豫算表ノ示ス如ク一面ニハ授業料ノ値上ヲ斷行シ他方ニハ學校經費ノ節約ヲ加ヘ一ケ年一萬圓内外ノ剩余金ヲ調製シ校費ヨリ五萬圓ヲ支出スルニツキ更ニ縣費ヲ以テ經常補助五千三十圓ノ以外本年度ニ於テ一萬圓四十三圓四十四年度ニ於テ各二萬圓宛合セテ五萬圓ノ下附ヲ願ヒ本校ノ支出スルトコロノ五萬圓ト合シテ十萬圓ヲ以テ土地ノ購入並ニ建築費ニ充テントコトヲ欲ス今ヤ各醫學專門學校卒業生ハ醫學士ノ稱號ヲ許サレ同學校ハ特別ノ醫科大學トナスノ議アリト云フ本縣曩ニ醫科大學ノ設置ヲ希望シ縣民ハ之ガ爲メニ莫大ノ寄附サヘモ壓ハザリキ今ヤ本校ニテモ校舍ヲ完全ニシ少シク内容ニ改良ヲ加フレハ既ニ文部省ノ指定ヲ受ケタル學校ノ事ナレハ私立醫科大學トシテ認可ヲ受ケルモ難キニアラザルベシト信ス果シテ然ルニ至レバ之レ小ナル値ヲ拂ツテ縣民ノ希望セシ處ノ目的ヲ到達スルノ方法トイフベシ若シ又他日縣立トシテ經營セラレントスルノ日アレバ校舍及圖書器械ヲ縣有ニ寄附スルハ本校設立者ノ最希望スル所ナリ仰キ願クバ前述ノ事情ヲ諒セラレ多年私共ノ赤手ヲ振ツテ醫育ノ事業ニ盡瘁スル赤心ヲ憐マレ特別ノ御詮議ヲ以テ建築費補助ノ件御認可相成様懇願仕候也

私立熊本醫學專門學校設立者

明治四十一年九月 日

谷 口 長 雄
高 岡 元 眞
藤 野 亂

熊本縣知事 川 路 利 恭 殿

○ 建築支辨ノ方法

建築費ヲ支辨スル目的ニテ本校經費豫算ヲ向フ五ケ年間明治四十二年度支出豫算ノ金額範圍内ニ据エ置キ收入ニ於テハ授業料若クハ實驗費ニ於テ生徒一名ニ對シ年額金十圓ヲ増徴スル時ハ本年現在生徒數四百三十七名ハ四十三年度以降ハ四百八十名迄ニ増員(生徒定員五五〇名)スルノ豫定ナルヲ以テ別記豫算表ノ如ク一ケ年ノ收入其支出ニ對シ九千七百三十八圓三十錢ノ殘金ヲ生ス此ノ剩餘金ハ尤モ確實ナル金額ニシテ向後五ケ年ヲ期シテ約五萬圓ノ貯蓄ヲ得ヘキハ決シテ相違ナキ豫定ナリ若シ縣費ヲ以テ特別補助トシテ設立者ノ希望スルカ如ク四十二年度ニ一萬圓ノ御下附ヲ得レバ之ヲ以テ敷地ヲ買收シ四十三年度四十四年度ニ於テ各二萬圓ノ御下附ヲ願ヒ三ケ年ヲ以テ建築工事ヲ了ルノ見込ナリ五年後ニ至レハ本校ニ於テハ普通支出經費ノ外ニ毎年九千余圓ノ剩餘金ヲ生スルノ道理ナレバ五年後ハ之ヲ以テ更ニ學校經費ニ轉用スルノ便益ヲ得一層校務ノ擴張ヲ圖ルヲ得ベク若クハ萬一從來御下附ヲ受ケシ五千余圓ノ縣稅補助ヲ停止ニ相成場合ニ遭遇スルモ本校ハ本校ノ收入ヲ以テ經費ヲ支辨シ特立シテ醫學專門學校ノ面目ヲ支持シ得ベキモノト信ズ左ニ四十二年度以降ノ支收豫算表及建築ニ關スル大體ノ設計ヲ掲グ(以下省略)

○ 縣費補助金交付指令

私立熊本醫學專門學校

明治四十一年九月 日付願ニ依リ縣費補助金七萬圓受附候條左記條件ヲ遵守シ受書差出スベシ

明治四十一年一月廿九日

熊本縣知事 川 路 利 恭

記

一 補助金ハ左記年度割ニ依リ毎年九月交付ス但縣經濟ノ都合並校舍建築工事ノ狀況ニ依リ年度割ノ金額ヲ増減スルコトアルベシ。金五千圓 四十二年度 同壹萬五千圓 四十三年度 同壹萬五千圓 四十四年度 同壹萬七

千圓 四十五年度 同壹萬八千圓 四十六年度 二、縣費補助願書ニ記載ノ敷地買收並建物ノ工事ヲ明治四十四年度迄ニ完了スヘシ 三、前項各年度ニ屬スル事業ニ付テハ豫算ヲ編製シ會計年度前ニ認可ヲ受クベシ。決算ハ會計年度後六十日以内ニ報告スヘシ 四、時宜ニヨリ吏員ヲ派シ會計ニ係ル帳簿ヲ檢定セシムルコトアルベシ。五、法令ノ結果又ハ學校ノ都合ニ依リ校舍ノ建築ヲ中止シタル時ハ補助金ノ交付ヲ中止スベシ 六、法令ノ結果廢校トナリ又自ラ學校ヲ廢シタル時ハ縣費ノ補助ニ依リ購入シタル土地建物ニ付テハ相當ノ評價ヲ爲シ補助金額ニ對スル割合金員ヲ縣ニ納付スヘシ 七、從來經常費ニ對シ交付セル補助金ハ明治四十二年度限り之ヲ廢止ス

當時の官公私立の醫學專門學校は、各長足の進歩を遂げ、學制改革後の單科大學昇格の特典に均霑せんとするの情勢にあつた。本校としても此の目標を失はなかつた。依つてこれまでの設備にては到底満足することは出来なかつた。大正二年十月七日再び縣費の大補助を請ひ、翌年六月八日に至り七萬五千圓補助交付の指令に接し、之れに加ふるに學校收入三萬五千圓を加へ、大正三年に工を起し、大正七年に漸く完成した。此の第一次、第二次の計劃に依つて校舍の設備面目を一新した。

3 學則 學校内容の充實と學校全般の統制を期するため、學則の整頓に注意せしことは前期に於いて述べておいた。本期に於いては時勢の推移に伴うて多少の改正は加へられたるも、局部的の改正に過ぎなかつた。

明治四十年九月五日官立醫學專門學校の學科目及び課程に準據し多少の改正を加へたが、茲に抽出して特記すべき程のものではなかつた。唯々學校長の權限として左の事項を規定せるは注意すべきである

教授上各學年ヲ數學期ニ分ツ必要アルトキハ學校長ハ前項ノ每週教授時數ノ範圍内ニ於テ各學期ノ每週教授時數ヲ定ムルコトヲ得。

學校長ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テハ前項ノ每週教授時數ヲ増減シ若シクハ科外講義ヲ開クコトヲ得。

從來生徒定員は本科三百名別科百名であつたのを本科生徒五百五十名に改正して四十一年九月一日より實施した。

明治四十三年八月十一日 文部大臣の認可を得て同年卒業生より熊本醫學專門學校醫學士と稱するを得るに至つた。此に於いて四十一、四十二兩年の卒業生には論文を提出せしめ之を審査して其の成績佳良なるものには稱號を與ふる事を許した。又從來學年の始期が九月であつたのを大正四年度から四月に改正された。大正五年二月十八日官立醫學專門學校卒業試問改正案に依つて試験に關する事項が改められた。なほ特待生の制度を廢止した。これ等の事項の詳細になるので茲には全部省略することにする。

4 職員及び生徒 前期の中葉より縣は人事に就いて特に注意を拂つた。それは實力ある教師を得るといふことであつた。これ卒業生の實力に影響し、延いて學校の價值信望にも關する本質的の事項なるが故である。この方針の下に縣は他より俊秀の士を聘することに努めると共に、現在の職員に對して研究の機會を與へ、且つ多額の費を投ずることを惜しまなかつた。即ち前期に續いて明治四十年九月に教授三角恂を、四十二年二月に教授山崎正董を、四十三年六月に教授藤井壽松を、大正二年四月に教授

大谷國吉を、全年七月に教授高安慎一を何れも歐洲に留學せしめ研究の機會を與へた。尙ほ助教谷口彌三郎は大正元年八月私費を投じて歐洲留學をなして研鑽する所があつた。此の歐洲留學のことは惜しむらくは歐洲戰亂の勃發に依つて中止せられた。併し縣が拂つた犠牲は決して空しくはなかつた。即ち教授間の研究熱は次第に熾烈となり、駭々乎として長足の進歩を加へた。このことは事實に依つて證することが出来る。前に記せる如く明治三十九年三月先づ校長谷口長雄醫學博士の學位を得、大正二年四月教授山崎正董、大正二年五月教授安香堯行、大正三年五月教授藤井壽松、大正五年十一月教授谷口彌三郎、七年五月教授川上漸等相續いて醫學博士の學位を得るに至つた。校長谷口長雄は多年の信望を以て、之れ等新進優秀の教授と共に銳意醫育實質の向上に精進したことは内外齊しく認むる所であつた。

次に生徒の狀況を述べれば、本期の初め即、明治四十一年七月別科生を廢止した。當時本科の定員は三百人であつたのを五百五十名とし、全年九月一日より實施した。而して明治四十一年十一月始めて卒業生四十六名を出したことは前に記した通りである。學校内容の充實すると共に入學を志願する生徒の數も年を追うて増加し、明治四十年以後には支那人、朝鮮人も入學するに至り且つ陸海軍の依託生をも加つた。前に述べし如く教授の歐洲留學、博士學位の獲得は自ら生徒に影響し大いに勉學の氣風を生じた。之に加ふるに明治四十二年以後の卒業生には醫學士の稱號を得るに至り、更に校舍校地の移轉大擴張あり、生徒の氣分一新した。然れども生徒の風儀一般に紊れ、惰風容易に改まらず、剛健の意氣稍々劣れるは衆目の認むる所にして、學校の性質上止むを得ざるべしといへ誠に遺憾とする所であつた。

校長谷口長雄深く之れを憂へ、訓育大いに努むる所があつた。其の努力空しからず、校風次第に振興し優秀なる卒業生を多く見るに至つた。これら卒業生の中、後に醫學博士の學位を得た者は左の諸氏で實に多士濟々である。

- 加治 八郎、古波倉正榮、桑 原 弼、石川 大祐、石川仁一郎、清 川 涉、江藤 文六、土屋 直義、
- 繼 新、菱刈 實雄、小林 藤治、太田原豊一、上野 鎮也、鴨井 楠根、田川 八郎、小坂 禮二、
- 菅野 力、牧野 敏雄、太田 二也、渡邊 信藏、中木 完二、須古 秀雄、大原 義司、渡邊 邊、
- 田中 尚士、岡本 實雄、加來 豊記、鶴木 秀二、村尾 信逸、吉本 良槌、吉富 正一、富永 謙、
- 牟田鐵三郎、狭間 章雄、廣瀬 平次、村山 鼎、久米 實一、大山 綱憲、

五 私立九州藥學專門學校

私立熊本藥學校——私立九州藥學校

1 本期の概況 本期に於ける私立熊本藥學校は著しい躍進を見せた時代である。先づ本期の初頭明治四十一年には校名を私立九州藥學校と改めた。但し此の時は學校内容に於いては多くの變革を見ることはなかつた、翌四十二年に至り數萬の巨費を投じて校舎の大建築を行ひ其の年の秋十一月小松原文部大臣川路本縣知事を從へて本校を視察した。これ本校の劃期的進展にして專門學校としての基礎は愈々茲に築かれたのであつた。即ち茲に愈々機熟し安香堯行外七名、藥學專門學校設立者として其の設立認可を文部大臣に申請した、其の全文を次に掲げておく

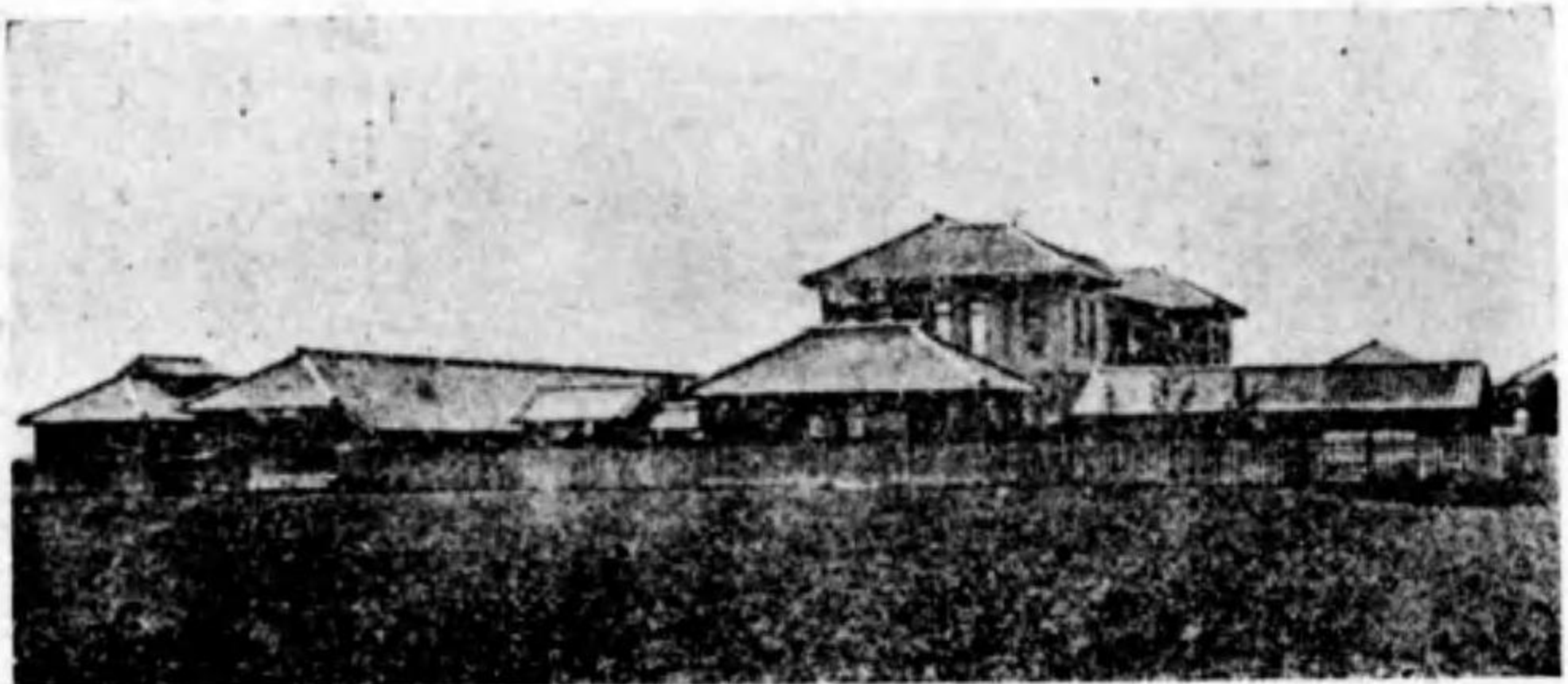
○ 私立九州藥學專門學校設立認可之儀ニ付申請

當私立九州藥學校ハ明治十五年七月文部省令第六號藥學校通則乙種藥學校ニ基キ同十八年三月其筋ノ認可ヲ得テ創立シ爾來茲ニ二十五年間專ラ藥學ノ教育ニ從事シ既ニ卒業生ヲ出スコト四百四十六人ノ多キニ登リ着々教授上ノ改良ヲ圖リ教務ノ整備ヲ期シ候處方今藥學ノ著シキ發達ニ伴ヒ他日國定藥劑師試驗規則改正セラレ試験ノ科目並ニ受験者ノ資格モ共ニ其程度ヲ高メラル、ノ曉ニハ本校現在ノ程度ニテハ卒業生ハ受験ノ資格ナク從テ入學者ハ杜絶シ遂ニ廢校ノ否運ニ陥ルガ如キハ當ニ本校當初ノ素志ヲ空シウスルノミナラズ改正藥律ハ業ニ已ニ發布セラレ藥劑師養成ハ刻下ノ一大急務ナルノ秋ニ當リ衰頹ヲ自然ニ委スルハ洵ニ遺憾ノ極ニ御座候依テ明治三十六年三月勅令第六十一號專門學校令ニ基キ當私立九州藥學校從來ノ學則ヲ改正シ教育上ノ設備ヲ完整シ校舎ヲ改造シ經費及ヒ維持ノ方法ヲ定メ藥學專門學校設立致シ度候條御認可相成度明治三十六年三月文部省令第十三號公立私立專門學校規程ノ要件ヲ具シ此段申請仕候也

明治四十二年十二月二十八日

(要件省略)

- 安 香 堯 行
- 森 本 榮 太郎
- 渡邊 敬右衛門
- 園 部 交 雅
- 橋 本 伊 平
- 早 川 卯 太郎



九州藥學專門學校

高濱 龜八
渡邊 宗太郎

文部大臣 小松原英太郎殿

此の申請に對し左の指令があつた。

文部省告示第七號

私立九州藥學專門學校設立者

安 香 堯 行
外 七 名

明治四十二年十二月廿八日付申請私立九州藥學專門學校ヲ專門學校令ニ依リ設置スルノ件認可ス

明治四十三年一月廿一日

文部大臣 小松原英太郎

これに依つて愈々專門學校の設置を見るに至り多年の苦心努力は茲に報ひられた。而して其の年の四月新築校舍に移轉し校名を私立九州藥學專門學校と改めた。これ本校設立者、職員生徒の悦びはもとより本縣民全部の満足であつた。

學校内容を充實し且つ之を表明せんがために明治四十五年二月九日本校設立者は學校指定の儀につき文部大臣に申請をなした。

○私立藥學專門學校指定規則ニ依ル御指定ノ儀ニ付申請

當藥學專門學校ハ明治四十三年一月專門學校令ニ依リ設置シ同年四月開校ノ御認可ヲ受ケタル學則ヲ實施シ四十四年十月現在ノ校舍ヲ増築シテ本科別科ノ教室ヲ區別シ内部ノ設備ヲ整ヘ尋テ同年十二月校外ニ生徒寄宿舎ヲ建設シテ生徒其父兄若クハ相當保護者ノ宅ヨリ通學シ能ハザルモノヲ寄宿セシメ風紀上ノ取締ヲ爲シ専ラ藥學教育ノ完備ヲ務メ候然ルニ當校ハ開校御認可後本年三月ニテ滿二ケ年ニ相達シ候ニ付明治四十三年七月文部省令第十九號私立藥學專門學校指定規則ニ依リ來ル四月ヨリ御指定被成下度別紙私立藥學專門學校指定規則第一條各號及第二條各號ノ事項相添ヘ此段申請仕候也

明治四十五年二月九日

熊本縣飽託郡大江村七十八番地

私立九州藥學專門學校設立者代表

安 香 堯 行

文部大臣 長谷場純孝殿

(添付書類は省く)

これに對し次の如き指定を受け一層内容の充實を期した。

明治四十五年二月二十九日付學第四九三號ヲ以テ御進達相成候私立九州藥學專門學校指定ノ件本日文部省告示第四十二號ヲ以テ指定相成候處右ハ左記條件ヲ付シ指定セラレ候儀ニ有之候條其旨設立者へ御傳達ノ上直ニ請書ヲ徴シ御差出相成度依命其段及通牒候也

大正元年十一月十五日

文部省專門學務局長 松浦鎮次郎

熊本縣知事 宗像政殿

- 一 卒業試験ヲ行フニ當リテハ本省派遣員ヲシテ之ニ立會ハシムル事アルヘシ
- 二 前項立會員ニ於テ必要ト認ムル時ハ自ら試験ヲ行ヒ又ハ試験問題、試験方法若クハ採點方法ヲ變更セシムル事アルヘシ
- 三 第一項ノ場合ニ於テ卒業試験成績ハ立會員ノ承諾ヲ經テ之ヲ決定スヘシ而シテ右立會員ノ承諾セサル卒業受験者ニ對シテハ卒業證書ヲ授與スル事ヲ得ス但シ單ニ修了證書ヲ授與スルハ此ノ限ニアラス
- 四 成ルヘク專任教員ノ數ヲ増加シ且ツ教員ノ選擇ニ留意シ教授日數並ニ教授時數ヲ増加シ其ノ各學年ニ於ケル配當ヲ適當ナラシメ主要學科ト補助學科トノ配置ヲモ適當ナラシムヘシ
- 五 生徒ノ出席ヲ監勵シテ欠席ヲ防遏シ又學習ノ斷續常ナラサル惡習ヲ防止スヘシ
- 六 藥學ノ專門ニ關スル圖書ヲ充實シ且ツ植物解剖生藥ノ顯微鏡的構造ニ關スル掛圖ヲ補給スル等授業上生徒ノ了解ニ便スル様教具ノ充實ヲ期スヘシ

思ふに縣は終始本校に對して年々多額の縣費補助をなし學校當事者亦發奮して校運の隆昌を圖つたので本校は設備の上にも實質の上にも漸次其の進境を見せた。今左に本校一覽中の沿革の一部を轉載して年次の概況を記さう。

明治四十一年

三月校舍新築地ヲ飽託郡大江村字九品寺ニ選定ス○四月校名ヲ私立九州藥學校ト改ム

明治四十二年

二月金參万九千圓餘ヲ以テ本校舎二階建坪百二十五坪壹棟又教室參棟建坪二百六十四坪其他附屬室八棟建坪九十

五坪餘ノ建築工事ニ着手ス○十一月小松原文部大臣ハ瀬戸視學官ヲ隨へ川路本縣知事ト共ニ臨校各教室ノ設備ヲ巨細ニ視察セラルコレ本校カ専門學校タルノ濫觴ナリ○十二月安香堯行、森本榮太郎、渡邊敬右衛門、園部交雅、橋本伊平、早川卯太郎、高濱龜八、渡邊宗太郎ノ八名設立者トシテ文部大臣ニ藥學專門學校設立認可ヲ申請ス

明治四十三年

一月二十一日文部省告示第七號ニヨリテ同年四月ヨリ開校ノ件認可セラル同月新築校舎ニ移轉ス○四月校名ヲ私立九州藥學專門學校ト改メ專門學校令ニ據ルモノヲ本科、乙種藥學校規則ニ據ルモノヲ別科ト稱ス○十二月文部大臣ヨリ徵兵令第十三條ニ依リ認定セラル○同年度縣補助金參千四百圓ヲ交付セラル

明治四十四年

本年度ヨリ大正三年迄縣補助金千圓宛ヲ交付セラル○五月教室ノ狹隘ヲ告クルニ依リ之カ増築ノ議ヲ決シ建築費七千七百圓餘ヲ以テ教室四棟建坪百五拾貳坪及附屬室六棟建坪百六拾六坪合計拾棟參百拾八坪ヲ建室ス

明治四十五年

七月飽託郡大江村字九品寺百八拾八番地ニ於テ參千百八拾八圓ヲ以テ敷地八百九拾一坪ヲ買收シ寄宿舎二階建一棟建坪百參坪及平家建一棟建坪四拾坪其他附屬室拾棟建坪百四拾八坪合計拾貳棟九拾一坪ノ寄宿舎ヲ建築シ生徒百名收容ノ設備ヲ爲ス。

大正元年

十月吉岡視學官、橋本藥學士來校設備及授業ヲ視察セラレ同十一月十五日文部大臣ヨリ明治二十二年法律第十號藥品營業並ニ藥品取扱規則第四十六條第一項ニ依リ指定セラル

大正二年

四月文部大臣ヨリ本科卒業生ニ私立九州藥學專門學校藥學士ト稱スルヲ得ル件認可セラル。同月學則ヲ改正シ別科

ノ學期五學期ヲ四學期トシ同修業年業ヲ二箇年ニ改メ本科生入學資格檢定料並ニ別科生入學料及授業料ヲ増額ス○五月本校校長安香堯行藥學博士ノ學位ヲ授與セララル○七月文部省ヨリ本校本科卒業生ハ東北帝國大學理科大學ヘ入學シ得ル件認定セララル

大正三年ナシ

大正四年

一月本校ヲ財團法人トシ會長ヲ佐上信一ニ囑託ス○四月縣補助金參千圓ヲ交付セララル○十二月廿七日 天皇陛下ノ御眞影ヲ拜戴ス

大正五年

四月縣補助金三箇年半分壹萬五百圓ヲ一時ニ交付セララル○六月佐上信一辭任ニ付財團法人會長ヲ大森吉五郎ニ囑託ス

大正六年

一月大森吉五郎辭任ニ付財團法人會長ヲ今宿次雄ニ囑託ス○二月五日 皇后陛下ノ御眞影ヲ拜戴ス○四月縣補助金三箇年半分壹萬五百圓ヲ一時ニ交付セララル

大正七年

三月學則ヲ改正シ別科ヲ廢ス○十月今宿次雄辭任ニ付財團法人會長ヲ井野次郎ニ囑託ス

2 諸 規 則 本期に入つて間もなき頃、即ち明治四十三年一月藥學專門學校としての認可があつた。其の時制定した學則は永く其の基準となつたものでよく整頓されて居る。故にこれを茲に採録することにした。

○私立九州藥學專門學校學則

(設置ノ際制定)

(主要箇條のみを掲ぐ)

第一章 總 則

- 第一條 本校ニハ本科及ヒ別科ヲ置ク
- 第二條 本校ニ關スル規程ハ第二章乃至第九章ニ別科ニ關スル規程ハ第十章ニ之ヲ定ム
第二章 目的、修業年限、生徒定員
- 第三條 本科ハ專門學校令ニ依リ高等ノ藥學ヲ教授スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本科ノ修業年限ハ三箇年トス
- 第五條 本科ノ生徒定員ハ百二十名トス
第三章 學科課程教授時數
- 第六條 學科課程及ヒ每週教授時數左ノ如シ

學科課程及ヒ每週教授時數

學 科 目	學 年		
	第一學年每週教授時數	第二學年每週教授時數	第三學年每週教授時數
修 身	一	一	一
獨 乙 語	六	六	六
物 理 學	二		
理 論 及 實 驗			

三 學力

中學校卒業者

專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者（明治三十六年三月文部省令第十四號）
專門學校入學者檢定規程第八條第一號ノ指令ヲ受ケタル者

第十五條

學校長ハ入學志願者ノ身体ヲ檢定シ人物ヲ考查シテ入學ヲ許否スベシ
入學志願者募集人員ニ超過スル時ハ前項ノ外左ノ學科目ニ就キ中學校卒業程度ニ依リ試験ヲ施行シテ入學者ヲ選拔スベシ

國語、數學、外國語、理化學

第廿二條

處罰ニ依リテ退學ヲ命セラレタル者ハ其ノ改悛ノ狀ニ依リ一年以上ヲ經タル後復校ヲ許可スルコトアルベシ

第廿四條

他ノ官公私立學校ニ於テ退學ノ處分ヲ受ケタル者本校ニ入學ヲ出願シタルトキ亦前項ニ準ス
陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若クハ召集ニ應スル者ハ其服役又ハ召集期間ハ休學トス

第六章 賞 罰

第廿六條

學力優等ニシテ品行方正ナル者ヲ選ンデ特待生トス

第廿七條

特待生ハ每學年ノ始メニ於テ學校長之ヲ命ズ

第廿八條

特待生ハ其學年間授業料ヲ免除ス

第廿九條

學校長ニ於テ特待生タルノ資格ヲ失フモノト認ムル時ハ直ニ之ヲ停止ス

第卅條

學則及ヒ時々ノ示達ヲ遵守セス又ハ德義ヲ破ル所爲アル者ハ其情況ノ輕重ニ從ヒ左ノ懲戒ヲ加フベシ
一 戒諭 二 謹慎 三 停學 四 退校

第卅一條

一學期中戒諭若クハ謹慎二回以上ニ及フ者ハ停學ヲ命ズ

第卅二條

左ノ各號ニ該當スル者ハ退學ヲ命ズ

- 一 品行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
- 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三 正當ノ理由ナク二十日以上欠課セシ者
- 四 第二十四條ノ外正當ノ理由アルモ引續キ一ケ年以上欠課セシ者
- 五 出席常ナキ者
- 六 一學期中停學二回以上ニ及ブ者

第卅三條

本校建物及諸器械器具ヲ毀損亡失セシ者ハ之ヲ賠償セシムルノ外猶ホ其情狀ニ由リ第三十條ノ處分ヲ爲ス事アルベシ

第卅四條

一室内ノ建物又ハ器械器具ヲ毀損亡失シタル場合ニ於テ其本人不明ナル時ハ同室ノ生徒ヲシテ共ニ其責ニ任セシム

第八章 授業料

第五十條

生徒ニハ授業料ヲ徵收ス

第五十一條

授業料ハ年額金參拾六圓トシ左ノ三學期ニ分納セシム

第一學期 金拾貳圓

第二學期 金拾貳圓

第三學期 金拾貳圓

但納入期日ハ各學期共其初月十日以内トス

第十章 別科

第六十條 別科ハ藥劑師試驗ニ應ズベキ必須ナル學科ヲ教授スルヲ以テ目的トス
第六十一條 修業年限ヲ二箇年半トシ之ヲ五學期ニ分テ一ケ年ヲ左ノ二學期ニ區別ス

前學期 九月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル
後學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第六十二條 生徒定員ハ百八拾名トス
第六十三條 學科課程及ヒ每週教授時數左ノ如シ
學科課程及ヒ每週教授時數

學科目	學期及教授時數				
	第一學期 每週授業日數	第二學期 上	第三學期 上	第四學期 上	第五學期 上
獨乙語	二	二	二	二	二
代數		三	六		
幾何		三			
算術					
修身	一	一	一	一	一

計	體操	藥局方	藥品鑑定學	衛生化學	藥化學	調劑學	分析學	生藥學	藥用植物學	化學	物理學	學期及教授時數	
												第一學期 每週授業日數	第二學期 上
二四	一								三	六	六		
二七	一								三	六	六		
三五	一					理論二	定量理實習一三八	六					
三九	一			理論三	理論三	實習一二	定量實習一八						
四二	一	三	實習一二	實習三	實習論一二六								

第六十四條 入學者ハ男子ニシテ左ノ事項ニ該當スルヲ要ス

- 一 身体健全、品行方正
- 二 年齢十六年以上
- 三 學力

中學二年修業ノ程度ニ依リ左ノ學科ニ就テ學力ヲ試験ス
國語 算術

第七十七條 授業料ハ一學期金拾五圓トス

但納入期日ハ各學期共其初月十日以内トス

此の學則に依つて愈々専門學校として行進を始めたのであるが本則にも示す如く専門學校令に據るものを本科、乙種藥學校規則に據るものを別科と稱することとなつた。

明治四十三年九月廿六日徵兵令第十三條に依り官立府縣立中學校と同等以上たること認定の件に付申請し次の如き指令を得たことは學生修業の上に大きな特點と言ふべしである。

文部省告示第二百四十三號

熊本縣私立九州藥學專門學校

右ハ徵兵令第十三條ニ依リ認定ス但シ認定ノ効力ハ別科生ニ及ハス

明治四十三年十二月二十三日

文部大臣 小松原英太郎

本校の學則は明治四十三年一月認可を得て施行して來たのであるが茲に不備を感ずる一點があつた。それは卒業生の稱號に關することである。他の専門學校との對比もあるので左の一條項を加へ大正二年四月八日之が認可を得た。

第四十九條ノ二 卒業者ハ九州藥學專門學校藥學士ト稱スルコトヲ得

此の改正は單に卒業生の優遇といふことに止まらなかつた。即ち在學中の生徒に一種優越の感じと責任感とを湧き起らしめ本校に學ばんとする者に對して尊い希望の光を與へた。更に今度の改正は別科生にも及んだ。1 從來別科生の修業年限二箇年半であつたのを二箇年に短縮して之れが速成を圖り2 同科入學志願者の學力程度は從來中學二年修業の程度にて學科試験を行つたのを今回は高等小學卒業者又は之と同等の學力を有するものを認めた、3 其他入學料授業料の増額もあつた。大正二年五月廿一日日本校卒業者は東北帝國大學理科入學に關し高等學校豫科卒業者と同等の學力を有するものと認定方につき申請した所大正二年六月三十日付を以て認可の指令に接したことはまことに一慶事といはねばならぬ。其の後卒業試験に關する改正などもあつたが格別大きな改正を見ず大体に於いて創立當時の學則を基準として進んだ。

3 經費 私立學校に對して縣は常に積極的態度を以て補助金を交付しその成長を圖つた。本校に對しても亦年々多額の補助金を與へた。明治四十三年一月本校が専門學校の認可を受くると同時に數千圓の補助金を交付してその經營を助けた。當時本校が縣に對して申請し陳情した文面を見ると能く當時の状態を窺ふことが出来るから茲に掲ぐ、

○ 私立九州藥學校陳情書

藥學ハ醫學ト並立スルモノニシテ苟モ斯學ニ從事セントスル者ハ須ク該博ノ學識ヲ養ヒ以テ其蘊奧ニ達スルヲ期ス

ヘキ也維新以來醫學ハ日ニ月ニ進ミ大ニ往昔ノ面目ヲ改ムト雖モ獨リ醫學ニ至リテハ猶未タ振ハサルノ傾アリ今ニシテ之カ發達ノ道ヲ講セスンハ遂ニ醫學ト並立セシメント欲スルモ得ヘカラサル也是ヲ以テ去ル明治十八年三月本縣藥業者相謀リ市内紺屋今町ニ本校ヲ假設シ尋テ明治二十年八月地ヲ山崎町ニトシ現在ノ校舍ヲ新築シ專ラ藥劑師ノ養成ヲ圖リ藥改ノ普及ヲ務メタリ

當初本校ハ維持最モ困難ニシテ日ニ益々苦境ニ陥リ將ニ閉校セントスルノ不幸ニ遭遇シタレドモ設立者及藥學家等ノ維持費ノ義捐ニヨリテ漸ク縷ノ如ク之ヲ繼續シタリ然ルニ社會ノ進步ニ伴ヒ我ガ醫學ノ必要ヲ認識スルニ至リ生徒數モ漸次増加シ且本縣知事我ガ醫學ニ保護獎勵ヲ與ヘラレシヨリ本校ノ面目一新シ只管斯學ノ發達ヲ圖リ來リシカ已ニ生徒員數二百五十名ヲ超ヘ校運頗ル隆昌ニ赴キツ、アリ願フニ本校創立以來拮据經營茲ニ二十有五年卒業生ヲ出スコト四百十九人今之ヲ縣別スレバ熊本縣二百二十六人福岡縣四十六人佐賀縣五十七人長崎縣十八人鹿兒島縣廿七人大分縣二十人宮崎縣五人其他府縣二十人ナリトス蓋シ亦努メザルニアラサルナリ然レトモ是決シテ隻手ノ能ク支持シタルニハアラズ創立ヨリ明治四十一年度迄設立者及藥學家等ノ維持費寄附總額金壹萬壹千壹百餘圓明治三十二年度ヨリ全四十一年度迄縣費補助下附總額金九千五百圓ノ鉅額ニ達シタリ本校ハ多年縣及公共ノ恩顧ニ感激シ且將來醫學發展ノ趨勢ヲ洞察シテ數年來協心戮力設備ヲ完整シ規模ヲ擴張シ以テ專門學校令ニ據リ組織變更センコトヲ企圖シ先ツ校舍建築事業ヲ遂ゲント欲シ本縣ハ勿論汎ク他方ノ醫學藥業ニ關係アル有志家ニ此舉ヲ訴ヘ以テ應分ノ寄附金ヲ募リ東奔西走極力之ニ從事シタル結果金參萬圓ノ義捐ヲ得猶之ニ現在ノ敷地校舍其他校有地所賣却豫定金五千七百貳拾圓ヲ加ヘ總額金參萬五千七百貳拾圓ヲ以テ敷地買收校舍建築費及設備費ニ充テン事ヲ期シ昨年三月地ヲ飽託郡大江村ニトシ金五千四百三拾八圓余ニテ敷地參千九百餘坪ヲ買收シ本年三月金貳萬六千八拾九圓余ヲ以テ校舍建築ニ着手シタリ殘金參千五百九拾餘圓ヲ以テ臨時設備ヲ完整セントス若シ夫レ校舍落成シ設備完了ノ曉ニ至ラハ敷地約四千坪建家四百七十坪ヲ有シ器械器具亦之ニ稱ヒテ完備スベク果シテ然ラハ明治三十六年三月三十一日文部省令第十三號公私

立專門學校規程第一條第六項ノ設備ニ相當シ毫モ缺クル所ナキヲ信ス然リト雖本校ノ收入ハ授業料及藥學家等ノ補助ノミニシテ收支全ク相償ハス別紙豫算之通り明治四十三年度ニ於テ經常費金參千四百參拾圓ノ不足ヲ生スルニ至レリ熟々政府及藥學界ノ斯學ニ對スル方針ヲ察スルニ早晚藥劑師試驗規則ヲ改正シテ中學卒業以上ノ資格ヲ有スルモノニアラザレハ藥劑師試驗ヲ受クルコト能ハサルニ至ルヘク其際ニ至ラハ本校現在ノ程度ニテハ卒業生ハ受験ノ資格ナク入學者ハ杜絶シテ遂ニ廢校ノ否運ニ陥ルハ識者ヲ待チテ後ニ知ルニ非ザル也瀛テ思フニ改正藥律ハ業ニ已ニ發布セラルレ藥劑師ノ養成ハ刻下焦眉ノ急務ニアラスヤ彼ノ富山市立藥學校ノ如キハ去ル明治四十一年度ニ移サレテ縣立トナリ縣費六萬圓ヲ支出シテ校舍ヲ新築シ且來ル明治四十三年度ヨリ藥學專門學校開設ノ認可ヲ得タリト云フ亦以テ斯學發達ノ機運ヲ候フニ足ル也

本校ニ於テハ專門學校令ニ基キ組織變更ノ緊要ヲ認メ多年苦心經營シテ同規程第一條第八項ヲ除ク外ハ殆ント設備ヲ完整シ盡シタリト雖唯僅ニ前項經費及維持ノ方法ニ就キ猶未タ鞏固ナル基礎ト確實ナル方法トヲ得ルコト能ハス誠ニ遺憾ノ至リニ堪ヘサル所ナリ故ニ現今ノ狀態ニテハ專門學校ノ開設ハ一ニ縣ノ補助如何ニヨリテ決スルヲ以テ明治四十三年度ニ於テ前記經常費不足額地方費ヨリ補助下附ノ榮ヲ賜ハラバ同年度ニ於テ教授器械參考書籍等ヲ購入シ且專任教授藥學士二名ヲ招聘シ以テ直ニ專門學校ノ認可ヲ得ルニ至ルベシ而シテ堅牢ナル設備ト相俟ツテ教授法ニ一大刷新ヲ加ヘ益々進ンテ藥學ノ普及ヲ圖リ醫學ト並ヒ行ハレテ社會衛生事業ニ貢獻セント欲ス希クハ此際特別ノ證議ヲ以テ猶一層ノ保護獎勵ヲ與ヘラレンコトヲ茲ニ本校陳情書ヲ裁シ謹テ劉覽ニ供ス

明治四十二年七月廿五日

私立九州藥學校設立者十四名連印

知事宛

(別紙豫算書署)

此の補助申請に對し縣は壹千四百圓の補助金を交付した。毎年壹千圓宛の補助金を交付する事は殆ん

ど恒例であつたが大正三年には參千圓の補助金を交付して居る。大正四年九月十四日縣は毎年參千圓宛八箇年繼續補助金交付の指令をなした。之は本校に對する大なる好意の表徴であつた。然るに學校としては校舎の建築、内部の設備等のため從來多大の支出をなしたるため拾萬圓近き校債を起してゐた。故に縣の分割補助は學校としては苦しいことであつた。そこで本校は遂に一時補助の申請をなすに至つた。縣は此の學校の苦境に對して同情し大正五年に三年半分壹萬五百圓大正六年に三年半分壹萬五百圓の縣費の一時的補助をなして急を救ふた。斯くて本校は縣民の大なる同情と學校當局の奮勵に依つて次第に面目を新にするに至つた。

4 職員生徒 生徒は學校の完備すると共に志望者の數を増し、年々卒業者の數も多くなつて來たのであるが特記すべきこととてもない。唯生徒の素質實力向上して他の高等專門學校と同格の程度にまで進んだことは本期に於ける本校の一大成功であつた。

校長安香堯行終始一貫本校發展のため盡し遂に茲に到らしめたのである。時は專門學校認可當時職員は皆校長を輔け一心協力能く後年の基礎を築くことが出來た。

第六節 師範教育

甲、全國狀況

一 師範學校規程の制定 明治四十年四月「師範學校規程」が制定せられた。此の時まで施行されたものは明治廿五年制定の、「尋常師範學校の學科及其程度」其の他關係諸規程であつたので、今回之等を一括整理且改正を加へて此の「師範學校規程」となつたものである。其の要領は

- 豫備科、本科を置き又講習科を置くことが出来る。
- 簡易科は之を廢した。
- 豫備科は本科第一部に入學せんとする者の爲に設けたもので修業年限一ケ年
- 本科は第一部と第二部に分つ。
- 第一部は修業年限四ケ年とし、(女子は從來は三ケ年)第二部は男子一ケ年、女子は二ケ年又は一ケ年とす。
- 講習科は小學校教員免許狀を有するものに必要なる講習をなすものとし、特別の必要ある時は尋常小學校教員又は小學校裁縫科正教員たらんとする者に必要なる事項の講習をなすことも得るものとした。

○ 入學資格については

豫備科は修業年限二ケ年の高等小學校卒業又は十四才以上にして之と同等以上の學力あるもの、本科第一部は豫備科修了者、修業年限三ケ年の高等小學校卒業、十五才以上にして之と同等の學力あるもの、

本科第二部は男子は中等學校卒業者、十七才以上にして之と同等の學力あるもの
 女子に就ては修業年限二ケ年の場合は修業年限四ケ年の高等女學校卒業者又は十六才以上にして之
 と同等以上の學力ある者。修業年限を一ケ年とした場合は修業年限五ケ年の高等女學校卒業者又は
 十七才以上にして之と同等以上の學力を有するもの

○卒業後の服務義務については

- 第一部公費男子卒業者 七ケ年
- 第一部公費女子卒業者 五ケ年
- 第一部私費卒業者 三ケ年
- 第二部卒業者 二ケ年

とした。

尙大正二年と大正四年に僅かの改正があつた。

○男子の第二部が修業年限を二ケ年に延長し得ること

○女子の入學資格を特別の場合に限り順次一ケ年繰下げることを得るとしたこと
 などであつた。

二 師範教育の消長 師範教育は大体に於ては逐年發達して來たのであるが、世界大戰の影響により
 物價暴騰し、小學校教員の生活難を惹起するに至り、師範學校入學志望者は著しく減少し、大正八年は

其の最底點を示すに至つた。之に對しては生徒給費額の増加、入學支度料の給與、小學校教員の優遇等
 講ぜられて(次期に詳説)大正九年頃よりは漸次増加の傾向を示して來た。
 次に二種の統計によつて此の消息を眺めたい。

○師範學校の狀況

年次	學 校 數	教 員 數	生 徒 數
明治四十年	六九	一、一七五	一六、七〇八
四十年	七五	一、三〇七	一九、六九六
四十一年	七八	一、四〇六	二一、〇一〇
四十二年	八〇	一、四七九	二二、三五〇
四十三年	八三	一、五七一	二四、二九七
四十四年	八六	一、六九一	二四、九〇三
大正元年	八六	一、六二三	二四、九七七
二年	八六	一、六六一	二五、一三六
三年	九〇	一、六九六	二四、六五七
四年	九二	一、六六五	二四、二〇九
五年	九二	一、六九六	二三、九四一
六年	九三	一、六六六	二三、七〇五
七年	九三	一、六六七	

○師範學校入學者の狀況

年次	學校數	入學志望者	入學者	入學者百分比
大正元年	八六	三〇、〇二二	八、五四九	二八、四七
二年	八六	二六、五三六	八、四〇二	三一、六六
三年	九〇	二三、〇二〇	八、五九九	三七、三五
四年	九二	二一、二五一	八、八三八	四一、一二
五年	九二	二五、二二九	八、六五四	三四、三〇
六年	九三	二四、四一八	八、五五五	三五、〇三
七年	九三	二一、六六九	八、五五六	三九、四八
八年	九三	一八、〇四三	八、八一	四八、八三
九年	九四	二〇、七三〇	九、一四〇	四四、〇九

三、高等師範學校の狀況 奈良女子高等師範學校は明治四十一年に新設せられて全國に四高等師範學校を有することになった。

大正四年高等師範學校の規程を改正し東京高等師範學校には從來の外に体育科を置き（從來は本科、研究科、専攻科、専修科、選科を置くことが出来た）廣島高等師範學校には教育科を置き尙大正七年より専攻科を置いた。

其の他臨時教員養成所にも種々設置、廢止が行はれたけれども一々述ぶることを省く。要するに此の期に於ける此の種教員養成機關の卒業生は到底地方の需要を充たし兼ねる状態であつた

乙、本縣狀況

一 概 說 多年の懸案であつた義務教育の延長は、いよ／＼明治四十一年四月から實施された。國家興隆の基は教育にありといふ國是の發現と見ることが出来よう。縣はこれに處する對策の一番先に立つものは、教員の養成機關の擴張で無ければならぬ。それは後の關係の部分で述べる通り、教員養成の應急策として縣教育會に委嘱して一時の急を凌ぎ、根本對策としては明治四十四年度から師範女子部を分離して其獨立を計り、尙縣下初等教育の現状と將來に稽へ計數的に周匝なる成案を得て、大正三年四月から第二師範の開校を見るに至つた。一師定員本科第一部三百二十名外に第二部、第二師範が本科第一部四百八十名外に講習科、（後には第二部）女子師範が本科第一部百六十名に第二部、二師が本科第一部の卒業生を出すとき、即ち本期末の大正七年三月には、卒業生が五百を數ふるの盛況に達した。しかし、年々の轉退職者、他府縣又は殖民地へ轉出の者、それと年々學級數の増加は、差し引き勘定をして、新勢力の増加は年に三百名内外に過ぎなかつた。一郡の配當平均僅かに二十五名を出でず、地方は尙不足を愾ふるの狀態であり、代用教員の整理などにはまだ手をつくる餘裕はなかつた様である。

本期に於ける、女子部の獨立と第二師範の増設は、本縣教育の實質内容を進むる上に、如何に重大なる貢獻を爲したるかは論ずるまでもない。姑息の考へで量のみで間に合せようと云ふ縣の態度で

あつたら短期の講習會、その修業試験を檢定試験に代用するとか、從來の年二回の檢定試験を頻繁に行つて、採點の手加減をするなど大量生産は容易に出来る。しかし教育の實質内容の改善は、精選される生徒を一定の期間教養して、教育者たる信念と相當なる學殖とを有する教育者によつて其改善が期せらるゝのである。これ縣が巨額なる經費を年々支出して、この積極的態度に出でた所以である。

本期間に於ける國家的の出來事として、心膽を寒からしむる事が洵とに多かつた。世界大戰の影響を受けた變調子の好景氣、各種思想の交錯、脱線の行動、國民思想の頹廢等、國家の前途容易ならざるものがあつた。朝野の有識者は、この解決のすべてを『教育へ』と求めて、教育尊重の大なる叫びとなつた縣の積極的のこの施設は是に應ずるあらわれとも見ることが出来る。

第一師範は圓熟せる強さを以て、女子師範と第二師範は新興の意氣に燃えて、各其特色を發揮しつゝ、一路向上へと邁進したことは、各學校の個別記事にゆづることにする。

男子師範の附屬はこの期に入つて劃期的の發展を爲し、四十五年から設置された女子師範もまた健實なる歩みを續けてゐる。これも個別記事に述ぶることにする。第二師範附屬は設置後日尙淺きを以てこれは第七期に併せ述ぶるつもりである。

二 關係法規と本縣 明治四十年四月、文部省令第十二號を以て「師範學校規程」が制定されたこと、及び其概要は全國狀況の部で述べた通りである。これは四十一年度から實施されんとする義務教育延長

に應ずる對策と見ることが出来る。本科を二部に分ちて、中等學校卒業生を收容し一ヶ年若くは二ヶ年の教育を施して本科正教員の免狀を與へ、尙一方には講習科を設けて小學校教員免狀を有するものを一ヶ年以上の教育を施すごとき、前者は正則の教育を受けたる教員の量の増加、後者は質の向上にして共に義務教育延長の對策である。

本縣はこの學令の示す處により、明治四十一年三月、縣令第十一號を以て、明治三十三年一月縣令第四號の師範學校生徒募集細則、全三十三年七月縣令第五十三號熊本縣師範學校規則を廢止し、明治四十一年三月八日告示第九十六號を以て新に師範學校學則を制定した。

學則の要領を摘記すると

- 本校に豫備科、本科第一部、本科第二部及講習科を置くとし但し講習科は當分之を缺くとしてある。
- 本科第二部の修業年限は二ヶ年とし、本科一部の生徒定員は男生徒四百八十人、女生徒百六十人で本科第二部の生徒定員は募集の都度之を定むるとなつてゐる。
- 學科課程及毎週教授時數は、本科一部男、同一部女、本科二部男、全二部女の四通りに區別しあるがこれは省略する。
- 入學志願者學力の檢定は本科第一部は豫備試験及本試験とし本試験は豫備試験に合格したるものにつき行ひ、豫備試験の學科日は國語、算術の二科目、本試験は國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌とし女子は裁縫が加へられてゐる。
- 本科一部男女生徒定員の中各其四分三を公費生とし其餘を私費生とすること。本科第二部の生徒全員を私費生とす

ること。

○ 公費生徒に支給すべき學資及其支給方法を定めてある。但し學則の第卅二條の第一項(病氣又は止むを得ざる事情により學校長の許可を得て寄宿舎に入るもの)並に第三十三條(夏冬期休業により歸郷したる場合)は食料を給與せぬこと、それと給與に關しては之を本科一部男生 同女生に分ち、品目及種目、品質、支給方法及支給額に分類してあるがこれは省略する。

○ 講習科は當分缺ぐとしてあるが、これを置く場合も豫想して學則を作つてある。第卅五條に「講習科ヲ分チテ甲種乙種ノ二種トス、甲種講習科ハ小學校教員免許狀ヲ有スルモノニ必要ナル講習ヲ爲スモノトス、乙種講習科ハ尋常小學校本科正教員ヲラントスル者ニ必要ナル講習ヲ爲スモノトス」としてあり、第卅六條に「講習科生徒ハ必要アル場合ニ之ヲ募集ス」第卅七條「甲種講習科ノ講習期間並ニ學科目及其程度ハ募集ノ都度之ヲ定ム」第卅八條「乙種講習科ノ講習期間ハ二ヶ年トシ講習科目及其程度ハ明治卅三年文部省令第十四號小學校令施行規則第百十一條ニ依ル」としてある。

學則第四章は附屬小學校の規定であるが、ここにはこれを略する。明治四十二年十二月九日告示第六百八十二號を以て本科二部女子の修業年限が一ヶ年と改正された。それで、もとの學則中の教科課程も當然改正されたのである。

教育の實質内容の改善は教員の素質を良くすることが第一義である。女子部が獨立することになつたのも蓋しこの意味に外なちぬことと思ふ。

女子部が獨立したので、明治四十五年二月三日告示第七十一號で、明治四十一年三月制定の女子部を包含したる學則が改正された。この改正は大體から云ふと、女子部に關する全部を削除したに過ぎない外に變つたところをあげると、

- 四十一年の學則には豫備科を置く様になつてゐたのを削除したること。
- 教科課程の内容にすこし改正を加へられたること。
- 本科第一部の入學志願者の試験は豫備試験及本試験とし本試験は豫備試験の成績佳良なるものにつき行ひ、其試験の學科目は兩試験共高等小學校教科目の通りとし、學校長に於て若干科目を缺くことを得とし、本科第二部志願者の試験は中學校卒業程度に依り、學科目は學校長之を定むとしてある。
- 公費生に支給する學資の中、被服、帽子、靴、脚絆が全部、生徒の自辨となり、貸與品中の寢具もまた自辨となつてゐる。

女子師範學校はいよ／＼獨立したので、新に學則が制定せられた。この學則の大体は、改正された男子の學則とあまり變りはない。唯女子に家事と裁縫の兩科があるため、英語、法經、農業が除かれてゐる。公費生の學資支給も同じである。

大正二年一月男子師範は告示第一號で女子師範は告示第二號で男女兩師範の學則の一部が改正された其要領は

- 本科第一部生徒を第一種第二種の二つに區分し第一種生は郡市長の推薦とした。これは第四期にやつたのと同じである。
 - 本科第一部入學志願者の學力試験を高等小學修業年限三ヶ年卒業程度としたること。
 - 休學の條を規定したること。
 - 私費生は四分一としてあつたのが、私費生をおくことあるべしにかはつた。其他學資支給に少しかはつてゐる。
- 義務教育の延長による就學兒童の増加は比年學級數の増加となり、いよ／＼第二師範學校の増設とな

つた。

第二師範が大正三年四月から開校となるので、大正三年三月廿九日告示第四百一十一號で兩校をくろめた學則となつた。

其梗概を拾つて見ると

○ 第一師範本科第一部の生徒定員は三百二十名、第二部は四十名、第二師範は本科第一部生徒定員三百二十名、講習科の定員八十名。(第二師範の本科第一部の定員は大正三年三月廿九日告示第百四十一號を以て四百八十人に改正(大正二年四月一日施行))

○ 學令の改正に伴ふ體操科の内容と教授時數の變更があつてゐる。

大正三年七月の男女師範學則の變更は夏期休業前の教授時間の改正である。大正五年五月の男女師範學則の變更は

○ 女子は教授時數の變更と服務年限の短縮である。

○ 男子は第二條の第二項の但書に、時宜により講習科に代へ本科二部生徒を募集することあるべしと加はつた。

○ それと卒業後の服務年限の短縮である。

大正八年の改正は男女何れも學資補給額の變更である。

三 師範教育に對する縣の施設

1 女子部の獨立 小學教育の進展と義務教育延長に應ずる對策は、凡そ二つに大別して考ふること

が出来た様である。一は教員の量の問題一は質の問題である。縣は義務教育延長による教員需用の急に應ずるため、縣教育會に依頼して正教員養成講習會を明治四十四年より三年間開催して、年々の師範卒業生の外凡そ三百名の尋常小學校正教員を得た。しかしこれは應急の對策であつて、教育實質内容の改善には教員の素質をよくすることが第一義でなくてはならぬ。女子部が明治四十三年三月十日の告示で獨立が公示され、いよゝ四十四年四月一日から開校することになつたのも、この素質改善に應ずる對策である。卒業後各任地若しくは一地方の女教師の中堅となつて奮闘せねばならぬ重き任務を負へる女子師範生徒の教養が、男子師範生の中に介在して、殆んど男子同様の教養を受けることは、男子生徒養成の上にも決して得策でない。況んや女生教養の上には大なる欠陥が生ずるのである。女子は女子のみの環境に於て、女性として、しんみり教養鍛練すべき教育的事象が尠くない。縣が教育實質の改善は教員素質の改善にありとして、經費多端の際にもかゝはらず、女子師範獨立の舉に出でしことは多とすべきである。

女子師範學校の獨立の公文は左の通りである

○ 告示第百七十五號

熊本縣師範學校女子部ヲ分離シテ獨立ノ師範學校トナシ熊本市内坪井町ニ設置シ其名稱、生徒及兒童定員並開校年月日ヲ左ノ通り定ム

明治四十三年三月十日

熊本縣知事 川 路 利 恭

記

名稱、熊本縣女子師範學校
生徒及兒童定員

生徒 { 第一部 百六十人
 第二部 四十人 } 兒童 三百人

開校年月日

明治四十四年四月一日

但附屬小學校ノ開校ハ明治四十五年四月一日トス

2 第二師範學校の増設 正教員の需用は縣下各郡の聲であり、そして學殖高きものとの要求が頻りであつた。縣教育會でも師範増設の建議書を當局に提出するなど、兎も角優良なる教師の要望は縣下全般の聲であつた。

縣は本縣初等教育の過去現在將來に亘り正教員充實に對する周匝なる調査と、その調査を基礎として教員の養成の的確なる案を立て、いよいよ第二師範設立の事になつた。

女子師範の獨立といひ第二師範の増設といひ、縣が教育振興に對する積極的態度は、淵源深き肥後の教育、所謂教育縣たる名に背かずと云ふべきである。

今縣が教員養成計画の基本的調査を採録して參考に供する。

○ 熊本縣小學校學級數並正教員配當ノ將來推定案

(現在ノ状態ヲ持續スル場合)

年 度	前年度學級數	本年増加學級	計	前年度正教員數	師範卒業數	檢定合格數	講習所卒業數	計	退職者	現差引員	學級對正教員
大正元年	三、五六六	九二	三、六五七	二、二六八	男三〇 女三〇	三〇	一三〇	二、五九六	一三六	二、四六〇	六七
二年	三、六五七	九四	三、七五一	二、四三八	〃	〃	〃	二、七七八	一三七	二、六一一	六九
三年	三、七五一	九六	三、八四七	二、六〇二	〃	〃	〃	二、八一二	一四〇	二、六七二	六九
四年	三、八四七	九七	三、九四四	二、七一一	〃	〃	〃	二、八八一	一四四	二、七三七	六九
五年	三、九四四	一〇〇	四、〇四四	二、七七七	〃	〃	〃	二、九七七	一四七	二、八三〇	六九
六年	四、〇四四	一〇一	四、一四五	二、八〇〇	〃	〃	〃	三、〇〇〇	一五〇	二、八五〇	六九
七年	四、一四五	一〇三	四、二五八	二、八六〇	〃	〃	〃	三、〇〇〇	一五三	二、九一七	六九
八年	四、二五八	一〇六	四、三五四	二、九二七	〃	〃	〃	三、一二七	一五五	二、九七二	六八
九年	四、三五四	一〇八	四、四五二	二、九七一	〃	〃	〃	三、一八	一五九	三、〇三三	六八
十年	四、四五二	一〇九	四、五六二	三、〇三三	〃	〃	〃	三、三三三	一六三	三、一七〇	六七
十一年	四、五六二	一一二	四、六七四	三、〇七三	〃	〃	〃	三、三八一	一六四	三、二一七	六七
十二年	四、六七四	一二四	四、七九七	三、一三七	〃	〃	〃	三、三三七	一六八	三、二〇九	六六
十三年	四、七九七	一二七	四、九二四	三、一六一	〃	〃	〃	三、三七一	一六八	三、二〇三	六六
十四年	四、九二四	一二八	五、〇五二	三、一〇三	〃	〃	〃	三、四二四	一七〇	三、二五三	六六
十五年	五、〇五二	一三三	五、一八五	三、一四三	〃	〃	〃	三、四七五	一七三	三、三〇二	六四

○熊本縣小學校ノ學級數並正教員配當ノ將來推定案
(第二師範學校設置ノ場合)

年 度	前年度 學級數	本年度 加學級	計	前年度 正教員數	師範卒 業生徒	檢定合 格者數	講習所 卒業者	計	退職者	現差 員引	正教員 對學級
大正元年	三、五六六	九一	三、六五七	二、二六六	男一八〇 女二〇〇	三〇	一〇〇	二、五六六	二二六	二、三四八	〇、六一七
二年	三、六五七	九四	三、七五一	二、四八八	〃	〃	〃	二、七六八	一三七	二、六〇一	〇、六六九
三年	三、七五一	九六	三、八四七	二、〇六一	〃	〃	〃	二、八八一	一四〇	二、六七一	〇、六六九
四年	三、八四七	九七	三、九四四	二、七七一	〃	〃	〃	二、八八一	一四四	二、七七七	〇、六六九
五年	四、九四四	一〇〇	四、〇四四	二、七三七	〃	〃	〃	二、九四七	一七〇	二、八〇〇	〇、六六九
六年	四、〇四四	一〇一	四、一四五	二、八〇〇	〃	〃	〃	三、〇一〇	一五〇	二、八六〇	〇、六六九
七年	四、一四五	一〇三	四、二四八	二、八〇〇	〃	〃	第二師範 卒業生 一〇〇	三、一〇〇	一五九	三、〇三一	〇、七一
八年	四、二四八	一〇六	四、三五四	三、〇三三	〃	〃	〃	三、一六〇	一六八	三、〇三二	〇、七三
九年	四、三五四	一〇八	四、四六二	三、一九三	〃	〃	〃	三、三三一	一七六	三、一四五	〇、七三
十年	四、四六二	一〇九	四、五七一	三、三三七	〃	〃	〃	三、五二三	一八四	三、三四七	〇、七三
十一年	四、五七一	一一三	四、六八三	三、四九三	〃	〃	〃	三、六七七	一九〇	三、四八三	〇、七三
十二年	四、六八三	一一四	四、七九七	三、四九三	〃	〃	〃	三、八二三	一九〇	三、六三三	〇、七三
十三年	四、七九七	一二七	四、九二四	三、六三三	〃	〃	〃	三、九五三	一九七	三、七五六	〇、七八
十四年	四、九二四	一二八	五、〇五二	三、七五六	〃	〃	〃	四、〇八六	二〇四	三、八八二	〇、七九
十五年	五、〇五二	一三三	五、一八五	三、八八二	〃	〃	〃	四、二二二	二一〇	四、〇〇一	〇、八〇

備考

- 一 學級ノ増加ハ明治二十一年以降ノ既往ノ事實ニ基キ其増加率ヲ算出セリ
- 一 師範學校生徒卒業數ハ既往ノ事實ニ徴シテ入學者ト卒業者トノ比率ヲ定メ今後ノ卒業數ヲ豫定セリ檢定合格者數ハ毎年度ノ合格者中實際教職ニ從事スヘキ數ノ豫定ナリ
- 一 講習科卒業者トハ現今熊本縣教育會附屬トシテ經營セル正教員養成講習所卒業者ヲ指スモノニシテ大正二年度迄存續ノ見込ナリ

- 一 退職者數ハ既往ノ事實ニ於テ百人ニ對シ一ケ年ノ退職者五人ノ率ヲ得タルニヨリ其比率ニ依リ算出セルモノナリ
- 一 最下欄ノ學級ニ對スル正教員ハ將來補充シ得ヘキ正教員ノ百人歩合ナリ

第二師範學校設置の公文は左の通りである。

告示第七百九十八號

本縣師範學校ヲ飽託郡健軍村、出水村地内ニ更ニ設置シ其名稱並開校年月日ヲ左ノ通り定ム

大正二年十二月廿六日

熊本縣知事 赤 星 典 太

記

- 一 一名 稱 熊本縣第二師範學校
- 二 開校年月日 大正三年四月一日

同日付で從來の熊本縣師範學校が、熊本縣第一師範學校と改稱の旨告示された。

3 教育計劃 中學校の部で、縣が各種の中等教育につき施設の大綱を定め、これを基礎として年次計劃の集體案を示して、其遂行を要望してゐることは、本期の中學校の部で、大正四年の縣の計劃を引

例して述べた通りである。

大正五年の師範教育に對する縣の具体的指示事項をあぐれば

- 公務志想ノ養成
 - 元氣發揚ノ方法
 - 教育的元氣ノ發揚
 - 本縣ニ適切ナル生徒教養ノ方針ヲ執ラシムルコト
 - 實業科ノ改善
 - 技能科ノ改善
 - 環境ノ調査
- 師範學校及附屬小學校ニ於テ縣下初等教育實際方面ノ中心トナスコト
- 三師範學校共同研究發表會開催
 - 附屬小學校主事、訓導ノ縣下小學校視察指導
 - 代用附屬小學校特色ノ發揮
- 男女師範學校ノ研究方面ニ其特色ヲ有セシムルコト
- 卒業生ノ指導聯絡
- 寄宿舎訓育方法ノ改善

寄宿舎衛生狀態ノ改善

4 訓令通牒及學校長會

イ 四十三年の内訓 本月初頭國家的に最も憂慮すべき四十二年の不祥事件あり、思想的に考察する
とき、危激なる社會主義、無政府主義などの、吾國體と相容れざる潮流が國民の或る一角に低迷しつゝ、
あることは争ふべからざる事實であつた。

文部省では、これ等の矯激なる思想の根本的芟除は、將來教育者になるべき師範生徒をして、吾國道
徳の大本につき鞏固なる信念を有し、志操堅實なる人物を養成することが根本義であるとし、地方長官
に向け屢々内訓する處があつた。

縣は如上の趣旨により明治四十三年十二月廿六日、知事の名を以て師範學校長に左の内訓が發せられ
た。

○ 内訓 第八號

師範學校ハ國民教育ノ源流ナルヲ以テ能ク其ノ期待スル所ノ目的ヲ達シ不健全ナル思想ノ爲ニ我國道徳ノ根底ヲ危ク
スルカ如キコト無カラシメンニハ益々力ヲ範範教育ノ改善ニ注キ學校職員ヲシテ主トシテ訓育ノ効果ヲ擧ケンコトヲ
旨トシ生徒ヲ收容スルニ方リテモ第一ニ人物性行ノ如何ニ留意シ其考査ヲ慎重ニシテ之ヲ取捨選擇シ且之ヲ收容シタ
ル後ニ於テモ常ニ其平素ノ行狀ト志操ノ如何ニ注意シ董陶其ノ宜シキヲ得テ最モ適良ナル教員ヲ養成センコトニ努ム
ヘシ又師範學校ノ修身科ハ生徒各自ノ人格ヲ修メシムルト共ニ小學教育ニ於ケル修身教授及訓育ニ必要ナル素養ヲ興
フヘキモノニシテ單ニ知識トシテ倫理ノ學說ヲ授クヘキモノニアラス其ノ之ヲ授クルハ我國道徳思想ヲ闡明確保スル

所以ナルカ故ニ訓育ノ任ニ當ル者、克ク此ノ本旨ヲ領得シテ其ノ正鵠ヲ誤ラサランコトヲ要ス先般文部省ニ於テ師範學校教授要目ヲ編成スルニ當リ修身科ニ於テ實踐道德ヲ主トシ第二學年ニ於テ倫理學ノ一班ヲ授クルコトトシタルモ亦此ノ旨趣ニ外ナラス。

師範學校長ハ克ク此ノ趣意ヲ體シテ部下職員ヲ指導監督シ以テ師範教育ノ本旨ヲ貫徹センコトヲ努メラルヘシ

右内訓ス

明治四十三年十二月廿六日

知事

師範學校長宛

口 大正三年女子中等學校長會に於ける指示 大正三年九月學校長會に於て指示したる時局に關する件の内、特に女子師範生に示したる事項は

師範學校ハ單ニ學生トシテノ訓育ニ資スルノミナラズ將來兒童教育ニ膺ル場合ノ心得ニツキ之ガ徹底ヲ期スベシ

ハ 大正五年郡市視學會に於ける師範生徒募集の件につき 大正五年一月開催の郡市視學會に於て師範學校生徒募集の件に關し指示したる條項は、縣が教育改善の根本は師範生徒の素質をよくするにありとの意圖と、また縣が要望する師範生徒の標準もよく見へた様だから採録する。

○ 師範學校生徒募集ニ關スル件

縣下教育ノ改善ニ關シ小學校教員ノ實質改善ハ洵ニ刻下ノ急務ナルカ故ニ師範學校生徒募集ノ場合ニ於テハ身体及學力檢定ノ外特ニ人物ノ考査ニ重ヲ置キ適良ノ資質ヲ有スル者ヲ得ムコトヲ期シ從來ノ入學者檢定方法其他ニ關シ種々

改正ヲ加ヘタリ

○ 師範學校生徒ハ特ニ人物考査ニ重キヲ置キ品行方正身体強健ニシテ將來教育家タルノ志操堅確ナル者ニツキ之ヲ採擇セントス

○ 師範學校入學志願者ハ縣ニ於テ全体ニツキ嚴正ナル身体檢査及身上檢査ヲ行フト雖郡市推薦ニ係ル者ハ各郡市ニ於テモ十分是等ノ點ニ留意シ特ニ第二種生トシテ入學ヲ志望スル者ニ對シテハ直接縣ニ於テ志願者出身ノ學校ニツキ身上調査書ヲ徵スヘキニ付豫メ此點ニ關シテモ了知シ置クヘシ

○ 學力ノ檢定方法ニツキテハ縣下一般教科改善進步ノ計畫ト關連シテ小學校ニ於ケル普通教科ニ對スル基礎的能力ヲ發揮セシムル必要アルカ爲試驗科目ニ變更ヲ行ヒ郡市推薦ニ係ル第一部第一種生及直接縣ノ採用スル第二種生トシテノ入學志願者ニ對シテハ國語算術地理歴史理科圖書ノ六科ニツキ更ニ女子ノ爲ニハ此外裁縫ニツキ試驗ヲ行ハントス又第二部入學志願者ニツキテモ多少試驗科目ノ變更ヲ行ヒタリ

○ 第二師範學校ニ入學セシムヘキ第二部生ニハ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル農業學校卒業者及其他特ニ農業ニ關シ知識ト趣味トヲ有シ將來教員タルノ志望確實ナル者ノ中ヨリ之ヲ採擇シ之ニ對シテ將來小學校本科正教員タルト同時ニ農村小學校ニ於ケル實業科擔任ノ教員ヲラシムルノ教育ヲ授ケ小學校ニ於ケル實業科目ノ改善及實業補習教員ノ振興ト密接ナル關係ヲ有セシメ以テ縣下農村小學校ノ改善進步ニ資スル所アラムトス

○ 教員ノ實質改善ノ計畫ト關連シテ第一種生ノ各郡市配當數算出ノ標準ニ適當ナル改正ヲ加ヘ各郡市ニ於ケル本年度入學志願者數ト學級數トヲ標準トシテ各郡市ニ對スル配當ノ實數ヲ定メントス尙女子ニツキテハ第一種生ノミナルヲ以テ卒業生配當ノ場合ニ顧ミ此外各郡市ニ於ケル女子正教員ノ充實歩合ヲモ參酌シテ配當ノ實數ニ適當ナル補正方法ヲ行ハムトス

○ 師範學校學則ノ改正ヲ行ヒ本年度ヨリ入學セシムヘキ者ノ保證人ノ資格ヲ進メテ其ノ嚴密ナラムコトヲ期シ以テ

眞ニ保證人タルノ實ヲ舉ケシメムトス。

各位ハ宜シク縣カ小學校教員實質改善ノ基礎ノ上ニ行ヒタル是等改正理由ノ存スル所ニ鑑ミテ各郡市夫々適當ノ措置ニ出テントコトヲカムヘシ

5 其他の施設 優良教員の任用と能率増進に關する件、訓育問題、理科問題、體育問題、時局と教育などは、中學校と共通事項であるので省略する。諸給與の問題も同じ。

四 各師範學校の實際狀況

1 熊本縣第一師範學校 明治四十三年三月までは女子部を包含する本縣で唯一つの師範學校であつた。四十三年三月十日女子部が獨立し、大正三年には第二師範の増設があつたので、大正三年四月一日から熊本縣第一師範學校と改稱した。創立後將に五十年に垂んとし、基礎益鞏固、本期に入りて内容方面の充實相當に見るべきものがある様である

イ 諸研究

○ 學科會

前期に述べた學科會は、各學科の聯絡統一と其教法を研究する會で、學科擔當教師の會合であつた。(教務部長參加)それに改正を加へて、四十一年七月から生徒の實習指導まで進んできたことは、師範教育の本質から考へて適當な措置と思はるゝ。地理、歴史の課外實習生物物理化學の課外實習生、九月から教務實習生を置いて、其實習指導をやつてゐる。

○ 農業科研究發表と石器古墳研究發表會

實科教育の徹底が叫ばれるとき、師範は其尖端にたちて、凡そ小學校の實科(這回は農業であつた)の行き方は斯くあるべしと云ふ意味で發表會を開催し意見を發表してゐる。(大正三年六月十九日二十日の兩日)また先人の古墳古蹟等の保存につき其筋の注意に基いて、同月卅日より二日間石器古墳の研究會を開催して縣下の教育者と共に、發表を爲したる如き兎も角師範教育の負へる特別の使命につき、それ〳〵努力の様子が窺はれる。

ロ 訓育につきて

寄宿舎問題 訓育問題は本期の初頭から次期にかけての中心問題であつた。これに對しては中學校の部で述べた通りであるが、師範學校は殆んど全部の生徒を寄宿舎に收容してをる上から、一面から云へば訓陶上最も有利な地位にあるともいへるし、また他の一面から云へば最警戒を要すべき立場にあると云はねばならぬ。生徒を同一の場所の比較的環境の影響を受けぬ處において、同一の規則制裁の下に同一人より同一の訓陶提撕を受くる有利な立場にある代りに、同一の場所、同一の事情の下におかるゝ利害關係が同一に生ずるのである。そして結束一致の行動に出ることは、すぐに出来る。師範學校と寄宿舎問題は訓育上實に重要な問題である。

縣が中等學校長會に寄宿舎の訓育について特に注意した所以もここにあることは思はる。本期に入り

て本校に於ける寄宿舎内に起つた問題は尠くなかつた。そして可なり大きな問題があつた。學校では特に寄宿舎問題に力を入れ、舎監の人選にも大いに注意し、上席の職員で人格識見共に高く、よく青年心に理解ある者を任用して、舎内の教養にあたらしめた。

大正元年の格闘事件以來、學校は舎監を從來の五人から十人に増員して、舎内の教導感化に當らしめてゐる。

作業訓練 作業の訓育上に於ける價值などの議論はぬきにして、本校では明治四十一年千十坪の土地を購入し、この内七百四十坪を農業實習地に充つるため地均らし工事並に井戸空堀の埋立の作業を課し、四十一年の十月から翌四十二年の二月にかけて、この土功を終つてゐる。また大正六年四月一日から職員と共に農業實習地百三十坪を割きて躰操場西側濠埋立工事の作業にかゝり、六月十六日に終つてゐる。

公德販賣 大正五年五月から舎内に郵便切手の外、日用品の公德販賣をやり生徒の便宜と一方には公德心の啓培につとめてゐる。

ハ 代用附屬の設定 明治四十一年四月一日から教生練習の機關として、飽託郡池田村池田尋常小學校を代用附屬に設定した。これは主務省の示しにも代用附屬に關することがあり、縣及學校でも極めてその必要なることを痛感して、いよ／＼池田村との交渉が濟んで實施することゝなつた。師範の生徒が業成りて就任する學校は、從來の附屬小學校などとは全然事情を異にする。第一生徒の知能に於て、常

識に於て、學用品に於て、言葉使ひ、服裝など、また父兄の教育程度に於ても、都市の附屬と郡部小學校は丸でくらべものにはならない。そればかりで無い郡部に行くとならぬ師範の新卒業生として、一人前の立派な先生として迎ゆる。當面の小學校教育の外、補習教育、青年團處女會乃至其他の教化團體の指導者として、可なり重要な任務を負はされる。新卒業生が、修養したる各教科については、相當の自信を以て大なる將來を想像して赴任するが、備品は整はず、生徒は垢面蓬衣のやまが育ち、擔當學年の全時間の教授は云ふまでもなく、補習教育の擔當、青年團の指導、處女會の誘掖、なまなかの修養では荷が勝ち過ぎる。ここに於てか失望する、落膽する。

縣及學校が、郡部の學校其儘の様式にあるものを練習機關とした所以ここにあることと思ふ。

しかし代用附屬を設けた所以はそればかりではない。郡部と同じ事情にある代用附屬を内は小學教育を充實し、外は其村内の教化を如何に進展せしむるかもまた一面の大なる使命である。所謂民育諸機關の設置と其統制、語を換へていへば、其活動を有機的にし、相倚り相輔けて町村の教育産業乃至風教を進むる其仕掛と其實動の呼吸をのみこまじむることが、重要な使命の一つである。

代用附屬に於ける教生の練習は、右の意味に於て尠なからぬ體驗と、こつあひを得たに違ひない。

ニ 其他 理科、體育、其他時局の問題は、殆んど中學校と大同小異なる以て省略する。

ホ 學校長の異動 前期からの小柳校長は四十年六月山口縣師範學校長に轉じ、秋田縣師範學校長保田詮次郎が其後を襲ふた。明治四十五年四月保田群馬縣第一師範學校長に轉じ、同校長羽田貞義保田の

後をうけて學校長に就任、本期の終り即ち大正八年一月羽田は千葉縣師範學校長に轉じ同校長土井龜之進羽田の後をうけた。

自大正元年
至大正七年
第一師範在職當時の回想

羽田 貞義

余の第一師範學校に就任したのは明治四十五年五月でそれから七ヶ年在職した、年月が経過して居るので年曆的に列挙することは出来ない。又それ等は師範學校年曆か何か別の形で發表されるかと思ふので、茲には今余の頭に浮び出た一斑を述べることにした。

余の就任期間は熊本縣初等教育の發展擴張の時期であつた。既に女子師範は獨立し、間もなく第二師範が創立され三師範鼎立の盛觀を呈した。第一師範は本科各學年三學級第二部一學級であつた教頭は貞松、二股、河内、森川の四氏舎監長は新居、谷口、永見の三氏主事は大元氏が一貫して居た。かかる幹部の組織の下に新進氣鋭の士を集めて生徒の學習及び訓練につとめた。教師には讀書會を組織して其研究を發表せしめ、又後には生徒の特徴に應じて指導するやう特別指導の時間を設けて毎週數時間之を行ふた。其當時の卒業生にして各種の方面に向上發展して居れば余の所期の一部が達成せられたと見てよいのである。どうも師範生が進取向上の精神に乏しいのを慨して之を善導しやうと思つたのである。

就任當時は生徒の氣風が多少頹廢の氣味があつた。就任の數日後にストライキが勃發した。其原因は從來からの餘波で之が爲め二、三の職員を交迭し、氣分を新にすることにつとめた。生徒の氣風は眞面目で正直であつた、ストライキを起した生徒一同は隊を作りて夜半余の寓居に來て其罪を謝したのである、余は善導すれば必ず他縣に劣らざる校風を作り得ることを深く感じた。体育の方面にも力をいれた武道は従前より盛であつたが更に体操、競技、相撲等を獎勵した。毎日放課後一時間づゝ各自の好む運動を行はしめた。初鹿野、向井氏等は熱心に新体操の普及に努力してくれた。又訓育に就ては熊本縣人の長所缺點を調査し、生徒各自の特性をも調査し又一面には舎監をして各生徒の家庭を訪問せしめた。寄宿舎などで「此の様なものが食へるか」など賄をいぢめたりする者の家庭が却つて貧乏であつたり、其生徒の環境が明かになつて餘程有益であつた。

余は師範學校は初等教育家を養成すると同時に縣下の初等教育の發展を指導するを任務とし更に小學校を中心として其町村の民育を行ひ教育の仕事が教室内から町村民にまで擴張せられなくては眞の教育の効果は収め得られないとの信念を有して居た。在任中餘暇あれば縣下各地に出張し報徳主義の民育を唱道した。當時は今日の如く社會教育といふことが發達してゐないので内を治めず外にばかり出てゐるなど批難する人もあつた。折も折寄宿舎に不祥事件が起り生徒は國法に據り制裁を受け余は譴責を受けるやうなことがあり益々此の批難の聲が高まつた。然し學校中心の社會教育公民教育報徳會青年會處女會少年義勇團等各種の教育訓練の團體が勃興して來て中堅青年（修養團主義）指導などは全國に於ても頭角を表はすに至つたことは竊かに愉快に思つた。池田代用附屬に於て理想的組織を以て縣下小學校に模範を示さんと欲し、自治教育會を組織し、余が總裁大元主事が會長的場村長が副會長學校職員と役場吏員とが理事といふことにして全村民を戸主會、婦人會青年會、處女會の四部會に分ち、村治の改善村民の心田耕作につとめた。補習教育は村の産業狀態を基礎とし一般農業の補習教育ばかりでなく村内の副業にまで及び指導した。加

治屋、竹内、荒井の諸君は本校教諭として餘暇努力してくれた。村内の風紀改善も行はれ、納税成績もよくなつて税務署長より選賞せらるゝこと數回あつた。今年三月池田町に於て的場元村長と共に頌徳謝恩會があつて臨席したが今は熊本市に編入され總てが進歩發展して居て昔の池田村ではなく非常に愉快であつて二宮翁の歌を思ひ出さずには居られなかつた。

昔し蔭く木の實大木となりけり今蔭く木の實後の大木ぞ

卒業生指導には相當努力した。これは縣當局と合議し小學校長訓導等を長期にわたり師範學校に召集し講習を行つた。縣の方にも金澤、大森、佐上、今宿等新進の士が學務課長の椅子を占めて大に活躍した。殊に佐上氏は非常は活動家で共に小學校の考課表といつたやうなものを作製し、理想として進むべき方途を指示し毎年報告書をとるといふことにした。これは縣下教育に一大革新を與へたと思ふ。

教員の修養といふことが各方面にやかましく懸賞論文が各郡教育會で募集され、師範で審査するなど随分活氣が盛であつた。

余の在任中に卒業生が滿鮮地方に發展した。郡視學會の席上で第一師範では卒業生を滿鮮地方へ紹介されるが補充の途は如何にするかなどの質問が出たこともあつた。

附屬小學校の方は前にもいつやうに大元君が余の就任一年前から辞任一年後まで在任しすべて附屬の方は同君に信頼してゐたので茲に之を述べない同君が終始一貫非常に活躍して附屬小學校の名聲と地方初等教育者の信用厚かりしことを追懐してやまない。多分此方面に對しては同君の追懐談が掲載されるのであらうからこれで擱筆することとす。

へ第一師範學校附屬小學校狀況

文部省は明治四十年四月十七日省令第十二號を以て、師範學校規程を發布したが附屬小學校に關係ある主なる事項は

第四章 附屬小學校及附屬幼稚園

第七十四條 師範學校ニハ附屬小學校ヲ設クヘシ

女生徒ヲ置キタル師範學校ニハ成ルヘク附屬幼稚園ヲ設クヘシ

特別ノ事情アルトキハ地方長官ハ期間ヲ定メテ文部大臣ノ許可ヲ受ケ市町村立小學校ヲ以テ附屬小學校ニ代用シ又ハ市町村立若ハ私立ノ幼稚園ヲ以テ附屬幼稚園ニ代用スルコトヲ得

第七十六條 附屬小學校ニ於テハ尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ併置スヘシ

第七十七條 附屬小學校ニ於テハ單級尋常小學校ノ例ニ準シテ編制シタル學級、數學年ノ兒童ヲ以テ編制シタル學級

及一學年ノ兒童ヲ以テ編制シタル學級ヲ設クヘシ 但シ女生徒ノミヲ置キタル師範學校ニ於テハ單級尋常小學校ノ例ニ準シテ編制シタル學級ヲ設ケサルコトヲ得

第七十八條 附屬小學校ニ於テハ二部教授ヲ行フヘシ 但シ己ムヲ得サル事情アルトキハ此ノ限ニ非ス

この省令に對して縣は明治四十一年三月八日告示第九十六號を以て熊本縣師範學校學則を次の如く規定してゐる

第五十三條 學校數及其ノ種類

- | | |
|------------------------|----|
| 一 單級尋常小學校ノ例ニ準シテ編制シタル學級 | 一 |
| 二 數學年ノ兒童ヲ以テ編制シタル學級 | 四 |
| 三 一學年ノ兒童ヲ以テ編制シタル學級 | 一〇 |
| 四 二部教授ヲ行フ學級 | |

と學級編制を定めてゐるから此の規程によつて同校學級組織をなしてゐる。

○ 教 生 指 導 狀 況

附屬小學校の任務は、普通教育の徹底教生實習指導、教育上の諸研究であるが教生指導に關しては未だ全國的に慚らざる點があつたのか、主務省に於ては本期の初め明治四十三年七月「附屬小學校ニ於テ教生ヲ指導スルニ適切有功ナル方法」につき各府縣に左の如き具体案を示してゐる。

第一 一般要領

- 一 要旨 小學校教育ニ必要ナル一般經驗ト信念トヲ與ヘ兼ネテ忠實ニ職務ニ對スル心情ト研究心トノ喚起ニ努ムルコト
 - 二 連絡 附屬小學校ト本校トノ連絡ヲ密ニシ彼是相應シテ教生指導上ニ齟齬ナキヲ期スルコト
 - 三 實習期間 時間制ヲ避ケテ全日制ヲ採リ之ヲ三期ニ分ツコト
 - 四 配當法 (イ)教科目配當法ヲ避ケテ學級配當法ヲ採リ且ツ受持教科目及所屬學級ハ實習ノ期間ヲ通シテ變更ヲ爲サザルコト
但シ實習期ノ終リニ於テ便宜他教科目及他學級ニテ實習スルヲ妨ケズ
(ロ)一學級ニ配當スヘキ教生ノ員數ハ凡二人ヲ以テ適當トス
 - 五 指導細目 實習事項ヲ實習期間ニ配當シタル細目ヲ編製スルコト
- 第二 實習事項
- 其ノ一 準備
 - 一 講話 主事ハ附屬小學校ノ性質、經營一般、教生實習事項等ニツキ説明スルコト
 - 二 參觀 附屬小學校ノ施設經營ノ大要及所屬學級ノ見學ヲナサシムルコト
 - 其ノ二 實習
 - 一 演習 主トシテ所屬學級ニアリテ教授、訓練、管理、事務、衛生等ノ一般ヲ實習セシメ兼ネテ學級經營及學級經營ノ實際的研究ヲ爲サシムルコト
 - 二 參觀 教授訓練等ニ關スル參觀ハ序ヲ追ヒテ進ミ學級經營ニ關スル參觀ハ實習期ノ中頃ヨリ始メ學校經營ニ關スル參觀ハ其ノ以後ニ於テ參觀旅行等ニヨリ之ヲ行フコト
 - 三 批評會 學級批評會、及一般批評會ノ二トシ教授訓練其ノ他ニ就キテ批評研究ヲ爲スコト
 - 四 示範教授 學級及科主任訓練ハ主任學級又ハ主任教科ニ對スル示範教授ヲナシ其ノ教授又ハ其教科ニ關スル教授ノ説明ヲ爲スコト
 - 五 研究及製作 實習事項ニ關スル研爲論文又ハ報告書ヲ提出セシメ且教具ヲ工夫製作セシムルコト
 - 六 町村小學校ノ領解現行ノ附屬小學校ノ外成ルヘク町村立小學校ヲ代用シ町村自治体ノ基礎ノ上ニ當該町村ニ關スル總テノ教育ノ施行ヲナシ町村小學校ノ領解ヲナサシムルコト

當附屬に於ては示されたる具体案については既に實施を見たる事項も多くあつた。代用附屬の如きは明治四十一年に實施してゐるのである。其の後施設したものは、明治四十四年八月教授要綱を印刷して教生の實習指導の統一を計り、九月には教生實習録を印刷して教育實習上の心得を示し、尙ほ之に實習上の一切を記述せしめることにした。その他訓導講話、指導授業等を實行して教生の實習指導に對しては本期間に於て一大革新を見るに至り、其の實績に於ても顯著なるものがあつた。

○ 研究發表

初等教育に於ける理論と實際との研究調査によつて、兒童教育上或る歸着點を見出し、之を一般教育界に提唱して參考に資する事は附屬小學校の初等教育界に對する一使命である。本校は夙に茲に着眼し

前期の明治三十八年十二月に、乙種批評會を開催し實地授業の研究をなし、縣下より百四十名の來會があつてゐる。四十四年には之れを學年研究會と改稱し翌四十五年には研究發表會と改め二月二十二、三、四、の三日間に亘つて發表し、同時に研究報告を刊行して公表したのである。かくして其の形式も内容も充實し一般來會者に有意義なヒントを與へ、縣下初等教育界の氣運を作興するに尠からず貢献した。毎年會を重ねて來たが、大正五年には三師範聯合研究發表會が催されて、三師範はそれ〴〵特徴を表はし且つ眞剣な研究態度を示し縣下に向つて大いに研究的の氣運を高めた。時恰も歐洲大戰中にて教育界にも思想上の影響を受けて、種々の主義を掲げて甲論乙駁、その研究的態度は大いに旺盛となりつゝある時であつたので附屬のこの發表は、地方の實際教育界に對して益研究熱をそゝつた。本期中に於ける研究會の狀況を示せば左の通りである。

會名	開催年月日	研究又ハ發表事項	當日ノ概況
乙種批評會	明治四十二年二月二十七日	五六年實地授業、地理、讀方、研究	出席者 八二名
全	全四十二年二月二十五、六日	尋一、二年實地授業(綴方、手工、圖畫、唱歌、其他)	全 五三七名
學年研究會	全四十四年二月二十四、五日	尋五、六年實地授業(國語、圖畫、訓練、体操、國史)	全 八〇八名
研究發表會	全四十五年二月廿二、三、四日	實地授業(綴方、算術、理科、地理、圖畫、手工) 研究報告出版(校技、綴方、讀方)	全 八二四名

全	大正二年二月 二十一、二日	實地授業(綴方、複式ノ自動作業、体操、算術) 研究報告出版(理科實驗、豫習復習)	全 六六三名
全	大正三年一月十九、二十、二十一日	右全 (綴方、体操、理科、算術、歴史)	全 一、一二四名
全	大正四年二月十八、十九、二十日	右全 (修身、算術、地理、理科、器械、個別指導)	不詳
全	大正四年六月十一、二日	右全 (法制經濟、歴史、算術、綴方)	全 六九五名
三師範聯合研究發表會	大正五年五月廿二、三日	(當校分)手工科、体育、算術、讀方	全 (來會者多シ) 不詳
縣主催体操研究會	大正六年五月五日	實地授業、体育	全 約六〇〇名
三師範聯合研究發表會	大正六年一月十二、十三日	(當校分)地理、綴方、算術、學級經營	全 不詳
研究發表會	大正八年二月廿八、三月一日	尋五、六年ノ學級經營ニ關スル研究	全 不詳

又附屬小學校の事業として各年度に於て調査研究せし事項を擧ぐれば左の通りである。

年 度	研 究 調 査 項 目	處 理
明治四十四年	教授要綱	印刷配付
全 四十五年	訓練要綱、教授要綱修正	全

大正二年	新出漢字並ニ讀替文字便覽	全
全	縣内徳行者調	全
全	國語教授の各方面	全
全	暗算ノ研究	全
全	郷土地理教授	全

其の頃 (自明治四十四年四月) の追憶

大元 茂一郎

私の熊本師範主事時代は明治四十四年四月から大正八年十二月までの比較的長期に亘りました。三十から四十に至る壯年期を此處で過しました。保田、羽田、土井の三校長、前後は僅々一年中間七年が羽田校長時代でありました。最も愉快に自由に働かせていたのは此の時期でありました。それに首席訓導として至誠力行終始一貫輔佐してくださつた澤村武雄氏が私の殆んど主事時代の全体を通して居られました。二休同心で奮闘いたしました。師範は私の就任の時から女子師範が獨立しました、附屬小學校はありませなんだ、それで其の年だけこちらで教生をやらせました。後第二師範も出來遂に三師範鼎立の盛觀を呈し、附屬小學校も各特色を發揮して随分賑やかでした。其の頃のことを追憶して二、三記述して見ませう、

一 二つの附屬小學の異經營 附屬小學校は本校附屬と池田代用附屬の二つがありました、女子師範が獨立した

から附屬も池田代用は不要となりかけました。そこで經營方針を異にし。代用附屬を社會教育の中心機關として存続するの計畫を立て羽田校長の來任を機とし、報徳主義の民育を施しました。處女會、青年會、戶主會を興し、村會議員に公民教育を施しました。近年青年團、處女會、成人教育等社會教育の勃興となり、社會教育主事さへおかれしました。當時は、教育は校舎内で爲すべきで社會にまで手を延ばすべきでないなどの批難もありました。今昔の感に堪へません。

二 研究發表會 本校附屬の方は學理に即した實地教授の研究につとめました。研究の結果を印刷に附し、之をテキストとして、二日間に亘り其の發表講演會を年々開催いたしました。参加は各郡市數百盛會でした。後三師範合同で公會堂で開催いたしました。訓導の修養研究の交換縣下への奉仕として相當の効果を挙げ得たと思ひます。殊に學級經營を主張し、之が發表を二、三年つゞけましたが、近頃學級經營が盛に論議され、著書に雜誌に随分やかましいやうであります。熊本縣では既に大正六年頃には全縣下に普及されておりましたことを思へば微笑を禁じ得ません。

三 体育の獎勵 体操の尊重は勿論、長距離競争、相撲、ベースボール等今日の運動競技の卵とも見るべきものをも課して獎勵しました。私も走り、相撲もとりました。當時は聊か突飛のやうにも思はれましたが、体育尊重の信念は堅固たるものでした。健康はすべてものゝ基礎、今日の隆昌を見て愉快に感じます。縣下小學校でも共鳴され、縣全体として体育の隆盛は空前の盛況を呈しました。今日でも体育競技界に熊本縣人の活躍するを見ると愉快に堪へません。

四 出張と合同參觀 其の頃小學校長の長期講習會が本校で繼續的に行はれました。私は其の講師で末席を汚して居ました爲め、此等の人々と意氣相投合し。教育部會へ随分引張り出されました。各郡到らざる所なしといつても過言ではありません。それに訓導諸君も模範教授の爲め各郡に聘せられ、地方からも參觀者多く、或は同學年受持の人々が合同して參觀せられました。附屬小學と地方小學校と連絡は極めて密接なるものがありました。それに私が就任

當初編輯員の懇請により、熊本縣教育雜誌に一論文を書きましたのが、種々の問題とこんがらがつて誌上論争がつづけられました。遂に私は佐上學務課長の推薦により其の雜誌の編輯の一員となりましたが、附屬の研究は此の誌上で發表することになりましたので、理論も實際もうまく連絡がとれました。私が熊師へ就任することになりましたのは小泉督學官からの御推薦でした。熊本市に兒崎市視學が居られ、若い高師出の人々を訓導に任じ、全市一團の教育活動をして居るので、師範が縣下教育の中樞作用を發揮してゐない。それで師範學校の本務を發揮すべく、先づ附屬の振興をかるためにとの御話でした。私が出發する際小泉先生におあひしました時、仕事を爲し過ぎて問題を起した時は、如何様にもするが、爲し得ずして潰れたら以後は知らぬとの、背水の陣をしかれました。私は此の恩人に實蹟を見て頂くことは出来ませんでした。

先生は亡くなられました。

五 訓導諸君の奮勵 私の過去を追憶して愉快に思ふ一つは當時の訓導であつた人々の奮勵努力であります。私と同年輩の人々に澤村、武井、村上、本田、桑原、稻野、大保、坂田、積等の諸氏がありました。何れも今は大校長として縣下教育の爲め貢献しつゝあることと思ひます。桑原氏は習字の文檢に合格しましたことを過般官報で見ましてもうれしく感じました。若手組當時の言葉を借用すれば衆議院……此の方面の人々は文檢熱が盛でした。橋本、西島、西村、中崎、大林等の諸氏は何れも合格せられました。今は中等學校に御盡瘁のことと思ひます。高野、弘、後藤、坂本、本田、近藤等の諸氏も地方の一大中心となつて居られることとせう。池田民育に努力した人々に内尾、松田、原、田上、植田、長野、松下、佐野等の方々もありました。殊に内尾、長野の兩氏は熱心な人でした。今も地平線上を遙に抜いて御活動のことと思ひます。女教員では川上さんが異彩を放つてゐました。尋一の教育は近縣までも轟きまして他縣からの參觀がございました。此等の教育家を醸成した彼の古い教員室はなくなつたさうであります。なつかしく感じます。

師範訓導時代の回顧

澤村 武雄

私は明治三十九年九月本縣には師範が唯一つであつた時、阿蘇の中部高等小學から赴任して、大正八年四月第一、第二、女子の三師範が鼎立する時代まで足懸け十四年の間居ました。

當時の附屬は全部平屋で廊下には窓がない至つて粗末な健物、高等第三四學年男子、一二男、三四女、一二女、尋常が一、二、三、四の各學年と四年までの單級で計九學級であつたやうだ。學校長は小柳三郎先生主事は戸田福藏先生で訓導は、松田、法、吉見、國本、一森、税所、谷口、稻野、古市の諸氏が居られた私は高等科三四の男を受持たされた。田舎からひよつと出の若い僕には頗る苦役であつた。教生は一回に五六名位も配當されてゐたやうだ。放課後は各訓導所屬教生の指導をやらねばならぬこれも面白い役ではなかつた。この時分教生期かすむと教生が臨時外出して酒など持つて禮に來たものだ。○教諭の二階に獨り坊で縮まつてゐた僕には何事の振舞も出來ず、私かに下女に豆腐汁をして貰つて教生と共に一杯傾けたら、それが問題になつて赤面したこともあつた。當時の附屬訓導は蘊蓄して發表はせぬといふ主義であつたらしい。地方から招聘されて模範授業に出かけるものは随分忙しいやうであつた。赴任當時附屬で感心したことの一つは父兄會の組織がうまく出來てゐて各學級に一名位づゝ父兄委員があり年一回總會があつても午前中は授業參觀や主事の話で午後は各學級で會食して後主任との懇談をするといつた風に家庭との連絡がうまく行つてゐることであつた。外部に向つても學年研究會があつたが地方との連絡は盛でなかつたやうだ。

明治四十年度の末小柳校長が轉任されて後に保田校長が來られた。保田校長は附屬の刷新を念とされたらしく來任早々屢々附屬の方の授業も參觀された。又た縣下の教育も細かに視察された。そして四十一年三月の附屬大異動が行はれた、最も池田校が代用として附屬になつたのも手傳つて從來の訓導過半数の異動となり、中堅の國本訓導が首席となり僕等も故參となつてしまつた。戸田主事も轉任され、主事は教頭の直江氏の兼務で柏木氏が副主事とい

ふので附屬の主事席に居られた。明治四十二年の三月國本訓導は白川校長に轉じて池田代用から、坂田、稻野の兩君が本校附屬に轉じて來た。國本訓導去つた後の附屬は愈々新米ばかりになつて地方からの望が益々薄らいだ様であつた。此の年の終り修正教科書について講習會が行はれて、縣下の有力な學校長列が出席された。講師は本校二名附屬訓導二名で、植村教諭は新讀本教材の内容研究新定讀本の語法について。岡坂教諭は發音練習上特に注意を要するもの、漢字について、語句の解釋法、修正國語讀本中に用ひられたる修辭、修正國語讀本文体上の分類。福島訓導は語法教授、僕は歴史地理の新教科書について見た處を各きたない謄寫物によつて講じた。

明治四十三年の秋の頃であつたか、福岡女子師範の研究會に出席した直江教頭は、其の研究會の盛大であること研究物か活版印刷で立派であることを賞賛して居られた、僕は「こちらでもそれ位のことは出来る」とすべらした。そして本年度末の二月に第五六學年の研究會を開催し活字の印刷物を出すことになつた。併し全く經費も何もないので僕は或る任侠の印刷屋に説いて若し來會者が少かつたら損失を覺悟して一切附屬に迷惑させぬことを條件とし五百部を印制させた。當時の五六學年擔任として立役者になつたのは桑原、西村、西橋、西島、伊牟田、大保の諸君であつたところ二月二十四日の第二日目になると印刷物が足らなくなつて斷るに困つた位、附屬の同人は好景氣を喜んだが、それよりも喜んだのは印刷屋であつた。出席者も意外に多かつたが、研究會といへば必ず汚ない謄寫版を握らせられたのに小さつぱりした研究物であつたので同僚に土産にかつたものもあつたそうだ、この時を一劃期として附屬の研究は全く活版の時代に入つたが地方も亦大に活版を用ふるやうになつた。同印刷物の表紙裏に書いてある注意事項に次の七ヶ條がある「一、受付にて郡市學校名を記したる名刺を出して下さい、名刺御持参なき方は名簿に御記入下さい。二、參觀は一時間連続して御覽下さい。三、談話討議又は質疑を申出でらるゝ方は接待係(黄)へ午前十時迄に御通告下さい。四、晝食を依頼せらるゝ方は毎日午前十時迄に實費六錢を添へて接待係へ御申出下さい。五、第二日午後四時開會の茶話會に出席せらるゝ方は第二日午前十時までに名刺に實費五錢を添へ接待係へ御申出下さい。六、

上草履御入用の方は出張商人につき御購入下さい。七、學年研究會録印刷實費十錢いただきます、この注意を見てゐると附屬が經濟的に如何に困つてゐたが、伺はれよう。

明治四十四年四月大元茂一郎氏を主事として迎へることになつた、年齢三十一歳、才あり腕は確かなり、精力は絶倫なり附屬の實際に本校の教授に縣下各地の講演に又た著述に非常の活動をやつたものだ。當時熊本市には兒崎市視學かゝる其の下に高師出の有吉校長など英氣勃々たるものあり一問題なくてはすまぬ状態であつたが、端なくも教法主か教材主かといつたやうな問題で縣教育會誌上論戰の花を咲かしたものだ、附屬では主事の手依て教授要綱、訓練要綱か出來教生に對しては教生指導要綱か出來て主義方針は確立され若き訓導の研究は燃え毎年一回研究發表會を開いて縣下に問ふこととなり、其の第一回は明治四十五年二月、兩日間に亘つて發表會を開いた。來賓者約五百研究物は『教授上の實際問題に関する研究報告』菊版一七五頁巻頭にある大元主事の例言は「一、各教科に於て特に必要な教授上の諸問題を研究せんが爲め當校に於ては研究部を文科理科技能科特殊教育の四に分ち各部に部主任及び若干の委員を置き常に重要問題につき討究しつゝあり。本書はその研究の結果の一部分なりと雖も完成せるものにはあらず更にこれを基礎として研究の歩式を進めんとするものなり。いはゞ研究の原案なり讀者乞ふ之を諒せよ」

時も時縣下老教員の學力補充の講習會が師範で開催され各郡一流の教育家が集つて理論の講話をき、附屬の實際を參觀するので附屬の訓導も張合がある譯、其の時の市の授業參觀批評に七玄絶句があつたなど頗る振つてゐる、こんな工合で參觀人の數も大に増加して明治四十四年度は千四百余人、大正元年度は千七百五十四人の多きに達した。

熊本縣師範學校附屬の思出

熊本縣立本渡高等女學校

川 上 キ セ

私は明治四十三年の七月保田校長時代に牛深校から附屬へ轉任させられ大正九年四月まで約十ヶ年間校長三代主事

三代にわたりて勤続さしていただきました。中にも羽田校長と、大元主事と首席訓導澤村先生には最永くお世話になりました。随つて印象も一入深うございます。後熊本を去りて愛媛縣縣立大洲高等女學校へ轉勤舎監も兼任して、約十一ヶ年間勤め、昨年の秋家事の都合で再び熊本へ歸りました。間もなく、縣教育會の總集會が開かれました。久振に出席いたしました時に、附屬時代の澤村先生をはじめ、諸先生、皆縣教育界の中樞となつて活動せられ、又その頃の私に教生であつた先生もはや小學校長として教育縣の名にそむかぬ活動振りを見て嬉しくて、心強く感じ、ありし附屬時代の思出が。それからそれへと湧き出で、暫しは感懐無量でした。私は卒業當時からいづこへ行つても三年間は苦むものと覺悟をきめてゐました。附屬にてもやはり三年目まではそれこそ息をもつかぬ位でした。五年目より漸く訓導らしい氣分がしました。其の後の附屬はとても面白く、また忙しくて忙しくて徹夜さへ幾度もしました。しかしそれがまた愉快でありました。何となれば第一自由の天地で伸び伸びしてゐる平民的で博學で讀書家、而も實際家で努力家、附屬主事にもつてこの大元先生がゐらしたから職員會議に於ける意見の交換、隔意なき發表振り、上席下席の區別なく勿論男女の差別もない。また煙草など呑氣に輪を吹かす詩人もなく、いよいよ以て眞劍にきびきびした研究に花が咲いて、鍊りに鍊りに締められた研究物は幾冊となく印刷されました。しかし會後の茶話會はとても面白く職員との融和統一それ一丸とは、その頃の附屬同人の態度であつたと思ひます。

次に愉快な事は年々系統的經營の下に、日々の行事がきまつてはきはき進展することでした。一例をあぐれば次年度に研究すべき事項は本年度中に定め、毎學期の行事は前學期の終りに必ず職員會議で慎重に審議され強く確に行はれました。それ故夏休みも冬休みも、一學期分の研究案と教材研究に、犠牲にして調べました、それから訓導に各長所があつて各科の主任を定められました。澤村先生の國語、本田有先生の理科、西島先生の算術、桑原先生の書方、牧野先生の手工、中崎先生の体操、西村先生の國語、本田有先生の理科、西島先生の算術、桑原先生の書方、校兒童の唱歌を指導しますので一年生が「大元先生はなんでも大將ばつてんか唱歌は川上先生が大將ばい」といつて笑

はされたこともありました。

主事は主任に出来るだけ助力して、脱線しない限りは干渉しないで信頼されました。訓導はやるべき地位に立たせられると、自然研究の深みに進展するものです。大元先生はよく部下を愛して、大に指導し、大に活動させられました。一つには參觀人の多かつたのも刺激であつたと思ひます。附屬体操協議會のとき、縣下の小學校長及び校醫とで八百人も參觀があつて各學年各訓導は体操の授業をして批評を仰いだこともありましたが。實際縣内縣外よりの合同參觀も盛であつて、附屬は縣下の中心となつて、地方との連絡も出来てゐたと思ひます。澤村先生の如きは盛に地方に模範授業に行かれました。

十年一昔、附屬にお世話になりましたいろいろの感想は多々ありますが、貴い紙數をけがすことを恐れてペンを止めます。

更に愛媛に於て、女學校寄宿舎を經營して、家庭的寄宿舎生活を十一年いたしましたからいつかまた機會がありましたら發表いたしたいと思ひます。

ト 池田代用附屬小學校 教生指導上地方的教育施設の實際に通ぜしむる爲め、本校附屬以外に町村立小學校を代用附屬とする事は本期初頭に於ける全國的の傾向であつた。本縣に於ても明治四十一年四月鮑託郡池田尋常小學校を代用附屬として、生の實地教指導に當らしめたらとは本校記事に述べた通りである。

四十五年より本校校長として就任したる羽田貞義は特に民育に對し深き造詣あり本村の各部落に報德會を起し又産業の振興策として耕地整理を斷行し、自治教育會を組織して戸主會部、主婦會部、青年會部、處女會部を置いて村治の根本機關として大いに自治の振興に努めた。

かやうに關係當事者の熱心なる指導獎勵と村民の自覺奮勵とによつて、短時日の間に各方面の施設就中納税の成績或は産業の發展に顯著なる成績を挙げ大正四年には一躍縣下の優良村として表彰を受くるに至つた。かゝる發展期に理論と實際との上に立脚して實習したる教生は卒業後町村自治体の教育施設に關する尠なからざる體驗を得て町村小學校の領解をなす上に多大の効果があつた。

手 本期中の主事 本期の初頭から柏木彦一主事となり同四十四年柏木の後をうけて大元茂一郎が東京女子高等師範學校から本校附屬主事となつた。

大元主事の時代に於て附屬の陣容が整ふた。其研空に於て、教生指導に於て、地方教育の啓發提擧に於て時代を劃するの觀があつた本期の大部は大元主事時代で終つてゐる。

池田代用附屬創設當時の思ひ出 (明治四十一年の頃)

玉 名 坂 田 武 彦

池田校が師範の代用附屬となつたのは明治四十一年四月の事で、當時全校は上熊本驛の北方、鐵道線路より東の崖下に建てられた小さな小學校であつた。

本校附屬(代用附屬に對し元の附屬を)は入學試験の上何名かを選抜した生徒であるが、代用附屬は元の池田村(今の池田)の義務教育其儘を引受けたもので、組織に於て既に根本の相違がある。經費も職員俸給丈が縣費支辨で他は全部村費の負擔となつてゐた。(明治四十一年度の村費の)代用附屬となると同時に職員も總替りで、而も後任は各方面からの寄り集りで、余も亦其内の一人であつた。職員が既に此の通りであり、而も他の總ての關係が從來とは全然趣を異にしてゐるので、村民や兒童からすれば、全く違つた學校が新に設立された氣持がしたであらうし、吾々職員も亦、全く新設學校へ赴任した感があつた。従つて種々變つた思ひ出の種がある。今其二三を述べて當時の状況を窺ふ一端に供しよう。

1 出席生徒により學籍簿の調製 どうせ從來の例にはよれぬから、此の際總てを組織的にといふのが一同の考であつたので、先づ、現在出席せる生徒により出缺簿を作り、之により更に學籍簿を調製して役場の戸籍と照會し、不就學兒童を調査して夫々處置をなし、茲に始めて在籍を決定した様な次第で、是も特殊の經驗の一つであつた。

2 訓練第一主義で進む かくて愈生徒に接觸する事となつたが、生徒の動作がハキ／＼した處がなく、極めて不規律であつたので、最初の一週間は正式の授業を止め、先づ室の出入、及教室内に於ける諸作法の訓練を反復練習することとし、傍体操を課して、「氣ヲ付ケ」、「休メ」の訓練に主力を注ぎ、基礎的規律の養成に努めた。次に力を用ゐたのは、純真正直の心の養成である。一例を舉ぐれば、生徒が運動場にあつて何か悪戯をなす場合、他より聲をかくると、吾々職員が未名前を知らないのに附け込んで、逸早く多人數の中へ遁げ込むといふ状態であつた。是等の矯正には、多大の苦心と相當の日子とを要した様に記憶してゐる。

かくて第一學期間は、是等の基礎的訓練に力を用ゐ、第二學期に入り始めて學習態度の養成に頭を向くる事とした。

其年の五月であつたか、本校附屬と合同水前寺出浮をなし、簡易なる運動會を催したが、本校附屬の生徒が白の運動服で機敏に立ち働くに引替へ、池田の生徒は第一服装が區々で、而も其動作のろひ事、かくも異なるものと驚く位であつた。之には池田の父兄も生徒も、親しく目撃して深く感じたものと見へ、何等學校の勤誘を俟たないのに、いつの間にか全部白の運動服となり、秋の本校附屬との聯合運動會には、格段の見劣りが無い迄にこぎつくる事が出来、一同非常に喜んだ次第であつた。

3 校舎の馬洗ひと田植團子 當時の池田校は校舎が狹隘で(六月には校舎一棟増築した)あつたばかりでなく、甚不潔で板張、腰板等は素より、室内の柱等も子供の手の届く處は、手垢の爲眞黒になつてゐた。そこで或週の如きは、教生諸君と共に毎日放課後大盥にシャボン水をこしらへ、馬洗ひ用のブラシで校舎全部を洗つた事があつた。或教生が「今日も校舎の馬洗ひですか」と云つて一同を笑殺した事があつたが、夫以來「校舎の馬洗ひ」と云ふ奇抜な言葉が、御互間にもはやされて居た様な次第で、是も亦特種經驗の一つであつた。

夫れから、田舎では敢て珍らしい事でもないが、附屬としては是又容易に見られない事があつた。そは田植時になると、運動場は田植に出かけてゐる村人の中食の場所となる事である。かゝる時授業をやつて居ると、教室の窓から「先生一つおあがり」と云つて、焼酎徳利を差向けられた事があつた。又田植團子や、節句團子等を生徒の家庭より貰つて、舌鼓を打つた事も度々あつた。焼酎には辟易したが、團子には教生諸君等、非常な楽しみを以て迎へてゐた。又時には本校附屬へ楕分けして、本校の訓導諸君を喜ばせた事も少くなかつた様な状態で、其純眞さが今尙懐かしく思はれる。

4 學用品販賣と記念林 すべてがかゝる状態であつたので、生徒の學用品の如きも中々不揃ひであつた。そこで開始後間もなく學校賣店を設けて、筆紙墨其他の學用品を學校にて販賣し、學用品の統一を圖る事としたが、四十一年度だけで其賣上高が六十四圓四十錢に達した。後で戊申詔書記念林として附近の山林七畝十一歩を購入し

たのは右純益金を蓄積した其賜ものである。

右は二三の特種の思ひ出を書いたに過ぎないが、かゝる状態であつた池田校も、其後の教職員の努力と、村當局及有志の熱心とにより、著しき發達を遂げ、數年ならずして教授訓練は素より、自治民育の模範校として縣の選賞を受くるに至つた。是から考ふれば、教職員の努力と村民の教育熱の如何によつては、如何なる事情の學校も、或理想に到達せしむる事は、敢て至難でない事をしみる感ずる次第である。最後に、余は一ヶ年にして本校附屬に轉じ、其後任には、熊本市壺川校長であつた内尾眞澄氏が入つて、自治民育方面に努力せらるゝ事となつた。

2 熊本縣女子師範學校

明治四十三年三月十日縣告示第百七十五號で熊本縣師範學校の女子部を分離して獨立の師範學校とする旨の公示があり、その開校は四十四年の四月一日からと指示された。

四十四年の三月には、本館、雨天體操場、音楽室、寄宿舎三棟、食堂、浴室、洗面所、など落成して京町の女子部から内坪井の新築校舎に移轉した。敷地代建築費用合せて、十四萬九千六百四十九圓となつてゐる。

本縣に於ける女教師養成機關として初めて整うた獨立の學校を見ることが出来たのである。

イ 基礎をすへて 初代創業の任にあつたのは、十數年前まで熊本師範にあつて附屬主事として本

校教諭として熊本の教育乃至人情風俗に熟してゐる新莊義之であつた。其信條は、飽くまでも、女性らしく、女子教育者らしく、女子の教育者として女性獨特の性能を發揮すべく、これが同校長の教養の方針であつた。すべての施設がこの方針から生れ出てゐる様である。

寄宿舎の編制から見ても、一團毎に家族的の組織となし、長幼の序を明にすると共に、上級生は下級年少のものを、ほんとうのはらからの考を以て相談相手となつて導いて行く組織とするが如き、生徒に日誌をもたして日ごとの行事、交際、感想、疑問を書かして寮母たる舎監に提出して検閲を請ふ如き、日常の教養が女性として、女性の教育者として修養研鑽につとめしめた様子が窺はれる。

口 諸 研 究

學科研究會 教師としての修養の上からも、教授の徹底と統一の上からも必要なる施設と見ることが出来る。今學科研究會の規定をあぐれば

○ 學科研究會規程

第一條 各學科教授ノ方法ヲ研究シ兼テ教授ノ聯絡統一ヲ圖ランカ爲メ學科研究會ヲ設ク

第二條 學科研究會ヲ分チテ左ノ三部トス

第一部 修身、教育、國語、漢文、地理、歴史

第二部 物理、化學、數學、博物、家事

第三部 圖畫、手工、習字、音樂、体操、裁縫

第三條 學科研究會ノ各部ニ部長一名ヲ置キ學校長之ヲ命ス

第四條 學科研究會ノ各部ニ於ケル事業凡左ノ如シ

(一) 研究事業ノ相互參觀及批評 (二) 各學科教授ノ材料、方法及教具ノ研究 (三) 小學校各教科目ニ

關スル研究

第五條 各部會ハ毎月一回以上集會シ研究調査ニ從事ス 但必要ニ應ジニ部以上聯合シテ研究ヲナスコトヲ得

第六條 隔週一回總會ヲ開キ二週間ノ教授事項ニ就キ各學科擔任ヨリ其ノ内容ヲ報告ス

第七條 各部長ハ教務部長ト協議シ研究調査ノ事項ヲ整理シ其ノ都度學校長ニ申報スヘシ

第八條 主任ニ於テ必要アリト認ムル場合ハ訓導ノ參加ヲ求ムルモノトス

教育實習指導 本校對附屬の關係を密接にすること、本校職員をして教生實習の指導を爲さしむることとは極めて大切なことである。本校では規程を設けて本校職員が實習指導を爲す様規定してある。

課外實習 師範生徒の教養はこの課外實習によつて、其効果を切實にすることが出来る。今其規程を記すれば

第一條 生徒ヲシテ學科ノ實習並ニ學校事務ノ練習ヲナサシムル爲ニ課外實習ヲナサシム

第二條 課外實習ノ種類及其ノ學年配當ハ左ノ如シ 但必要ニ應ジ本文以外ノ實習ヲ各部各學年生徒ニ適宜加設ス

ルコトアルヘシ

一 歴史實習 第一部 三、一、一學年

二 地理實習 第一部 三、一、一學年 第二部

三 博物實習 第一部 四、二、一學年 第二部

四 物理實習 第一部 四、三學年 第二部

五 化學實習 第一部 三、二學年 第二部

- 五 音樂實習 第一部 三、二、一學年 第二部
- 六 裁縫實習 第一部 四學年
- 七 教務實習 第一部 四學年 第二部

第三條 課外實習ハ配當學年ノ生徒若干名ヲシテ一週間交代ニテ毎日始業前ハ廿分間放課後ハ一時間擔任教員指導ノ下ニ所定ノ實習業務ニ従事セシム 但業務ノ都合ニヨリ實習期間及終始時限ヲ伸縮スルコトアルヘシ同 一學年ニ於ケル各學科日一ケ年間ノ實習ハ三回以内トシ毎週配當人員ハ學年ノ始ニ於テ之ヲ定ムヘシ 但特別ノ場合ハ此限ニアラス

第四條 課外實習生ノ業務大凡左ノ如シ

- 一 歴史地理實習 (イ)標本器械類ノ使用整理調製 (ロ)地圖繪畫統計圖表ノ調製 (ハ)各種ノ實驗觀測
 - 二 博物實習 (イ)動植物ノ解剖及生理實驗 (ロ)礦物ノ鑑識 (ハ)標本器械類ノ調製使用整理保存 (ニ)教授用繪畫圖表ノ調製 (ホ)博物教授ノ準備實驗ノ補助後片付
 - 三 物理化學實習 (イ)理科教授ノ準備 (ロ)器械標本ノ使用整理保存 (ハ)各種ノ實驗觀測 (ニ)各自研究ノ實驗
 - 四 手工實習 (イ)手工教授ノ準備及後片附 (ロ)簡易ナル器械器具及手工標本ノ製作 (ハ)器具器械建具ノ修理
 - 五 音樂實習 (イ)樂器ノ使用練習 (ロ)教授用圖表ノ調製 (ハ)樂器ノ修理保存
 - 六 裁縫實習 (イ)標本製作 (ロ)掛圖製作
 - 七 教務實習 (イ)諸表簿ノ整理調製 (ロ)諸統計ノ調查書類ノ謄寫 (ハ)教授用圖表ノ調製
- 實習ノ細目ハ學年ノ始ニ於テ擔任教員之ヲ定メ教務部長ヲ經テ學校長ノ承認ヲ受クヘシ

第五條 第二條本文以外ノ實習ヲ課セントスル時ハ教務部長ト協議ノ上學校長ノ承認ヲ得テ本規程ニ準シ之ヲ施行スルモノトス

第六條 實習生ハ實習期間他ノ課外運動作業ヲ課セサルヲ例トス

第七條 各實習部ニ實習日誌ヲ備ヘ實習生ヲシテ毎日實習事項ノ大要ヲ記錄セシメ指導教員ノ檢閲ヲ經テ次番ニ之ヲ引繼カシム

第八條 本規程ヲ實施スルガ爲ニ各實習部ニ於テ必要ナル事項ヲ規程スルコトヲ得

ハ 訓育につきて 訓育問題は寄宿舎の訓陶を第一義とする。これに關しては曩きに述べた通り、温情ある家族組織を取り入れ、學校は主力を注いでかかつてゐる様子が窺はれる。職員も生徒も獨立の學校となつた以上、生徒の學業の成績に於ても、操行品性の上にも一時期を劃して向上すべきであると、職員生徒言はず語らずのうちに、心に期して自奮自勵したのであらう。假令は本期初頭から大正三四年にかけて、縣の中等程度の學校に頻々として起る不詳事に、縣はやきもきして、其由て來る所を矯正する意味で、四十四年から大正三年までの各中等學校に於ける懲戒調をやつた(本校で云ふと獨立の年から向ふ四年間)が、女子師範は其四年間に僅に三人で、それも極めて輕き性質のものであつた。作業、遠足等は頻繁にやつてゐる。これから獲たる訓育上の効果も尠くなかつた様である。

ニ 學校 校長 創立の明治四十四年から大正五年九月まで新莊義之學校校長奉職、大正五年十二月高知師範教諭山本信三校長に轉任、同七年十二月山本依願退職となつてゐる。

本 女子師範學校附屬小學校

當校は本校創立の翌年、明治四十五年四月に開校した。當時尋常科五學級高等科一學級から編制され訓導は六名であつた。初代の主事に教諭植村亭一就任して新興の意氣に燃え將來の基礎を鞏固に築かんと努めた。

師範學校規程に「女生徒ヲ置キタル師範學校ニハ成ルヘク附屬幼稚園ヲ設クベシ」との條により、大正五年五月熊本市壺川幼稚園を十年間代用附屬幼稚園として教生の保育實習に當らしめる事にした。かくして女子師範附屬としての組織を整え兒童教育教生の指導に努めた。研究方面には初等教育一般に關する理論と實際につき歩を進めたのである。また對外的方面にも講演會、研究發表會を開催して第一第二の兩師範と共に縣下初等教育界に貢獻した。其の主なるものを擧ぐれば次の如くである。

明治四十五年五月 婦人通俗講演會、地方婦人ノ常識修養ニ資ス

大正二年十一月 第一回研究發表會

大正三年十一月 第二回研究發表會

大正四年十一月 第三回研究發表會（算術、讀方）公開授業

大正五年十一月 第四回研究發表會（修身、讀方、体操）

大正六年六月 家庭教育講演會、婦人修養ニ資ス

尙本期に於ける主事を擧ぐれば

植村 亭一 自明治四十五年四月 至大正五年二月

生田 五郎 自大正五年四月 至大正六年十一月

上田 剛 自大正六年十一月 至大正十年二月

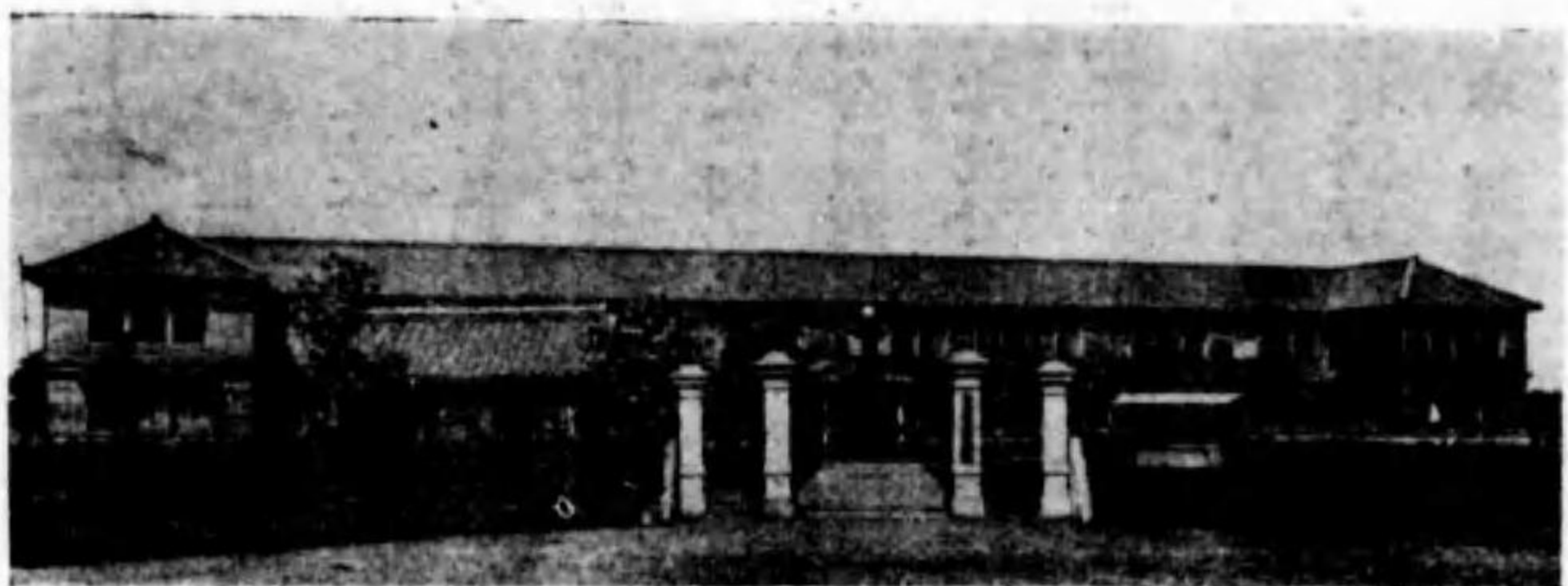
3 熊本縣第二師範學校

イ 學風の樹立 大正二年十二月廿六日縣告示第七百九十八號で第二師範の設置が公示され、翌三年四月一日から開校された。

新に浴するものは先づ其衣を振ふと云ふことがある。新設の學校まだ何等の行きがかりも、捉はるべき因習もない所謂白紙の状態である。職員一同は新に浴するの意氣を漲らして新學風の樹立に努力した。武井校長を初とし鈴木教頭其他二三の職員は、生徒の入學と同時に數ヶ月間寄宿舎に生徒と寢食を共にし、苦樂相頌ち共に語り共に遊び、談笑の裡生徒の感化訓陶に努めその自奮自勵を促し清新なる校風の確立につとめた。

生徒教養の手加減も生徒の自治自律を要望し、自己の努力によつて自己を完成せしむる方針であつたらしい。

ロ 研究方面 開校の大正三年から本期を通じて、職員が自己の擔當教科其他平素の研究を毎月一回、或は毎學期數回發表して大方に問ふ研究發表會



熊本縣第二師範學校

が行はれてゐる。これが生徒の學習修養にも影響し、本校生徒に學究的態度に富む者が尠くないのはこの反映とも見るべきであらう。

ハ 設備につきて 本校の器械器具が總じて堅牢に、そして寸尺等も各年度の調製が揆を一にしておることなど、物的經營にも一機軸を出してゐる様である。圖書の購入にしても、もとにふる、辭書類の完成を求め、年所を経るによつてあまり役せぬ書籍などは買はぬ方針であつたとのことである。第二代豊田校長の面目茲に躍如たりと云ふべきであらう。

二 訓育 訓育の問題がこの期から次期にかけて中等教育の中心問題であつたこと、及び師範生と寄宿舎問題は第一師範のところ述べて通りである。

本校では曩に述べた通り、生徒の自治自動を勸奨し、劃一の殻を破つて個性の伸展を期してゐる。時代に即し個性に即する訓育手段たるに間違はない。しかし凡ての事、利害得失相伴ふもので、その純なるものはぐん／＼個性の伸展を見ることが出来るが、その或る者は放縱不羈の弊に陥り易いことになる。生徒訓育の苦衷は實にここに存するのである。

ホ 訓練的作業 徹底的にやつてゐる。殊に創立後日淺く、校の内外整理と整頓とを要する時なので豊田校長の時代、校長自ら陣頭に立ち職員生徒一致協力して校庭芝生の移植など今に話頭に上る題材である。

之を要するに本期、五年間の第二師範は孜々として學風の樹立と其實動に邁進した様子が窺はれる。

ホ 學校長 初代校長として京都府女子師範學校武井悌四郎本校長に轉任、大正五年九月武井校長大阪に轉じ、山口縣山口師範學校長豊田潔臣本校長に轉任本期を終つてゐる。

(本校の附屬小學校は本期中に於ては僅かの期間に過ぎないから次期に於て創設の時からのことを述ぶることとする)

第七節 實業教育

甲 全國狀況

一 實業教育費國庫補助法 大正三年三月政府は法律をもつて「實業教育費國庫補助法」を公布した。之れは明治二十七年制定のものを補足整理したものである。新法によれば實業教育を奨励する爲に國庫は毎年豫算を以て定むる所の金額を支出し、主務大臣は其の金額の範圍に於て、奨励上必要ありと認め公立實業學校に對し補助金を交附するのである。補助金は臨時の分を除く外三ヶ年をもつて一期とする。

二 規定の改正と實業教育の發達 本期に於ては規定の改正は餘り無かつた。明治四十四年に「甲種程度ノ實業學校修身教授要目」を定めて、實業學校に於ける德育重視の傾向を促したことや、大正五年に「水産學校規程」が公布せられたやうなことが其の主なるものである。此の「水産學校規程」の公布を初めとして順次實業諸學校の規定が改正されたのであるが、それは皆次期に屬することであるから其

の項に於て詳述することとする。

實業教育は逐年發達して來た。次に各種の學校の數だけを揚げて其の概況を示すことにしよう。

一般實業學校

年次	工業學校	農業學校	水産學校	商業學校	商船學校	徒弟學校	合計
明治四十年	三二	一六六	一四	七一	一〇	七六	三六九
四十一年	三三	一八四	一四	七八	一二	八二	四〇三
四十二年	三五	二〇五	一五	八一	一二	八八	四三六
四十三年	三六	二二二	一七	九〇	一二	一〇四	四八一
四十四年	三四	二四一	一五	九七	一二	一〇八	四〇〇
大正元年	三六	二四九	一五	一〇〇	一二	一〇八	五一九
二年	三五	二五三	一六	一〇三	一二	一一三	五三一
三年	三五	二五五	一三	一〇八	一一	一一九	五四一
四年	三六	二六三	一二	一〇六	一〇	一二二	五四九

年次	工業補習學校	農業補習學校	水産補習學校	商業補習學校	商船補習學校	其他の補習學校	合計
五年	三六	二七三	一一	一一二	一〇	一三〇	五七二
六年	三六	二八一	一一	一一二	一〇	一三一	五九〇
七年	四〇	二八三	一一	一二七	一一	一三六	六〇八

○實業補習學校

年次	工業補習學校	農業補習學校	水産補習學校	商業補習學校	商船補習學校	其他の補習學校	合計
明治四十年	二二七	四、四〇七	九四	一九〇	一	四、九一九	
四十一年	二五二	四、一八五	九七	二一五	二	四、七五一	
四十二年	二九四	四、五四一	一二五	二三〇	二	五、一九二	
四十三年	一六一	四、五九二	一一一	二〇一	一	六、一一一	
四十四年	一六七	五、〇六一	一一一	二一三	二	六、七四〇	
大正元年	一九九	五、五三〇	一二八	一九七	一	七、三八六	
二年	一七四	六、〇三三	一二七	二〇三	一	八、〇一五	

三年	一七〇	六、一〇〇	一二九	二二三	五	一、七二六	八、三四三
四年	一六八	六、五二八	一四一	二二一	一	一、八四八	八、九〇七
五年	一六一	七、〇六三	一四二	二一九	一	二、一一一	九、六九七
六年	一三三	七、九〇八	一四一	二三九	一	二、三五九	一〇、六八一
七年	一四六	八、八二七	一四四	二七一	一	二、八二三	一一、二二二

乙 本縣狀況

一 概説

實業學校規程改正 文部省に於ては大勢に影響する様な改正は一度も無かつたので、本縣の關係法規にも亦特筆すべき改正を見出さない。ただ從來各學校の學則が區々別々であつたから、校數漸次増加するに随つて之を統一整理する必要起り、其の意味に於て各學校共通的に休業日、學期制、實習、授業料等に關し數回に亘りて少し宛改正した。又經濟狀態の變動に伴ひ職員の旅費の増加支給手續等に就き少しばかりの改正が行はれた。

内容の大觀 矢部農業、市立工業、菊池東部實業、鹿本農業、御船實業の五校が本期中に設置されて實業教育興隆の狀況を示してゐる。此の頃の教育内容はまだ中々十分とは言はれぬ。勿論日露戦争や大逆事件等の影響等もあつたであらうけれ共、本期の前半に於て實業學校の記録に不面目な事件の記事が残つてゐるし、又後半期世界大戰頃にも面白からぬ記録が残つてゐる。之等は獨り本縣のみの事象ではなかつたと見えて、文部省は訓育振肅に着目し明治四十四年訓令を以て「甲種程度の實業學校修身教授要目」を制定し當務者の留意を促してゐる。本縣は之に應じて縣下各實業學校長に其の教授細目編制を命じ、併せて訓育の徹底を要求してゐる。

形式の擴張 校舎實習室等の増築、校地實習地の擴張、別科附設等は此の期に於ける各學校の通勢である。之より見ても本期はまだ諸事整理、間口取擴げ時代とも言ふべきであらう。

徒弟學校の廢止 人吉及來民の工業徒弟學校は本期に於て廢止されたが、之は全國的通勢であつたと見えて、文部省に於ても大正十年一月徒弟學校規程を廢止した。

補習學校關係法規 實業補習學校規程は勅令を以て明治三十五年に發布せられたが、運用の妙を望む爲に同規程は極めて簡單で自由裁量の余地を多分に與へてゐた。従つて本縣に於ても成るべく之の趣旨に副はんが爲、事務管捷を旨として法三則に約する様な改正を數回行つてゐる。然しながら余りに自由寛容であり簡單無碍であつた爲に其の眞意が了解されず、補習教育は總べて極低度の實業教育であると誤解したり、補習教育は青年夜學位で十分事足りるものと勘違ひをしたり、又補習學校を設置すれば高

等小學校は不用であると思つたりする様な傾向が現はれたので、當局は其の指導教育に随分骨を折つた様に見える。補助金を改めて助成金として成績優良なる補習學校の出現を企圖したのも此の時であつた。本縣の指導獎勵 大正時代に入つてから、縣は毎年の郡市視學會議及郡市長會議に於て、或は訓示し或は指示し或は協議を重ねて、大に此種教育の普及發達に努めた。更に師範及縣立實業學校長に意見を求め、又は本縣教育會に其の振興案を諮問して之が普及と内容の充實とに大に力を致した。時勢の進運と前述の様な指導獎勵とによつて、補習教育は本期に於て漸次普及發達するに至つた。然し大体から言へば本期はまだ準備時代であつて、本當の普及發達は次期に於て見らるゝのである。

二 各學校狀況

明治四十一年縣は諸學校管理上の統一を計り、又必要なる條項を削除し、及び成るべく學校長の自由裁量の余地を多からしむるの目的を以て一齋に學則を改正した。其後明治四十三年には夏季休業冬期休業の延長に就き、四十五年には學期の範圍休業日延長入學手續等に就き、大正三年には夏期休業中の實習及夏休み前後の短縮教授等に就き五年には二學期制を三學期制に又教科課程教授時數等に就き夫れ必要な改正を行ふた。

授業料値上げ 明治四十二年に貳拾錢宛、大正二年には參拾錢宛の増額があつた。

前述の事は主として縣立實業學校の狀況であるが、縣立に非る郡市町村立又は組合立の實業學校も之

に續いて略同様の改正をした。

旅費増額 國勢の進展と經濟狀態の變遷とによりて物價は漸次騰貴し、俸給生活者の苦痛は追々加はつたので、縣は明治四十四年三月規程を改め縣費支辨の學校職員及組合立學校職員の旅費額を増加した

1 矢部農業學校設置

設置認可、明治四十四年三月三十日文部大臣の認可

校 名 熊本縣上益城郡濱町外六ヶ村組合立矢部農業學校

定員百二十名、乙種程度、修業年三ヶ年で尋卒を入れる。授業料金貳拾錢、大正三年四月病虫害科法制經濟科の二科目を加設し地理及普通作物の教授時數を増し、大正四年二月敷地を擴張した。

學校長 自明治四十四年 至明治四十五年 北口慶藏 明治四十五年より 橘源藏

2 熊本市立工業徒弟學校設置 附 他託郡立工業徒弟學校廢止

明治四十四年三月限り他託郡立工業徒弟學校を廢止し、全年四月より熊本市立工業徒弟學校を設置するの件は兩者に對し夫れ夫れ認可の指令があつた。此の件は兩者の意志一致した結果であつて、熊本市が經營繼承の任に當つた譯である。されば熊本市に對する指令には前者の殘留生徒編入の條件を附してある。次に掲ぐる公文は善く之の間の消息を語つてゐる。

○ 工業徒弟學校設立稟申ニ付副申

本縣熊本市ニ工業徒弟學校設立ノ義別紙稟申候處右ハ別途及進達置候通り他託郡立工業徒弟學校ヲ

本年三月限廢止ノ義稟申ニ付之ヲ繼承經營スルモノニ有之校地校舍並ニ教授用器械器具標本等ニ至ルマデ總テ現在飽託郡ノ所有ニ屬スル分ハ其儘無代讓與ヲ受ケ尙現在飽託郡立工業徒弟學校生徒ニ

シテ來三月マデ卒業セザル者ハ全部之ヲ熊本市立工業徒弟學校ニ收容スルコトニ双方協議相纏リ居候尤熊本市ニ於テハ徒弟學校設立ノタメ小學校ノ教育施設上ニ何等妨ナキノミナラズ此種學校ノ設立ハ同市ニ適切ノ施設ト認メ候ニ付本縣ニ於テモ右設立御認可ノ上ハ其學校經費ニ金貳千圓ノ補助ヲナスコトニ縣會ノ決議ヲ經居候次第ニ付速ニ御認可相成度此段副申候也

明治四十四年 月 日 知 事

文 部 大 臣 宛

新學則の要點

- 木工科塗料工科金工科竹工科の四科とす。
- 修業年限竹工科は一年他の三科は各三ヶ年とす。
- 卒業後一ヶ年間は練習生として尙居残る事を得しむ。
- 定員は各科を通じて八十名、尋卒を入學せしめる。
- 授業料を徴收せず、寄宿舎も設けた。
- 學校に顧問及商議員を置いた。



熊本市立工業徒弟學校

大正二年四月學則改正 之は定員増加である。本年度よりは市内新町なる元縣立商業學校跡に移轉したから校舎も十分濶澤であるし、且つ又入學志願者も漸次増加の傾向があるので、從來の定員八十名を百名に増加した。

校名改稱 大正六年三月廿日熊本市商工學校と改む。

學校長 明治四十四年創立、校長事務取扱市視學兒崎爲槌、全四十五年—大正二年 宮本金七、大正三年—大正七年江野澤龜吉

自明治四十四年
至大正三年 市立工業徒弟學校の情况

當時の學校長 (文部省社會教育官) 宮 本 金 七

熊本市立工業徒弟學校は、元飽託郡立として存立したものを明治四十四年度から熊本市がこれを引き受け、組織を改め陣容を新にして振ひ立つたのである。即ち時の市長辛島格氏は、軍人と學生で有名な熊本市に、木材工藝の生産業をも培養しやうとの考の下に塗工科、家具科、及び建築科の三科を置いて、修業年限三ヶ年の工業徒弟學校を設けられたのである。

名市長辛島氏は當時の有力者である吉永爲巳氏、千田一十郎氏、古川常記氏、園田郭六氏其他數氏を擧げて本校商議員會を組織して、學校經營上の實際化に助力された、例へば製作品販賣場の特設、製品材料費の累加使途の特別法や先進地方の特別の視察杯にまでよく骨を折られた、また當時の視學兒崎爲槌氏も熱心な指導者であつた

休軀を節々學校まで運ばれたものである。

その當時の校舎は、本山村にあつて舊藩士の宏壯な邸宅を利用し、他に工場を増築して實習場に充てたものであつたが、先生方は若く生徒諸君は新しく學校は勤勞主義をモットーとして文字通り働いたものだ、今想ひ起しても當時全部に漲つた勤勞健闘の氣分が全身に躍動するを覺える。本校の製作品には丈夫と安價とは定評であり、圖案意匠の點に於ても相當垢ぬけしたものが出來た。財閥教諭の膳椀菓子器等の塗物は定評の動かぬ所、これに吉野教諭の蒔繪、秋山教諭の箆笥茶棚等は東京直仕入の新型で而かも堅牢、増山教諭の建築は規律ある統率の下に能率ある工程をしたものだ、先生も生徒も居残り實習殘業杯は常習の茶飯事であつた、こんなときのお茶受けによく馳走されたサツマ芋の丸蒸の味は今尙忘れることが出來ない。年に一度の展覽會は呼び物であつた丈けその準備には随分骨を折つた、重立つた生徒と先生とは一ヶ月程は毎夜夜業を續けられ、いよ／＼切迫すると徹夜されることさへ稀れではなかつた、しかしいよ／＼展覽會の當日となると門前市をなして、製品は飛ぶやうに捌け更に同種の注文に忙殺されると云ふ有様であつたから、前の苦勞は全く慰されて却て手柄話に花を咲かすと云ふ有様であつた。

しかし本校の指導は實習計りではない、實習を主体として、それに關連して必要な工作法や設計製圖、意匠圖案等にも力を加へ更に勤勞作業を通して人間の修養と云ふことには特に骨を折つた積りである、また一面遊ぶこともよく遊んだ、毎月一回は必ず遠足旅行をした、海は百貫石の潮干狩に、山は七瀧廻りや金峰山の兎狩杯今尙忘るゝことの出來ない愉快さがある今に私の宅を訪ねる當時の生徒の話題は遊ぶことの好きな若い校長であつたと云ふことである。

かく先生も生徒も一家族のやうに、和氣霽々のうちに精進したから内容も充實し校舎の狹溢を告げるに至つて大正二年の夏には藤崎臺下の今の校地に移轉することゝなつた、そのときの生徒達の喜びと満足は例へやうがなかつた、移轉に要する人夫手間は全部生徒で引受け、本山から新町まで長い道中を校具備品の全部、製作品や諸材料の總てを車に満載して嬉々として運ぶ有様は、桃太郎の凱旋そのまゝの風景であつた。

新校地に移つてからは校舎の廣いのに小躍りして教室の整頓實習場の整備につとめ内容の充實に努力すると同時に製品の陳列場を設け又は象嵌塗仕上等の講習會を開いて同業者との連繫を圖つた、また校友會に擊劍、柔道部を加へて遊ぶことを忘れなかつたのも思出の一つである。私は四十四年の四月赴任し大正三年二月大阪府立今宮職工學校の新設と同時に轉任したものであるが當時先輩各位から多大の御庇護を蒙つた點に對し今尙感謝してゐる次第である。

3 菊池東部實業學校設置

前身 明治三十九年大津町外七ヶ村學校組合立合志東部農業補習學校として設立。尋常小學校卒業者にして年齢十二才以上のものを入學せしめ、修業年限二ヶ年であつたが、大正二年四月より高等小學校(二ヶ年)の卒業者を入學せしめ、修業年限を一ヶ年に改めた。越えて其の翌年即ち大正三年三月には次項の學校を設立する爲に之を廢止した。

本校 大正三年四月菊池郡大津町外七ヶ村學校組合立菊池東部農業學校設立。今其の學則中の要點を摘出すれば、

○前置 菊池郡大津町校舎は大正三年度四年度を以て全町内に校地を選定して建築する豫定なるが、其れまでは組合立高等小學校の一部を假用す、

○乙種程度 修業年限三ヶ年、定員二六〇 尋卒を入學させる。

○ 別科を置く 期間一ヶ月、募集人員教科目授業時間敷開設年月日等は其都度校長に於て適當に定める。



菊池東部實業部學業馬耕實習狀況

敷地移轉と新築 本校は是まで大津町内に在つた合志東部高等小學校々舎の一部を假用して教育してゐたが、豊肥鐵道の敷設の爲校地と實習地の一部を割かれたので、大正三年十二月大津町の西端大字室字南出に校地を選定した、新校地は町の西端縣道の北部高地に在つて、前面には近く水田を有し、左右は畑に連り、後部は丘陵となつて眞に理想的の校地である。此所に工費八千有餘圓を投じ總建坪二八九坪七五の校舎を新築し、大正四年四月より新校舎に引移つた。

大正七年十二月の學則改正 別科の修業期間一ヶ月を一ヶ年に延長して、一月二月三月の三ヶ月は生徒を學校に召集して學科を教授し、四月より十二月迄の九ヶ月は主として各家庭に在りて實習をなさしめ、此の間教師は常に生徒の家庭を巡りて實習の指導を與ふる事にした。但し九ヶ月の實習期間中でも、時々必要に應じ短日時を限りて學校に召集し一齊指導を與へたり、印刷物配付

によつて注意を與へたりして、家庭と學校との連絡を密接にし、且つ其地方に適切なる農事の指導を與ふる事にした。此の改正は本校を特色着けるに余程な有効であつた様に思はれる。特に園藝方面には著しい効果を現はすに至つた。

學校長 自大正三年至大正六年松島茂、自大正六年全年中合志茂市、自大正六年至大正七年辛島臺作

菊池東部實業創立狀況並其後ノ盛衰狀況

菊池東部實業 後 藤 安 治

一 我校の誇 若し君が一番良ひと思ふ學校はと問はれたら菊池東部實業を示すに躊躇せない。之は自惚でなく信ずるからである、私が始めて農業教育に従事した處であり、今日迄の半生を導ひた師となるべき一木一草の育てる地である。學校は組合立として明治二十年以來、高等小學からの歴史を有し、集まる生徒は自然が生んだ勤勉質朴農村の前途を擔ふ素質の所有者である。校運は時に死線を超へた苦境を凌ぎ努力の結晶による教育の特色を發揮し時勢の要求と共に動き一步一步發展の刻みを深めつゝ生長し來つて居る。校の内外職員生徒は一致和合家庭的である此間に私は最善を信じて、生徒から、環境から時勢の動きから、教育勅語の御精神により事に當つては軍人精神を以て無意識的に働かされて來た。之因縁深き學校の記事を書けとの命であります書けば全部が平凡であることを御断りします。

二 創立より今日に至る我校の概況

イ 設備

創立當時

現在

始めと現在の比較

建物	六棟	十二三六坪
耕地	七反	十六棟
山林	七町	一、〇四〇坪
實習地		五町三反
		三十七町

ロ 職員、生徒、經費 其他

年 度	職 員	生 徒	經 費	卒 業 生	記 事
第 一 期 創 立 大 正 三 年	一〇	二二〇	五、八二五	一一	○ 學校長 松島茂
一 時 代 四 年	九	一九三	五、〇五一	一二	○ 合志東部高等小學廢校三年三月卅一日農業學校ニ變 更四月一日開校
一 時 代 五 年	七	一一二	四、二〇五	三七	○ 四年八月新校舍落成移轉
第 二 期 第 一 時 代 六 年	六	六五	三、七八一	二〇	○ 學校長 辛島臺作
第 二 期 第 二 時 代 七 年	七	九八	五、二三七	二三	○ 各村高等科併置成リ生徒激減將ニ組合解散ニ瀕セン トスル最苦境時代ハ數字ガ証明スル
第 二 期 第 三 時 代 八 年	七	九四	六、九四〇	二一	○ 學校長 竹尾守

第 三 期 第 一 時 代 九 年	第 三 期 第 二 時 代 十 年	第 三 期 第 三 時 代 十 一 年	第 四 期 完 容 内									
九	九	一〇	十二	十三	十四	十五	昭和 十六	昭和 十七	昭和 十八	昭和 十九	昭和 二十	昭和 二十一年
九	九	一〇	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
九七	八七	一〇九	一三九	一七九	一五〇	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七
一〇、七一七	一三、〇六七	一七、四九七	二四、二四七	二四、九一〇	二七、六四三	二八、〇〇八	二九、九〇四	三〇、九〇四	三〇、九〇四	三〇、九〇四	三〇、九〇四	三〇、九〇四
二七	三二	三二	一九	三三	三三	三三	四一	四二	四二	四二	四二	四二
○ 竹尾校長ニヨリ更始一新ノ機ヲ生ミ實習中心勤勞教 育ノ方針確立、農具農場整理ニ努力	○ 十一年女子部併置實業學校ト改稱農村女子教育ニ貢 獻	男子研究科女子専修科ヲ設ク	○ 學校長 友添佐一	○ 専修科第一回卒業	○ 女子本科第一回卒業	○ 卒業生記念林植樹ヲ始ム面積二十町歩	○ 御大典昭和園開墾完成面積四反半果樹園トナス					

備考 昭和四年よりは第五期として將に開花時代に入るべく校舎の増築内容の充實に一層の努力をなす機計が進められてゐる。

三 創立及其後の盛衰状況に關する所感

第一期創立時代に就て

義務教育延長方針に伴ふ高等科併置の氣運は高等小學を廢するに當リ之を女學校か農學校かの二説が出た、調査の結果女學校は生徒の募集難、農學校に決定、直に高等小學校其儘の生徒校舎を引直したから數は多いが農業に志

さぬ者が多数である、四年八月新校舎新築移轉の年には各村高等科併置成り各村から生徒を引取つたので急に入學生は減少した、學校の成績は認められて居らず評判は直に數を以て苦境を生んだ、移轉當時の實習地は田四反畑三反位馬一頭、推肥舍なし、農具不完備の貧弱さであつたが只農場の作物が設備と考へ努力した。

第二期苦境時代

入學生は益々減少する只江藤陳内校長は男子高等科を不可とし農學校に共鳴し高等科を置かず全部入學せしめたので當時陳内校出が多数を占めて居た。一般の輿論は甚だ不人氣で職員は學年末から毎夜生徒勧誘に出掛けた、組合議員は各村二名宛居るから一人で二名宛勧誘し各村四名宛の受負決議を亀井郡長から提案された程の事もある。二三の町村は會議毎に解散を主張されて居た。此際農學校の特色を發揮せざれば學校の運命に關するので極力實習中心で教育した。生徒は之様に鍊はれるなら明日から來ん、さうすれば學校は倒れる等放言する者さへあつた、かゝる小言は一切取上げず全部退學しても本氣な生徒一人が大切と思ひ益々實習中心の度を強め教育した。其結果一日と生徒は家庭に於ても勤勉となり百姓の子は農學校に限ると云ふ事になり自發的入學者を増すに至つたのは大正八年頃からである、若し此際生徒の悦ぶ軟教育を施したら一も取らず二も取らずの學校となり終つたと思はれま

第三期基礎確立時代

竹尾校長を迎へ、實習中心主義、勤勞教育の方針が確立し農村は男子より女子教育の必要を認め、女子部を併置し豫期以上の好評で地方との連絡信用一層高まり校運は愈々向上し、校風は緊張し茲に今日の基礎をなすに至つた惜しいかな竹尾校長は家事の都合により退職郷里折尾に歸られた。

第四期内容完成時代

十二年友添校長の來任、寛容の中に嚴。經營妙を得地方との融和一層密となり、評判は評判を生むの例に漏れず

聲價は日一日と高まり、村の高等科は廢するも實業學校の費用は惜まぬ、町村長は縣移管による費用の節約より、組合立として地方の特色を失ふを憂ひ負擔を惜まぬと主張されて居る。現在組合内志願者を收容し得ざる程なるに更に組合外志願者多く昔は勧誘して入學させたものを依托料年四十圓也を徴し試験の上許可する様になり、現に男女合せて郡縣外より十余名に達して居る、之は即ち本校が農村教育に適切なることを證明する保證金納入者と見るも敢て差支へないことと思ふ。

4 鹿本農業學校設置

設置認可 大正三年十二月七日付を以て、熊本縣鹿本郡山鹿町外十七ヶ町村學校組合立鹿本農業學校設置の件認可、全四年四月より授業を開始した。本校創設に關する事情は學校組合長の提出したる次の稟申書に明である。

○ 乙種農業學校設置ノ儀ニ付稟申

本郡ハ一般農業地ニシテ普通農業ハ勿論副業トシテ養蠶製茶殖林ノ業亦盛ナリ隨テ當該實業ノ發展ニ關シテハ農政上各種ノ方面ヨリ誘掖指導サレツ、アリシト雖未ダ以テ根本的且地方適切ナル教育ヲ施ス學校ノ設ケナク郡民ノ常ニ遺憾トスル處ナリ然ルニ本組合ハ從來單ニ高等小學校ノ組合ニテ本校四分教場一ヲ經營シ來リシモ時世ノ進運ニ伴ヒ高小等小學ハ組合町村ノ各尋常小學校ニ併置シ之ニ代ユルニ實科高等女學校及實業學校ヲ設置シ時代ノ要求ニ應ズルヲ以テ適當ノ施設ナリトノ議起リ終ニ明治四十五年三月五日組合共同事務及規約ノ變更ヲ爲シ實科高等女學校ハ既ニ全

年四月設置シ高等小學校ハ全年四月ヨリ大正三年三月ニ涉リ各町村ニ併置ヲ了スルト同時ニ全部廢止シ茲ニ漸ク實業學校設置ノ機運ニ到達シタルヲ以テ大正三年度、乙種農業學校ヲ設置シ諸般ノ準備ヲ了リ大正四年四月ヨリ開校ノ儀本組合會ニ於テ議決致候條御認可相成度別紙乙種農業學校設置ニ關スル調査事項相添ヘ此段稟申候也

學則要點

- 位置 鹿本郡大道村大字方保田字後原
- 乙種程度 修業年限三ヶ年普通農事
- 定員百二十名 尋常小學校卒業者を入學せしむ

開 校 大正四年四月校舎の新築を終り、直に授業開始

増 築 大正五年十二月寄宿舎養蠶室等の建築竣功、

學則改正 大正七年三月學則を改正して全年四月より別科を置く事とした。

學校長 初代校長森川藤八は大正十年迄勤続、其の効績大に見るべきものがあつた。

5 御船學校學校設置

設置認可 大正五年十月七日付熊本縣上益城郡立御船實業學校設置の件を認可された。

學則の概要

- 位置 上益城郡御船町字町園 乙種程度 修業年限は一年一月
- 定員 四十名 高等小學校（二ヶ年）卒業者にして年齢十四年以上の者、而も六ヶ月以上農業に従事したる經歷ある者

○ 學年 學年は十一月一日に始り翌年十一月卅日に終る。

○ 學期 在學全期間を二學期に分つ。第一學期は十一月一日より翌年四月卅日迄。第二學期は五月一日より十一月卅日迄

○ 學科 修身・國語・算術 作物・土壤・肥料・病虫害・蠶業・畜産・農産製造・林學・經濟法制・實習としてゐる。

開 校 大正五年十一月一日より開校差當り元上益城高等小學校々舎の一部を用ゐた。

學校長 創立より 副島儀作

6 組合立菊池農業學校

設立者及校名變更 元菊池郡立北部農業學校と稱してゐたものを、明治四十一年六月町村組合立に變更し、隈府町外十一ヶ村組合立菊池北部農業學校と改稱し後復大正二年組合立菊池農業學校と改めた。

學則變更 明治四十三年七月修業年限三ヶ年定員百五十名に改めた。

位置移轉 組合立菊池高等小學校を廢止し、其の跡に本校を移轉し、高等小學の兒童は全部本校に收容した。之大正四年六月である。

學校長 自明治三十六年九月 至明治四十年五月 高田五郎 自明治四十年五月 至全四十二年四月 瀬上逸次
 自明治四十一年六月 至全四十二年五月 古江 透 自明治四十二年十月 至全四十五年六月 新居鶴藏
 自明治四十五年六月 至全大正四年三月 田原隆義 自大正四年四月 至全七年十一月 中原義臣

7 人吉工業徒弟學校の廢止

徒弟學校教育内容 徒弟學校の經營は余程困難なる點が多い。設立者は多くは貧弱なる町村か又は町村組合かであり優良なる教職員を招致する事は種々の關係上中々困難である。入學する兒童の家庭は多くは貧弱で、兒童の素質もよくないのが少くないし、修業年限は出来るだけ短くせねばならぬ事情が多い。即設備も教員も兒童も家庭も皆貧弱であるのに、其れで成績を挙げねばならぬとは少し無理の様に思はれる。而して成績の擧らぬ場合結局到達すべき所は廢止の運命である。今當時の教育内容の一斑を窺ふ爲に、明治四十三年に於ける視察委員工學博士中澤岩太の人吉視察復命書中要點若干を示さう。

(人吉工業徒弟學校) 本校ハ一ノ徒弟學校ナレバ全部ノ教員ニ向ツテ其資格ヲ強フル能ハザレトモ、普通學科目ノ授業ニハ成ルベク正教員タル資格者ヲ以テ選任セラレンコトヲ希望ス。而シテ現今普通學科目ノ授業ニハ高等小學ノ教科書ヲ使用セリ。

實習指導ノ教員ハ資格者ニアラズ一名ハ山中村二名ハ金澤市ノ出身ニシテ何レモ石川縣人ナリト云フ。宜ナル哉本校生徒ノ製作品ハ凡テ加賀國中温泉ノ産物ニ酷似セル所アリ。蓋シ人吉ノ地タル山中ノ狀勢漸ク相類似セル所アレバ此ノ傾向アルヤ不可ナキモノナラン乎。

實習製作ヲ視ルニ木工科、指物科ニハ日常ノ手箱煙草盆等ヲ造ラシメ殊ニ髹漆用ノ生地ヲ造ルニ勉メ挽物部ニハ丸盆椀ノ類ヲ以テス。而シテ。漆工科ノ髹漆部ニハ彼ノ指物、挽物部ニ於テ調整セル製作品ニ塗漆ヲ施シ多クハ山中又ハ輪島風ニ之ヲ仕揚ルコト、ス。蒔繪部ニハ僅カニ一名ノ生徒アリ。金澤風ノ蒔繪ヲ實施セシムレドモ未ダ振ハザル狀態ナリ。

之等事業ニ關スル講演ト夫ノ實習ニ關スル順序ハ普通ニ行ハルル方法ニシテ特ニ可否ヲ指摘スベキ點アルヲ認メズ。

土地ノ狀況ニ比シテハ學校現今ノ成績ハ寧ロ佳良ナリト云フベキナリ。

卒業者ハ創業以來三十一名アリ。其中ノ一部ハ尙ホ學校々舎ニ於テ實習ト同様日々實地ノ業作ニ從事シテ共同作業ヲ行フ。而シテ郡長及校長ハ夫ノ材料購入ヨリ製品販賣ニ至ル迄詳細ニ監督シ卒業者一名ノ收入八月ニ十五圓乃至二十圓アリト云フ。之レ即チ本校設立ノ目的トシテ漸ク實業ノ發芽ヲ見ルモノナラン乎。

學校ト土地ノ實業

此ノ地ハ元相良藩ノ領地ニシテ山間ノ一鄙地ナレバ物産トシテハ木炭ト木材アルノミ。而シテ之ヲ利用スルノ工業トテハ更ニ著シキモノナキヲ以テ今ヨリ數年前徒弟學校ヲ創設シ木工ヲ教奨シ之ニ多少ノ髹漆ヲ行ヒ以テ土地ノ一物産タラシメント欲望セリト云フ。

然ルニ近來各地ノ挽物業者ハ人吉附近ノ山中ニ小屋ヲ造リ盆椀等本地ノ荒挽ヲ行フモノ年々増加スルノ趨勢ヲ致シ爲ニ本校卒業者ノ中ニハ或ハ之ガ補助トナリ或ハ自ラ其業ヲ營ムモノアリ。爲ニ挽物分科ニ入學ヲ希望スルモノ漸次増加スルノ傾向アリト云フ、斯ノ如ク本校ノ目的ハ土地ニ新事業ヲ起サントスルニアレバ其責任ハ大ナリ、創業以來日尙淺キヲ以テ卒業者モ一ノ青年ニ過ギズ、而モ其數ニ於テ尙僅々タレバ未ダ一物産ヲ開展スルノ運ニ至ラザレドモ停車場ノ附近ニハ一ノ店頭ヲ設ケ製作品ヲ販賣スル等聊カ形勢ヲ造レルモノ、如ク本校設立ノ目的ハ着々トシテ順路ヲ失ハズ益々進行セントスルモノト云ツテ可ナラン。今若シ此ノ來歴ヲ顧ルコトナク突如トシテ學校ノ成績ヲ批評センニハ或ハ教育ノ實力ニ於テ充分ナラザルト生徒ノ製作ニ於テ尙注意ノ足ラザルモノアルハ免カレサレドモ土地ノ狀況ニ照ラシテ之ヲ察スルニ學校ハ土地人士ノ要求ニ對シテ適當ナル所置ヲ探レルモノト云フヲ得ベケン。

然リト雖モ徒弟學校トシテハ永久此儘放置スベキモノニアラザルベシ。實業ノ發達ト夫ノ氣運ニ伴ヒ更ニ教員ヲ改選シ設備ヲ完整シ益々事業ノ進行ニ勉ムベキモノナラン。

廢止 大正四年四月六日文部省より廢止認可があつた。廢止の理由は當時の廢止申請書に副申した

知事の次の公文書によつて明かである。

管下球磨町立人吉工業徒弟學校廢止ノ件ニ付當該管理者ヨリ別紙ノ通及稟申候處同校ハ稟請書ニ示スガ如ク種々校運ノ隆昌ヲ計リシモ入學志望者極メテ少ク卒業生ノ如キモ總計僅ニ五十余名アル而已之ヲ最近三ケ年度ニ徴スルニ平均五名ニ過キズ然ルニ年々ノ支出經費凡四千余圓(内郡費約二千圓)ナルヲ以テ卒業生一名ニ對シ正ニ八百余圓(内郡費約四百圓)ノ巨額ヲ要スル儀ニ有之候而モ右卒業生ニシテ現ニ工業ニ從事スル者僅々十余名其成績亦一般ノ徒弟ニ比シ特ニ優良ナルモノアルニ非ズ爲ニ年來屢々全校廢止ノ儀起リシガ漸ク命脈ヲ保持シテ以テ今日ニ至リ候要之入學志望者ノ寡少ナルト郡經濟緊縮ノ要求ト相俟テ茲ニ大正四年度全校經費全部ノ削除ト相成リタル次第ニ候然レドモ此際特ニ本校ノ將來ニ關シ從來支出經費ニ倍從スルノ額ヲ投シ以テ校舍ヲ改築シ或ハ最新式ノ學校ニ則リ内部設備ノ成ヲ圖ルト同時ニ一而ニハ高級ノ優良教員ヲ招聘シ教育ノ内容充實ニ努ムルニ於テハ或ハ校運ヲ挽回シ相當ノ成績ヲ擧クルコトヲ得ヘント被存候モ斯ノ如キ多額ノ經費ヲ支出スルハ該郡現下ノ經濟上到底忍ビ得ザル所ニシテ乍遺憾之ヲ廢止スルノ不得已義ト被認候依テ全校ハ明治三十六年以來ノ歴史ヲ有シ且ツ未ク國庫補助繼續期間中ニ屬スルニモ不拘前記ノ事情ニ據リ特ニ廢止御認可相成度別紙稟申書進達此段及副申候也

追申 稟申書中生徒處分ニ關シ(學資補給云々)トアルハ郡費補助ニ係リ其月額約三圓乃至五圓ヲ補給スルノ謂ニシテ又(他ノ同種學校云々)トアルハ管下熊本市工業徒弟學校ニ轉校セシメントスル義ニ有之候

學校長 本期に入つての學校長は中山準太郎であるが、同人は廢校の時まで勤続してゐる。

8 來民工業徒弟學校の廢止

振興策を講ず 明治四十三年五月には元來民小學校跡に移轉し其の舊校舍を使用してゐるから、此の種學校の校舎校地としては可なり立派なものであつて、大に氣勢を擧げ振興策を講じたのである。其の

年の八月には學則を變更し晝間教授の外夜間教授も開始してゐる。創立以來大正二年までは町長が校長事務取扱をしてゐたが、大正三年には來民小學校長を兼務校長に命じ設備經費等種々工夫し、教育實務者も奮勵努力したが、各種の事情と時勢の變化とに押された校運は、益々下り坂となつて遂に廢止稟請の擧に出るの止むなきに至つた。當時の狀況は次の副申が雄辯に物語つてゐるから此所に掲げよう。

工業徒弟學校廢止ノ件副申

管下鹿本郡來民町立工業徒弟學校廢止ノ義ニ付同校管理者ヨリ別紙ノ通稟申候處該校ハ稟申書ニ示スガ如ク入學生徒年々遞減シ卒業生ノ如キモ大正元年ニハ十一名アリシカ全二年ニハ四名トナリ全三年ニハ僅ニ二名ト相成リ縣郡當局ニ於テモ種々ノ方法ヲ講ジテ校運ノ隆昌ヲ圖リシモ依然トシテ不振ノ狀況ニ有之剩ヘ今回國庫補助ノ停止トナリテ益々維持困難ヲ來シ爲メニ廢校ノ不得已次第ト相成候尤生徒處分ニ開シテハ家事故障ノ爲ニ廢學セントスル者ニ對シテモ成ルベク高等科ニ轉學方勸誘ヲ加ヘ且又來學年度ヨリ同町立尋常高等小學校高等科ニ手工科ヲ加設シ以テ該町工業ノ進歩ニ資スルノ計畫ニ有之候條右工業徒弟學校ニ對シ速ニ廢止ノ御認可相成度別紙進達此段及副申候也

文部大臣宛

知事

廢止 右の如き状態であるから遂に大正四年四月廢止の認可があつた。

學校長 自創 立 校長事務取扱町長岩佐正武 自大正三年 至全四年廢止 來民小學校長續清人校長兼務

曩に飽託郡立工業徒弟學校も其のまゝでは校運漸次衰ふるばかりであるから、市に之を讓渡して組織と程度に大改正を加へた。謂はゞ實際上の廢止である。而して大正四年には人吉と來民との兩校が遂に廢校の運命に逢遭した。之を以て見れば本縣工業徒弟學校は大体に於て好結果であつたとは言へない。

9 熊本縣立商業學校

校舍移轉 明治四十四年四月七日京町本丁の新築校舍に移轉した。校地總坪數九、六〇二坪七五建物延坪數一、五七一坪。

學則改正 明治四十年四月擊劍科教授を始めた。全年七月夏期水泳科開始。全年五月柔道科開始。四十五年四月韓語科を廢して清語科を隨意科に改めた。

定員増加 明治四十五年二月四百名の定員を四百五十名に増加し同時に學科目課程及每週教授時數等につき改正した後復大正七年四月に至り教科課程表全般に亘りて多少宛の改正を施した。

學 校 長	自明治卅六年四月	至全四十年五月	山口 誠一
	自明治四十年五月	至全四十二年六月	鈴木 孫彦
	自明治四十二年六月	至大正二年二月	橋本 基一
	自大正二年二月	至全三年十月	澤村 秀雄
	自大正三年十月	至全五年十二月	原稜 威雄
	自大正五年十二月	至全九年九月	葛西 千秋

10 熊本農業學校

實習室建築 明治四十一年二月實習室二十坪新築

學則改正 明治四十二年五月學術研究の爲製造したる蠶種の配付を爲すの件に就き主務省の認可を得て學則を改正した。後大正六年四月教科課程教授時間數等につき一般的の改正を加へた。

學 校 長

	自明治卅九年八月	至明治四十二年二月	十時雄次郎
	自明治四十二年六月	至明治四十三年十一月	岡村猪之助
	自明治四十三年十二月	至明治四十五年三月	渡邊十三郎
	自明治四十五年三月	至大正二年三月	河手 恒三
	自大正二年四月	至大正三年八月	橋 彪四郎
	自大正四年八月	至大正十年三月	山崎 熊太

11 阿蘇農業學校

增 築 明治四十一年二月馬産室及牛舎増築。全四十二年五月教室及渡廊下等増築大正四年家畜病院四十坪増築。

學則改正 大正七年四月 森林科を農林科と改め、定員を農林科九十名、畜産科六十名と改め、又學科課程教授時數等の一般に亘りて多少の改正を加へた。

學 校 長 明治四十年四月百瀬葉千助學校長に任命され、大正十年六月まで永續してゐる。



阿蘇農業學校

12 球磨農業學校

學則改正 明治四十四年四月より別科を附置した。其の要點を摘出すれば

○ 修業年限一ケ年で蠶業を主とする。
○ 募集人員は其都度之を廣告し、修業年限二ケ年の高等小學校卒業者を入學せしむる。

右別科學則は其の翌年一部の改正を加へた。

増 築 明治四十年十二月家畜管理人並常備夫寄宿舎及堆肥舎増築。大正二年四月製茶室落成。大正六年三月平屋建寄宿舎落成。

學校長	自明治卅八年四月	至全卅九年三月	遠藤 万三 (心得)
	自全卅九年四月	至全 年六月	蠅崎知二郎 (事務取扱)
	自全卅九年六月	至全四十二年四月	齊藤謙吉
	自全四十二年六月	至全四十三年一月	山中壽彌
	自全四十二年三月	至大正五年十月	渡邊太郎
	自大正五年十月	至大正八年四月	柳川鑑藏

31 熊本縣立工業學校

學則變更 明治四十一年木工科金工科を建築科機械科に變更。

夜間講習開始 明治四十三年九月色染及木工業者の徒弟等に對し夜間講習を開始し、講師として木工科及色染科に各二人宛の教諭を任命してゐる。

増 築 大正二年九月染工場、大正三年九月機械工場一棟、全四年九月藍蒸罐室一棟増築

學校長 自明治卅一年四月創立至全四十四年五月茂呂信義、自全四十年九月至全昭和四年六月竹村得太郎

縣立工業學校在學當時の回顧

徳島高等工業學校教授

沼 正 治

明治四十一年の頃。校長は人格高潔の土、茂呂信義先生であつた。丁度現在の建築、機械、染色の各科が木工、金工、染工科と稱へられて居つたのを改稱した頃である。各科の科長は錚々たる人物で固めてあつた。其の頃から工業學校は他の學校に比べて入學難の聲が高かつた。

生徒の大部分が熊本縣人であつた關係か、氣風自ら豪毅撲訥稀に不品行の者があれば級全体で制裁を加へたものである。上級生に對する敬意を欠くものある時は、年中行事の一つ、所謂制裁の場合、上級生の前で酷しい鐵拳が加へられた。肥後の特色兎狩も中々盛んに行はれた。クラス會は大概寺を借つて、饅頭煎餅でやり、詩吟が主な余興であつた。

當時メンツ（辨當箱）が、瑛瑯塗の辨當箱に代らんとする過度時代であつた。アルミ製辨當箱は高價で寄りつかなかつた。洋服にしても。小倉地で新調するものは僅かで、大概は親父のお下りを縫ひ直すか、其の儘着用したものである。間には胸間に肋骨（飾り）の跡あるものズボンに大きな筋目の跡あるもの、大きくてフロックコート宜しきものを平氣で着用した者もある。學校當局も之に對しては寛大であつた。靴に至つては、新調は皆無と云つて差支へ無かつた。大概古物商の御厄介になつたものである。靴は体操の時丈け用ひ、通學には焼杉下駄ばきで靴は大事に手持つて行つた。降雨の際は跣足の通學者が多かつた。

未だ現在の様に社會の娛樂機關が發達して居なかつた勢か、日曜日には江津湖の舟遊、花岡山立田山登りと云ふ風に、現在の學徒よりも自然に親しむ機會が多かつた様に思ふ。

明治 工業學校入學回顧漫錄

寺尾 浩

明治四十四年三月に私は熊本縣立工業學校に入學したのだから約二十年も前の話である。

入學した科目は染織科であつた。「はたおり」や「そめもの屋」の仕事を経古するのは私少年にとつて最初の試みであつたから總てが珍らしく、又面白いものに見えた。

今日こそ變遷してゐるが、當時機織實習場が一棟あつた。その中には手織機が十五六臺と何とか稱する模様を織出す織機が數臺あつたと記憶する。

淺黄色の實習服を着けた私達初年生は、極めて原始的な糸操機で糸を操り、又田舎のお婆さんが椽先でブン／＼廻してゐたやうな管巻機で糸を管に巻いては手織機で木綿縞を織らされた。

私達はその原始的な用具を使用しては居たが、如何にも少年職工になつた氣持で無暗に嬉れしがつた。然し、午後三時間の實習時中二三寸織る位の能率では全く遊戯のやうなもので、然かも僅か二三寸織る間に數回縦糸を切らし散々織傷を作つてゐた。修理が面倒臭いのでその儘歸つて居た。

翌日出校すると實習教師や女助手が織傷をちやんと修理して置いて呉れるので又織傷が出来ると逃げてゐた。けれども、そんな事を數回續けるとよく叱られた。

恰度、その頃當時の織機附屬品として極めて進歩した糸操と管巻の機械が購入された。今迄原始的な用具を使つて居た私達にとつては、その進歩した能率的な新式機械の出現は新入生の眼を驚かした。尙一層私達を驚かしたのは引續き購入された新式足踏織機の出現であつた。

その足踏織機は私達新入生が手織機で一二寸織る間に非常な高速度で十尺以上も織つて行くので、その速力の早いのに眼を丸くして驚き、且つ機械の巧妙な構成に感心して無暗に遠大な研究工夫心をそつたものである。

新入生が手織機で面倒臭さうに悠長に織つて居る隣りで、上級生はこの新式高速度の足踏織機で素晴らしい勢で織つて行く。

私は手織機を馬鹿々々しく思つた。

私も早くあの機械を操縦してみたいなあ!!

之れが當時の私の美望であつた。現在こそ織機は發達して高速度に動力化されて居るであらうが、當時手織機の中に足踏機の出現は恰かも人力車横行時代に自動車が出現して競争するやうなものであつた。

色染實習は浸染と捺染とに分れ、新入生は浸染の實習をした。小さな鍋で毎日三寸平方の布切れを試験染して色の標本を作つた。全く染料屋の小僧のやうな氣がした。私は描き友禪やすそ模様な美術的なものを實習してみたくて耐らなかつたが、何時までも染料の色見本ばかり作つて一向興味も湧かず途中で學校を退學しやうと思つた事もあつた。

上學年になつて捺染を實習したが之れも一尺平方許りの色見本作製が眼目で、私が欲してゐたやうなより實際的な作業修練を成す機會が乏しく、特に自信を持つ技術を獲得せず一般染色の常識の一端を得た程度で卒業してしまつた。

卒業後染織業に従事しないで私は繪畫の研究に志したので現在は染織方面の知識は全く無くなつて終つた。たゞ在校中最も印象に残つて居るのは當時の色染主任歌崎雄治先生が私が勝手に研究してみたがるので描染の試作等を黙認して自由に研究時間を與へられた事である。劃一教育の中に斯く私の爲めに許容された研究は個性取扱の一つの現はれで當時尙一步進んで私の研究を開発助長されて居たら私は將來その方面の専門家になつて居つたかも知れない。私は思ふ。工業教育が實務教育として徹底した一個の技術者を養成して社會に送り出すには三ヶ年の修業が

あまりに短期過ぎてゐたのである。その爲め修得すべき事のみ多くして廣く浅く工業常識の萬能養成で終つてゐた感がある。

私は過般繪畫研究の爲め三ヶ年の滞歐を機會に各國の實務教育の實情を視察して母校の教育制度と對比してみたその感想は本文に略するが、私見として、若しも當時の母校が尋常六年卒業より入學し、在學五ヶ年制として斯業の技術者を養成し、且つ卒業者若干は引續き猶ほ三ヶ年在學の専攻科（即ち高等工業程度）を設置して斯業の指導者を養成する制度であつたならば、もつと徹底した工業教育が實現されて居たであらう事を追想するのである。

三 實業補習教育

1 本期補習教育の通觀 本期間内に設定改廢された法規、毎年開催された郡視學會議々案、各郡市長へ發せられた通牒示達、實業學校長又は補習學校長會議々案、教育會の答申案、縣の施設計劃、本期統計書、並其他種々の材料に就ての内容を精査して、之を或は年月順に又は種類別に配列して、通觀して見ると、本期補習教育の狀況特徴として左の三點を指摘する事が出来る。

- イ 實施要項の研究に力めた時期（明治四十年……大正四年）
- ロ 實施要項整理と實施に力めた時期（大正四年、五年）
- ハ 補助法改正其他の獎勵に力めた時期（大正五年、六年、七年）

右の狀況を次の統計書内容の事實に照合して考へると、蓋首肯さるゝであらう。

年 度	枚 數	學 級 數	教 員		生 徒		入 學 者		終 了 者	
			男	女	男	女	男	女	男	女
明治四十年 此間大ナル	二二	一五	×	×	三、六〇〇	一九四	欠	欠	六元	六元
大正四年度	二八	二六	×	×	六、九〇六	二五二	三、〇一〇	一八八	二、八五五	九元
全 五年度	一四	三六	×	×	八、八三五	七四六	四、一三三	五九	三、〇〇六	一七元
全 六年度	二七	四〇	×	×	二、〇八五	一九六	四、五六五	九六五	三、一三三	四元
全 七年度	二五	六三	×	×	一六、九四三	三、九三二	七、六五六	一、七三六	三、六六元	六元

教員欄中×印ハ他ヨリ兼務教員 無印ハ専任教員、

2 補習教育振興策 經費少額にして効果多大、事務簡捷にして設置適切、等は殆ど本期全体を通じての指導目標又は實施要項の中心をなしてゐる。即四十一年の郡視學會議に於ても之を指示してゐるし四十五年八月には之の趣旨に基きて規程の改正も行つてゐる。然し乍ら經費少額では實動上に支障少からず、自由裁量に過ぎては不統一に流れ易く、實績は容易に擧らなかつた。之等の事情からして縣は二回に亘つて本縣教育會に諮問もしてゐる。第一回明治四十一年五月の諮問案「補習教育ヲシテ最モ適切有效ナラシムル方法如何」に對し、教育會は二十一項を擧げて答申してゐる。其中此の期間の狀況を如實に物語る要項とも見らるゝものは、

- 實業教科ノ講習會ヲ開キ教員ノ實力ヲ向上セシムコト
 - 夜間教授ヲ本休トシ生徒保護者ノ諸種ノ希望ヲ參酌スコト
 - 修業年限ヲ一ケ年トシ生徒ノ年齢ニ應ジ學級ヲ編制スルコト
 - 通學ニ便ナル地ヲ選ミ入退學ヲ簡易ニスルコト
 - 事務ヲ簡捷ニシ地方團體トノ連絡ヲ密接ニスルコト
 - 巡回教師ヲ設置シ又ハ地方有識者ノ講話ヲ聞カシムルコト
- 等であつた。以上の様な趣旨を以て當分實施したが、極めて不振不徹底の状態にある本期補習教育振興に對しては之れ位の事では格別の効果を表はさなかつたと見えて、大正二年十月再び本縣教育會に諮問してゐる。此の答申案は斯種教育に對する縣下當時の輿論と見るべきものであるから、其の要點を掲げよう。

○ 義務教育終了後ノ補習教育ヲ普及並發達セシムル適切ナル方案

第一 法規ニヨル補習教育

其ノ一 組織及編制

- 一 學級編制ヲ複雜ニシ、程度ノ高低ニヨリ學校ヲ分ツコト
- 一 學年制、學科制、年齢別、複式教授、二部教授等ヲナスコト

其ノ二 學科及教科書

- 一 普通學科及實業學科トス、特ニ珠算ハ筆算ノ二倍以上トセヨ

教科書ハ一都市一地方ニ適切ナルモノヲ編纂セヨ

其ノ三 修業期間

- 一 學年別ノ時ハ二年以上ヲ本休トシ生徒ノ事情ヲ參酌セヨ
 - 一 學科別ノ時ハ短期(數週間以下)講習的ニセヨ
- 備考 修了年限二年以下ニ限ル現行法ヲ撤廢スルコト

其四 教授時期及時間及實習

- 一 季節教授、夜間教授、閑隙教授並隨意聽講等ヲ本休トセヨ
- 一 實習ハ之ヲ獎勵ス、見學、種子配付、品評會等ヲナスコト

其ノ五 教員

- 一 小本正教員中ヨリ人選シテ實業專門學校等ニ學ハシムルコト
- 一 實業學校卒業生又ハ專門技術者ニ一年ノ師範教育ヲ施スコト
- 一 成ルベク專任者トスルコト都合ニ依リテハ二校兼務トスルコト
- 一 專任教員並兼務教員ノ俸給手當ヲ大ニ増額向上スルコト

其ノ六 外部トノ連絡

- 一 外部トノ連絡ナクシテ補習教育ノ存在ヲ認ムルコト能ハズ
- 一 調査報告質疑見學等ニ快ク應セラル、様依頼スルコト
- 一 學校ノ儀式會合ニ招聘シ講演講話等ヲ聞クコト

其ノ七 獎勵

- 一 縣郡當局者ハ地方出張ノ際獎勵講演ヲナスコト